

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「マイナポイント事業に関する会計検査の結果について」

令和8年5月

会計検査院

参議院決算委員会において、令和6年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、マイナポイント事業の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和8年5月
会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	マイナポイント事業等の概要	1
(1)	マイナポイント事業の実施に至る経緯等	1
(2)	マイナポイント事業の概要等	3
ア	マイナンバーカード等の概要	3
イ	マイナポイント事業の概要	6
ウ	実施機関ごとの事業の概要	10
エ	マイナポイント事業における広報の概要	15
オ	マイナポイント事業費補助金等の概要	15
カ	マイナポイント事業の予算	16
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	17
(1)	検査の観点及び着眼点	17
(2)	検査の対象及び方法	17
第2	検査の結果	19
1	事業の実施状況、特に広報の実施状況	19
(1)	マイナポイント事業に係る予算の執行状況	19
ア	マイナポイント事業に係る予算の状況	19
イ	マイナポイント事業に係る予算の執行状況	22
(2)	マイナポイント事業の実施状況	25
ア	事務局による業務及び事業の実施状況	27
イ	決済事業者による事業の実施状況	35
ウ	地方公共団体による事業の実施状況	36
エ	直轄事業の実施状況	37
(3)	広報の実施状況	38
ア	広報の実施状況の概要	38
イ	S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施状況	41

2	マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況	51
(1)	マイナポイントの申込みの状況	51
ア	マイナポイントの申込者数の推移	51
イ	マイナポイントの年代等別の申込状況	54
ウ	マイナポイントの決済事業者等別の申込状況	55
エ	マイナポイントの付与状況	56
オ	不適切なマイナポイント付与事案への対応状況	57
(2)	マイナンバーカード等の申請等の状況	58
ア	マイナンバーカードの申請、交付及び保有の状況	59
イ	マイナ保険証の利用登録の状況	63
ウ	公金受取口座の登録の状況	65
(3)	マイナンバーカード等の利用等の状況	68
ア	マイナンバーカードの利用等の状況	68
イ	マイナ保険証の利用等の状況	72
ウ	公金受取口座の利用等の状況	74
3	マイナポイントの利用の状況	79
(1)	総務省等におけるマイナポイントの利用の把握状況	79
(2)	決済事業者において管理されているマイナポイントの利用実績等の状況	79
ア	決済事業者におけるマイナポイントの利用実績の管理状況	79
イ	決済事業者において管理されているマイナポイントの利用額等の状況	80
(3)	マイナポイント事業の効果の検証に係る取組状況	84
ア	総務省等による行政事業レビューの取組の状況	84
イ	マイナポイント事業の目的に係る効果の検証	86
第3	検査の結果に対する所見	91
1	検査の結果の主な内容	91
2	所見	97
	別図表	99

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・ 図表中の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。
- ・ 図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和6年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

デジタル庁、総務省、厚生労働省

(二) 検査の内容

マイナポイント事業に関する次の各事項

- ① 事業の実施状況、特に広報の実施状況
- ② マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況
- ③ マイナポイントの利用の状況

2 マイナポイント事業等の概要

(1) マイナポイント事業の実施に至る経緯等

政府は、元年12月に「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、同年^(注1)10月の消費税率引上げへの対応として実施していたキャッシュレス・消費者還元事業を2年6月末まで着実に実施した上で、東京オリンピック・パラリンピック競技大会^(注2)を経た同年9月から、マイナンバーカード（後述(2)ア(ア)参照）の普及やキャッシュレス^(注3)決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えすることとした。そして、消費活性化策として、総務省において、マイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者にマイナポイント（当該利用者が選択したキャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等）を付与する事業（以下、当該事業の準備に係る事業を含めて「第1弾マイナポイント事業」という。）を実施することとした。

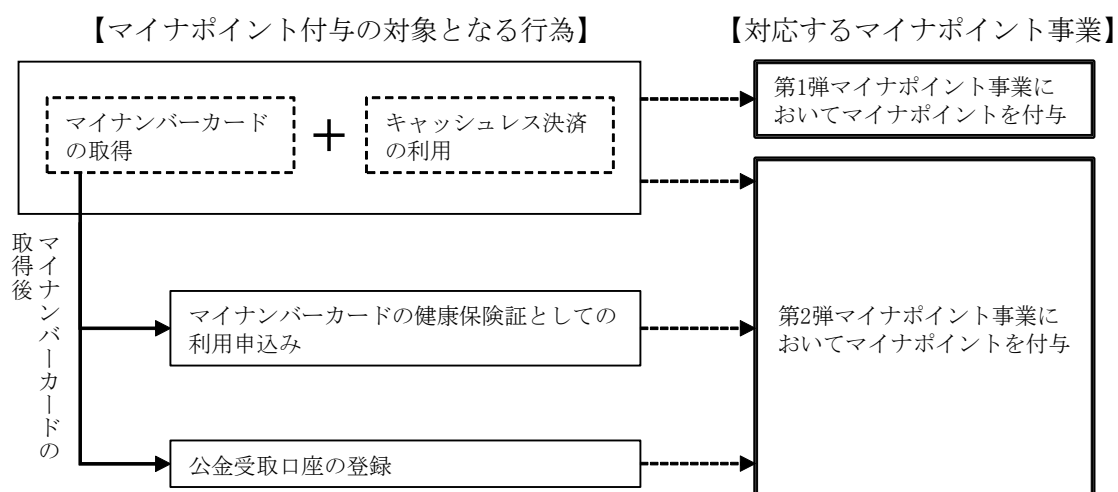
また、政府は、新型コロナウイルス感染症の影響により我が国経済が厳しい状況にあることなどを踏まえ、3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向

上につなげるために、総務省、厚生労働省及びデジタル庁において、マイナンバーカードを活用してマイナポイントを付与する事業（以下「第2弾マイナポイント事業」といい、第1弾マイナポイント事業と合わせて「マイナポイント事業」という。）を実施することとした。第2弾マイナポイント事業では、4年1月から、第1弾マイナポイント事業と同様に、マイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者にマイナポイントを付与することとした。さらに、同年6月から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用（後述(2)ア(イ)参照）の申込みを行った者及び公金受取口座（後述(2)ア(ウ)参照）の登録を行った者に、それぞれマイナポイントを付与することとした（マイナポイント事業の概要については後述(2)イ参照）。

マイナポイント事業におけるマイナポイント付与の概念図を示すと図表0-1のとおりである。また、マイナポイント事業に関連する主な経緯を時系列にまとめると図表0-2のとおりである。

- (注1) キャッシュレス・消費者還元事業 令和元年10月の消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業
- (注2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、閣議決定時点においては令和2年7月から同年9月までの間に開催される予定であったが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催期間が第1弾マイナポイント事業の実施期間中である3年7月から同年9月までの間に延期された。
- (注3) キャッシュレス決済 一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段。マイナポイント事業においては、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等が対象とされている。

図表0-1 マイナポイント事業におけるマイナポイント付与の概念図



図表0-2 マイナポイント事業に関連する主な経緯

時期	事柄
令和元年10月	消費税率引上げへの対応としてキャッシュレス・消費者還元事業を開始
12月	「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、第1弾マイナポイント事業の実施を決定
2年 6月	キャッシュレス・消費者還元事業の終了
7月	第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付の開始
9月	第1弾マイナポイント事業におけるマイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者へのマイナポイントの付与の開始
3年11月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、第2弾マイナポイント事業の実施を決定
12月	第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付の終了
4年 1月	第2弾マイナポイント事業におけるマイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者へのマイナポイントの付与の開始
6月	第2弾マイナポイント事業におけるマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った者及び公金受取口座の登録を行った者へのマイナポイントの付与の開始
5年 9月	第2弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付の終了

(2) マイナポイント事業の概要等

ア マイナンバーカード等の概要

マイナポイント事業においては、(1)のとおりマイナンバーカードの普及を図ることとなっている。そして、第2弾マイナポイント事業では、これに加えて、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み及び公金受取口座の登録の促進も図ることとなっており、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み及び公金受取口座の登録に係るマイナポイントの付与を受けるに当たっては、マイナンバーカードの取得が前提となっている。

これらに係る制度の概要については次のとおりとなっている。

(ア) マイナンバー制度及びマイナンバーカード

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会における社会基盤である。同制度においては、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために個人番号（以下「マイナンバー」という。）が活用されている。マイナンバーは、住民票コードを変換して得られる12桁の番号であり、住民票を持つ日本国内の全住民に対して指定され、通知されている。

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真等が記載されたICチップ付きのカードであり、住民からの申請に基づき、

地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が作成して、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が交付しているものである。マイナンバーカードのICチップには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真及び住民票コードのほか、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が記録されている。マイナンバーカードは、本人確認書類及びマイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、記録された電子証明書等により、コンビニエンスストア等での各種証明書の取得、国税電子申告・納税システム（e-Tax）での確定申告、マイナポータルでの各種行政手続、民間事業者での各種サービスにおいて活用されるなどしている。

マイナンバー及びマイナンバーカードに関して必要な事項は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等に定められている。マイナンバーカードの発行、交付及び管理に関することについては総務省が、利用に関することについてはデジタル庁が、それぞれ所管している。また、マイナンバーカードの発行等に関する情報については、J-LISが運用する個人番号カード管理システムにより管理されている。

- (注4) 署名用電子証明書 インターネット等で電子文書を作成し、送信する際に利用するもので、作成及び送信した電子文書について、利用者が作成した真正なものであること及び利用者が送信したものであることを証明するもの
- (注5) 利用者証明用電子証明書 インターネットサイト等にログインする際に利用するもので、ログインした者が利用者本人であることを証明するもの
- (注6) マイナポータル 国が、行政機関等への電子申請や行政機関等が持つ情報を取得するサービス等を提供するシステム。マイナポータルのログインにはマイナンバーカードが必要となる。

(イ) マイナ保険証

健康保険証の資格確認の仕組みとして、3年10月からオンライン資格確認が本格運用されている。オンライン資格確認は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運用するオンライン資格確認等システムにおいて、国民健康保険、健康保険等の各保険者が登録及び更新する被保険者の資格情報等を一元的に管理し、保険医療機関等からのオンラインでの資格照会等に対応する仕組みである。

オンライン資格確認等システムでは、マイナンバーカードを健康保険証として

利用することが可能となっていて、マイナンバーカードを保有する被保険者が利用申込みを行い、その登録が完了すると、マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書の発行番号がオンライン資格確認等システムにおいて管理されている個人単位被保険者番号に紐付けられる。これにより、保険医療機関等においてマイナンバーカードによる本人認証が可能となり、オンライン資格確認が行えるようになる（以下、健康保険証としての利用登録が行われたマイナンバーカードを「マイナ保険証」という。）。なお、マイナ保険証による資格確認において使用されているのは利用者証明用電子証明書の発行番号であり、マイナンバー自体は使用されていない。

マイナ保険証に関する制度については、厚生労働省が所管しており、マイナ保険証の利用登録は2年7月から、マイナ保険証の本格的な利用は3年10月から、それぞれ開始されている。

また、オンライン資格確認においては、マイナ保険証によるほか、マイナ保険証の利用登録を行っていない者等に交付される資格確認書に記載された記号番号^(注7)等を入力するなどの方法で資格確認を行うことも可能となっている。

(注7) 令和7年12月1日以前においては、従来の健康保険証に記載された記号番号等を入力する方法で資格確認を行うことも可能となっていた。

(ウ) 公金受取口座

公金受取口座登録制度は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）等に基づき、行政機関等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、公金受取口座としてマイナンバーとともに国にあらかじめ登録しておくことができる制度である。

公金受取口座が登録されることにより、公的給付の支給等を行う行政機関等は、^(注8)マイナンバー制度における情報連携により当該公金受取口座に関する情報の提供を求めることができるようになるため、緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の申請手続等において、当該手続の申請者による口座情報の記載、通帳の写しなどの添付等が不要となり、公的給付の支給等を迅速かつ確実に行うことができるようになる。

公金受取口座登録制度については、デジタル庁が所管しており、公金受取口座

(注9) の登録は4年3月から開始され、公金受取口座の情報に係る情報連携の利用は同年10月から順次開始されている。また、公金受取口座は、同庁が運用する口座情報登録・連携システムにより管理されている。

- (注8) 情報連携 マイナンバー法に基づき、行政機関等同士が専用のネットワークシステムを用いて行政手続に必要な情報をやり取りすること
- (注9) 公金受取口座の登録方法は、マイナンバーカードを用いたマイナポータルからの登録が主たる方法となっているが、このほかに所得税の確定申告手続において登録する方法等がある。

イ マイナポイント事業の概要

マイナポイント事業は、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業とで、事業の目的、事業の内容等が異なり、マイナポイントの申込受付期間もそれぞれ複数回にわたり延長されるなどしている。マイナポイント事業の概要を整理して示すと、図表0-3のとおりである。

図表0-3 マイナポイント事業の概要

区分	第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
事業の実施を決定した経済対策の名称	「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」 (令和元年12月閣議決定)	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月閣議決定)
事業実施年度	令和元年度（準備に係る事業の分）、2年度及び3年度	3年度、4年度及び5年度
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 消費活性化（消費税率引上げに伴う経済対策） キャッシュレス決済の利用拡大 マイナンバーカードの普及 	<ul style="list-style-type: none"> 消費喚起（コロナ禍における経済対策） キャッシュレス決済の利用拡大 マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現
事業の内容	マイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの申込みを行う申込者に前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントを付与	施策1：マイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの申込みを行う申込者に前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントを付与 施策2：申込者がマイナ保険証の利用申込みを行った場合に7,500円相当のマイナポイントを付与 施策3：申込者が公金受取口座の登録を行った場合に7,500円相当のマイナポイントを付与
申込受付期間	2年7月から3年12月までの18か月間 (当初は2年7月から3年3月までの9か月間)	4年1月から5年9月までの21か月間 (当初は4年1月から5年2月までの14か月間)
付与開始時期	2年9月	施策1：4年1月 施策2及び施策3：4年6月30日
カード申請期限	3年4月末（当初は設定なし）	5年2月末（当初は4年9月末）
ポイント申込期限	3年12月末（当初は3年3月末）	5年9月末（当初は5年2月末）
実施機関ごとの事業の概要	補助事業	総務省：事務局及び地方公共団体に対する個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金の交付 事務局：ポイント付与補助事業、事務経費補助事業、広報等の実施 地方公共団体：マイナポイント利用環境整備事業の実施 決済事業者：マイナポイントの付与等
	直轄事業	総務省：システム改修等 デジタル庁：システム改修
事務局	一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）	一般社団法人キャッシュレス推進協議会（P J）
決済事業者及び登録サービス	103決済事業者の登録サービス計123件	117決済事業者の登録サービス計141件
	128決済事業者の登録サービス計154件（純計）	
事業を所管する省庁	総務省	総務省：事業全般、事業の事務費及び施策1に係ること 厚生労働省：施策2に係ること デジタル庁：マイナポイントの申込みに関連するシステムの改修等システム全般及び施策3に係ること
予算額	3098億余円（元年度から3年度まで）	1兆8324億余円（3年度及び5年度）
	計2兆1422億余円	

第1弾マイナポイント事業は、図表0-3のとおり、①消費活性化（消費税率引上げに伴う経済対策）、②キャッシュレス決済の利用拡大及び③マイナンバーカードの普及を目的としている。事業を所管する省庁は、総務省となっており、事業の内容については、マイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの申込みを行う申込者が、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、残高へのチャージのための前払を行った場合又は物品等の購入を行った場合（以下、この前払と物品等の購入を合わせて「前払等」という。）に、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者（以下「決済事業者」という。）から申込者に対して、前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントが付与されることとなっている。

第2弾マイナポイント事業は、図表0-3のとおり、①消費喚起（コロナ禍における経済対策）（以下、第1弾マイナポイント事業の①消費活性化（消費税率引上げに伴う経済対策）と合わせて「消費の活性化」という。）、②キャッシュレス決済の利用拡大及び③マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現を目的としている。事業の内容としては、図表0-3のとおり、施策1、施策2及び施策3があり、事業を所管する省庁は、施策1に係ることについては総務省、施策2に係ることについては厚生労働省、施策3に係ることについてはデジタル庁となっている。施策1では、第1弾マイナポイント事業と同様に、申込者に対して、前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントが付与され、^(注10) 施策2では、申込者がマイナ保険証の利用申込みを行った場合に7,500円相当のマイナポイントが付与され、施策3では、申込者が公金受取口座の登録を行った場合に7,500円相当のマイナポイントが付与されることとなっている。したがって、申込者が施策1から施策3までの申込みを全て行った場合、最大20,000円相当のマイナポイントが付与されることとなる。

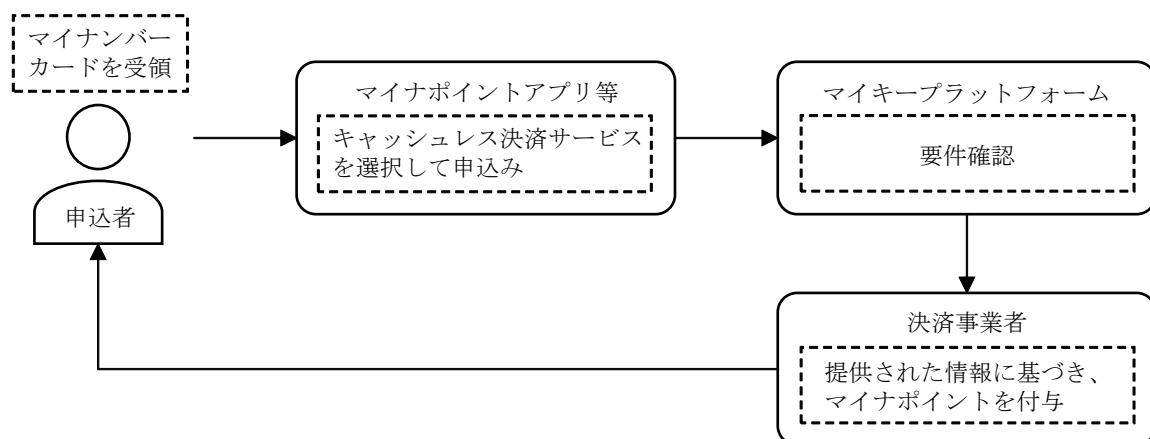
マイナポイント事業において、マイナポイントの付与を受けるためには申込手続が必要であり、この申込手続及びマイナポイントの付与までの流れは図表0-4のとおりとなっている。

まず、申込者は、マイナポイント事業において設定されたマイナンバーカードの申請期限（以下「カード申請期限」という。）までにマイナンバーカードの交付を申請し、交付を受ける。次に、別途設定されたマイナポイントの申込期限（以下^(注11)「ポイント申込期限」という。）までに、マイナポイントアプリ等からキャッシュ

レス決済サービスを選択して、マイナポイントの申込みを行う。申込みはデジタル
 庁が運用するマイキープラットフォームにおいて受け付けられ、マイナポイントの
 (注12)
 付与に係る要件確認が行われた後、決済事業者は、マイキープラットフォームから
 提供された情報に基づき、申込者に対してマイナポイントの付与を行う（マイナポ
 イントの付与に係る申込手続における要件確認等の仕組みについては別図表0-1参
 照）。

- (注10) 施策1に係るマイナポイントは、第1弾マイナポイント事業において既に5,000円相当のマイナポイントが付与されている者には付与されない。
- (注11) マイナポイントアプリ スマートフォン等からマイナポイントを申し込むためのアプリケーション
- (注12) マイキープラットフォーム マイナンバーカードに記録された電子証明書を活用して、マイナンバーカードを各種サービスの利用に係る共通の手段とするためのデジタル庁（令和3年8月31日以前は総務省。以下同じ。）が運用する共通情報基盤

図表0-4 マイナポイントの付与に係る申込手続の概要



マイナポイント事業においては、図表0-5のとおりカード申請期限及びポイント申
 込期限が設定されている。第1弾マイナポイント事業においては、当初は、カード申
 込期限については設けられておらず、ポイント申込期限は3年3月末とされていた。
 その後、カード申請期限が設けられるとともに、カード申請期限及びポイント申込
 期限が延長され、最終的には3年4月末及び同年12月末とされた。第2弾マイナポイン
 ト事業においては、当初は、これらの期限は4年9月末及び5年2月末とされていたが、
 数回にわたり延長され、最終的には5年2月末及び同年9月末とされた。この結果、マ
 イナポイントの申込受付期間は、第1弾マイナポイント事業の18か月間と第2弾マイ
 ナポイント事業の21か月間とを合わせて、最終的には計39か月間となった。

図表0-5 カード申請期限及びポイント申込期限の延長の状況

区分		カード 申請期限	ポイント 申込期限	申込受付期間	延長理由
第1弾 マイナ ポイント 事業	当初の期限	—	令和 3年3月末	2年7月～3年3月 (9か月間)	
	1回目の延長 後の期限	<u>3年3月末</u>	<u>3年9月末</u>	2年7月～ <u>3年9月</u> (15か月間)	2年度末にかけて再配布されるQRコード付き交付申請書により、マイナンバーカードの申請件数の増加が見込まれるなどのため
	2回目の延長 後の期限	<u>3年4月末</u>	3年9月末	2年7月～3年9月 (15か月間)	3年3月末頃にQRコード付き交付申請書を受領した場合においても、余裕をもってマイナンバーカードを申請することができるようにするなどのため
	3回目の延長 後の期限	3年4月末	<u>3年12月末</u>	2年7月～ <u>3年12月</u> (18か月間)	3年4月末にマイナンバーカードを申請した場合においても、確実にマイナポイントを申し込めるようにするなどのため
第2弾 マイナ ポイント 事業	当初の期限	4年9月末	5年2月末	4年1月～5年2月 (14か月間)	
	1回目の延長 後の期限	<u>4年12月末</u>	5年2月末	4年1月～5年2月 (14か月間)	政府及び地方公共団体によるマイナンバーカードの更なる利活用拡大及び申請促進に向けた取組が進められている中、これらの取組と連携して、更なるマイナンバーカードの申請件数の増加を図るため
	2回目の延長 後の期限	<u>5年2月末</u>	<u>5年5月末</u>	4年1月～ <u>5年5月</u> (17か月間)	新型コロナウイルスの感染者数が全国的に増加傾向にある中、窓口の混雑緩和を図り、安心してマイナンバーカードを申請することができるようにするとともに、適切にマイナポイントを申し込めるようにするなどのため
	3回目の延長 後の期限	5年2月末	<u>5年9月末</u>	4年1月～ <u>5年9月</u> (21か月間)	5年2月末にマイナンバーカードの申請件数が急増したことにより、通常よりもマイナンバーカードの交付に時間を要する見込みとなったことなどから、それらの期間を考慮し、安心してマイナポイントを申し込めるようにするため

注(1) 第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付は、令和2年7月から開始されている。第2弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付は、施策1については4年1月から、施策2及び施策3については同年6月30日から開始されている。

注(2) 図表中の下線部分は、延長により変更された箇所を示す。

ウ 実施機関ごとの事業の概要

マイナポイント事業は、補助事業及び直轄事業により実施されている。

総務省は、マイナポイント事業のうち申込者に対するマイナポイントの付与等を補助事業により実施することとし、個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱（令和元年総行情第9号）及びマイナポイント事業費補助金交付要綱（令和2年総行情第14号。以下、これらを合わせて「交付要綱」という。）を定めて、マイナポイントを付与する決済事業者に対する経費の補助等を行う事務局に対して、また、マ

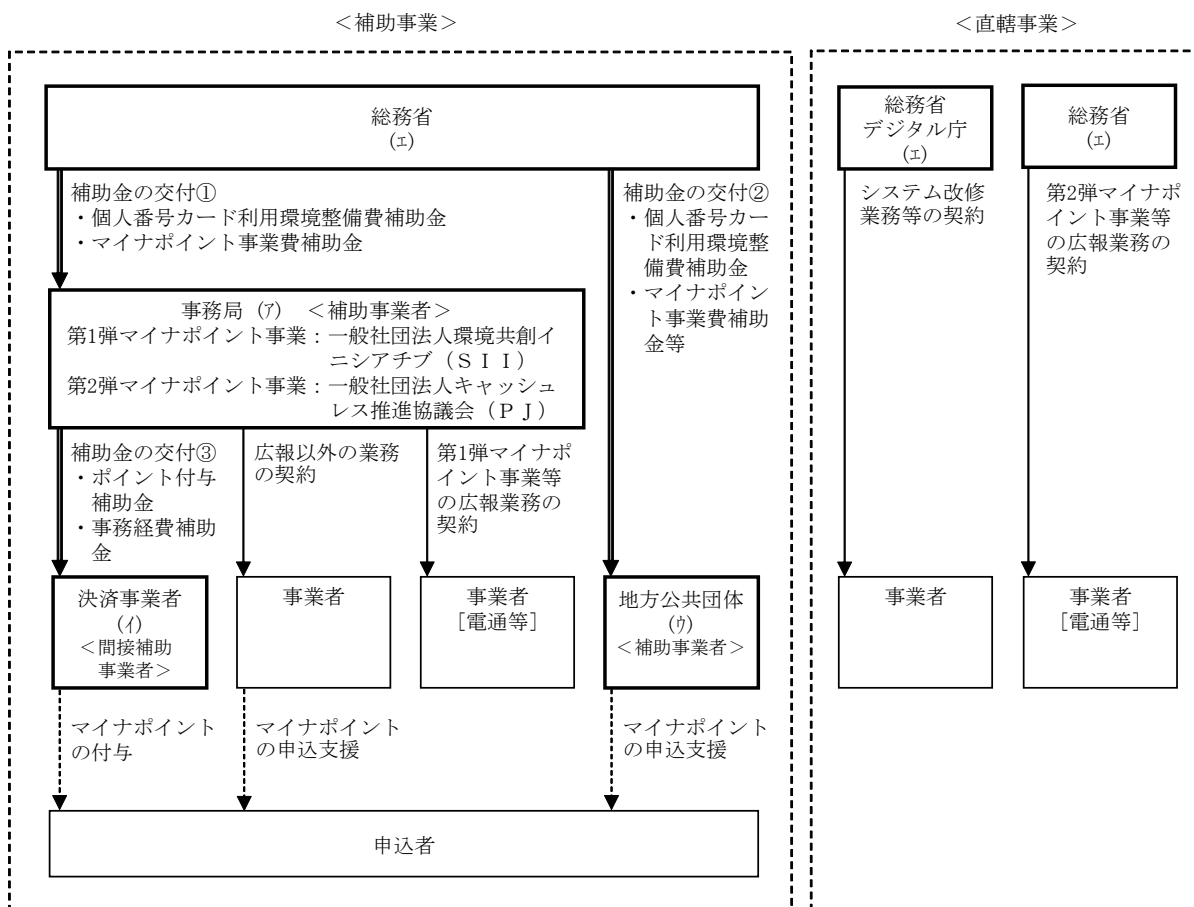
マイナポイント事業の実施に向けた環境整備を行う地方公共団体に対して、個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金をそれぞれ交付するなどしている。補助事業の予算は、事務の効率性を踏まえ、第1弾マイナポイント事業の制度設計を行った総務省に計上されており、同省が執行している。

また、総務省はマイナポイント事業の広報、システム改修等を、デジタル庁はシステム改修を、それぞれ直轄事業により実施している。^(注13) 直轄事業の予算は、同省及び同庁に計上されており、同省及び同庁が執行している。

マイナポイント事業における補助事業及び直轄事業の全体像を示すと、図表0-6のとおりとなっており、これらの事業を実施しているのは、総務省、デジタル庁、事務局、決済事業者及び地方公共団体（以下、これらを「実施機関」という。）となっている。

(注13) 厚生労働省については、施策2に係ることを所管しているが、制度の企画立案等にとどまり、マイナポイント事業に係る予算は計上されておらず、直轄事業を実施していない。

図表0-6 マイナポイント事業における補助事業及び直轄事業の全体像



注(1) 図表中の太枠は実施機関であることを示し、太枠内の(ア)から(エ)までは、以下の本文(ア)から(エ)までに対応している。

注(2) 図表中の二重線の矢印は補助金の流れを、実線の矢印は契約先を、破線の矢印はマイナポイントの付与等の流れを示す。

注(3) 図表中の丸数字は、図表0-7の丸数字と対応している。

実施機関ごとの事業の概要については次のとおりとなっている。

(ア) 事務局が実施する事業の概要

総務省は、第1弾マイナポイント事業の実施に当たり、補助事業者から決済事業者に対して補助金を交付する間接補助の方法を採用することとし、元年12月に補助金の交付等の事務を行う補助事業者を公募した。また、第2弾マイナポイント事業の実施に当たっても間接補助の方法によることとし、3年12月に補助事業者を改めて公募した。

第1弾マイナポイント事業の事務局として選定された一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）及び第2弾マイナポイント事業の事務局として選定された一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「P J」という。）は、次の a から d までの業務及び間接補助金を交付する事業を、総務省が定めた

マイナポイント事業費補助金（マイナポイント事業）実施要領（令和2年総行情第50号）、マイナポイント事業費補助金（マイナポイント第2弾）実施要領（令和4年総行情第14号。以下、これらを合わせて「実施要領」という。）等に基づき実施している。

- a 間接補助事業者となる決済事業者の募集・審査・登録に係る業務
- b マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）交付規程を定め、当該交付規程に基づき、マイナポイントの付与の原資となる補助金（以下「ポイント付与補助金」という。）をaの決済事業者に対して交付する事業（以下「ポイント付与補助事業」という。）
- c マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）交付規程（以下、マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）交付規程と合わせて「事務局交付規程」という。）を定め、当該交付規程に基づき、マイナポイントの付与に要する事務経費に係る補助金（以下「事務経費補助金」という。）をaの決済事業者に対して交付する事業（以下「事務経費補助事業」という。）
- d aからcまでに付随する業務

dの業務では、マイナポイントの申込支援（マイナポイント申込支援用端末を全国に設置するなどの業務）、コールセンターの設置、システムの構築及び運用、事業の広報、事業の効果検証等の業務を実施することとなっている。このうち事業の効果検証では、マイナポイント事業の効果測定に係る調査（以下「効果測定調査」という。）を実施することとなっている。

なお、第1弾マイナポイント事業から切れ目なく第2弾マイナポイント事業を開始するため、PJが第2弾マイナポイント事業を開始するまでの期間（4年1月から同年3月まで）については、総務省からの依頼に基づき、S I Iが継続して第2弾マイナポイント事業を実施している（以下、このS I Iが継続して実施している第2弾マイナポイント事業を「継続事業」という。）。

(イ) 決済事業者が実施する事業の概要

決済事業者は、間接補助事業者として、申込者に対してマイナポイントを付与する事業を実施し、また、マイナポイントの付与に関して、コールセンターの設置、システム改修、事業の広報等を必要に応じて実施している。

決済事業者は、申込者が選択することができるキャッシュレス決済サービスの情報と付与するポイントの情報を組み合わせて、あらかじめ事務局に登録することとなっている（以下、キャッシュレス決済サービスの情報と付与するポイントの情報を組み合わせて事務局に登録したものを「登録サービス」という。）。また、複数のキャッシュレス決済サービスを提供しているなどの決済事業者においては、キャッシュレス決済サービスの情報と付与するポイントの情報の組合せを複数登録することも可能となっている。

決済事業者及び登録サービスは、第1弾マイナポイント事業では103決済事業者の登録サービス計123件、第2弾マイナポイント事業では117決済事業者の登録サービス計141件となっており、両事業の重複を除いたマイナポイント事業全体としての純計では、計128決済事業者の登録サービス計154件となっている（決済事業者及び登録サービスの詳細については別図表0-2参照）。

(ウ) 地方公共団体が実施する事業の概要

総務省は、マイナポイント事業の実施に当たり、デジタル機器等に不慣れな者に対する申込支援が必要であり、地方公共団体におけるマイナンバーカードの交付と一連の流れでマイナポイントの申込支援を行うことが効果的であるなどとして、地方公共団体に対してマイナポイントの申込支援等に対する協力を求めている。

これを受けて、地方公共団体は、マイナポイント事業の実施に向けた環境整備として、マイナンバーカードを取得した者に対して庁舎等に設置したマイナポイント申込支援窓口でマイナポイントの申込支援等を行う事業、キャッシュレス決済サービスの利用店舗を募集する事業、マイナポイント事業の広報等を実施する事業（以下、これらを合わせて「マイナポイント利用環境整備事業」という。）等を必要に応じて実施している。

(エ) 総務省及びデジタル庁が実施する事業の概要

総務省は、事務局及び地方公共団体に対する補助を行っているほか、直轄事業として、第1弾マイナポイント事業においては、マイキープラットフォームの改修、^(注14) J P Q Rに係る調査研究等の業務を実施しており、第2弾マイナポイント事業においては、広報の業務を実施している。また、デジタル庁は、第2弾マイナポイント事業において、マイキープラットフォーム等の改修業務を実施している。

(注14) J P Q R キャッシュレス決済サービスごとに異なるQRコードの規格を一つにまとめることで、複数のキャッシュレス決済サービスに対応することができるQRコード決済の統一規格

エ マイナポイント事業における広報の概要

マイナポイント事業においては、新聞、テレビ等の複数の媒体による大規模な広報が展開されており、第1弾マイナポイント事業では、S I Iが株式会社電通（以下「電通」という。）に外注するなどして、第2弾マイナポイント事業では、総務省が直轄事業として電通に外注するなどして、それぞれ広報を実施している。

これらのほか、地方公共団体及び決済事業者においても、地域住民、キャッシュレス決済サービスの利用者等に向けた広報を実施している。

オ マイナポイント事業費補助金等の概要

総務省から事務局及び地方公共団体に対して交付されるマイナポイント事業費補助金等（図表0-6の①及び②）並びに事務局から決済事業者に対して交付されるポイント付与補助金等（図表0-6の③）の概要を整理して示すと、図表0-7のとおりである（総務省から事務局に交付されるマイナポイント事業費補助金及びポイント付与補助金の交付に係る主な手続の流れについては別図表0-3参照）。

図表0-7 マイナポイント事業費補助金等の概要

交付元及び交付先	①総務省から事務局に交付	②総務省から地方公共団体に交付	③事務局から決済事業者に交付
補助金名	・個人番号カード利用環境整備費補助金 ・マイナポイント事業費補助金	・個人番号カード利用環境整備費補助金 ・マイナポイント事業費補助金等	・ポイント付与補助金 ・事務経費補助金
交付の根拠規程	交付要綱	交付要綱等	事務局交付規程
補助対象経費	・第1弾マイナポイント事業のうち準備に係る事業の実施に要する経費（個人番号カード利用環境整備費補助金） ・決済事業者の募集・審査・登録に係る業務、ポイント付与補助事業、事務経費補助事業及びこれらに付随する業務の実施に要する経費（マイナポイント事業費補助金）	・マイナポイントの申込支援等に要する経費 ・利用店舗募集に要する経費 ・広報等に要する経費	・マイナポイントの付与の原資（ポイント付与補助金） ・マイナポイントの付与に要する事務経費（事務経費補助金）
交付額	事務局が実施する業務及び事業に要する経費の額	マイナポイント利用環境整備事業等の実施に要する経費の実支出額と人口規模等に応じて設定された基準額とを比較して少ない方の額	・原則として、マイナポイント付与額からマイナポイント付与額に失効率を乗じて得られる失効額を控除した額（ポイント付与補助金） ・各決済事業者におけるマイナポイントの申込者数、キャッシュレス決済サービスの年間取扱高等に応じて設定された上限額の範囲内におけるマイナポイントの付与に要する事務経費の額（事務経費補助金）

注(1) 図表中の丸数字は、図表0-6の丸数字と対応している。

注(2) 「マイナポイント付与額」については後述第2の2(1)エ参照

カ マイナポイント事業の予算

第1弾マイナポイント事業は、総務省が所管しており、その予算は、同省に計上され、同省が執行している。

第2弾マイナポイント事業は、総務省、厚生労働省及びデジタル庁が所管しており、事業全般、事業の事務費及び施策1に係ることについては総務省、施策2に係ることについては厚生労働省、マイナポイントの申込みに関連するシステムの改修等システム全般及び施策3に係ることについてはデジタル庁がそれぞれ所管している。そして、ウのとおり、その予算については、システム改修のためにデジタル庁に計上された一部の予算を除き、第1弾マイナポイント事業の制度設計を行った総務省に計上され、同省が執行している。

第1弾マイナポイント事業の予算は、令和元年度一般会計予算、令和元年度一般会

計補正予算（第1号）、令和2年度一般会計予算、令和2年度一般会計補正予算（第3号）及び令和3年度一般会計予算（以下、それぞれ「元年度当初予算」「元年度補正予算」「2年度当初予算」「2年度第3次補正予算」「3年度当初予算」という。）に計3098億余円、第2弾マイナポイント事業の予算は、令和3年度一般会計補正予算（第1号）、令和5年度一般会計予算及び令和5年度一般会計補正予算（第1号）（以下、それぞれ「3年度補正予算」「5年度当初予算」「5年度補正予算」という。）に計1兆8324億余円が計上されており、マイナポイント事業の予算額はこれらを合わせた計2兆1422億余円となっている。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請のマイナポイント事業に関する各事項について、^(注15) 合規性、^(注15) 経済性、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、次の点に着眼して検査した。

(注15) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア 事業の実施状況、特に広報の実施状況

(ア) マイナポイント事業に係る予算の執行状況はどのようになっているか。

(イ) マイナポイント事業の実施状況はどのようになっているか。また、業務の外注等に当たり、競争性等が確保されているか。

(ウ) 広報の実施状況はどのようになっているか。

イ マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

(ア) マイナポイントの申込みの状況はどのようになっているか。

(イ) マイナンバーカードの申請、マイナ保険証の利用登録及び公金受取口座の登録の状況はどのようになっているか。

(ウ) マイナポイント事業の実施後におけるマイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等の状況はどのようになっているか。

ウ マイナポイントの利用の状況

(ア) マイナポイントの利用の状況はどのようになっているか。

(イ) マイナポイント事業の効果の検証に係る取組の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、元年度から5年度までの間に実施されたマイナポイント事業を対象として、デジタル庁、総務省、厚生労働省、補助事業者であるS I I、P J及び41
(注16)
地方公共団体（4府県及び同府県の37市町村）、間接補助事業者である24決済事業者並びに国の役務の請負人である電通において、294人日を要して会計実地検査を行った。また、ポイント付与補助金の交付を受けた127決済事業者のうち、交付額が多額となっているなどの44決済事業者からマイナポイントの利用の状況、広報の実施状況等に係る調書の提出を、広報等に要する経費に係るマイナポイント事業費補助金の交付額が多額となっているなどの65地方公共団体（11府県及び13道府県の54市町）から広報の実施状況に係る調書の提出をそれぞれ受けて、その内容を確認するなどして検査した。このほか、公表されている資料等により把握した内容を基に調査分析を行った。

(注16) 4府県 大阪府、群馬、高知、福岡各県

(注17) 11府県 京都、大阪両府、群馬、埼玉、愛知、兵庫、香川、愛媛、高知、熊本、宮崎各県

(注18) 13道府県 北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、愛知、兵庫、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、宮崎各県

第2 検査の結果

1 事業の実施状況、特に広報の実施状況

(1) マイナポイント事業に係る予算の執行状況

ア マイナポイント事業に係る予算の状況

元年度から5年度までのマイナポイント事業に係る予算額は2兆1422億余円であり、予算科目別に示すと、図表1-1のとおりとなっていた。

図表1-1 マイナポイント事業に係る予算科目別の予算額の状況

(単位：百万円)

所管	予算科目		元年度 当初 予算	元年度 補正 予算	2年度 当初 予算	2年度 第3次 補正 予算	3年度 当初 予算	3年度 補正 予算	5年度 当初 予算	5年度 補正 予算	計	構成比	
	(項)	(目)											
デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	情報処理業務庁費	-	-	-	-	-	3,550	-	-	3,550	0.1%	
総務省	電子政府・電子自治体推進費	職員旅費	-	-	2	-	-	-	-	-	2	0.0%	
		情報処理業務庁費	4,544	119	5,240	-	-	7,500	-	-	17,404	0.8%	
		マイナンパーカード交付事務費補助金(注)	-	-	-	-	-	-	-	2,200	13,267	15,467	0.7%
		個人番号カード利用環境整備費補助金	7,385	-	-	-	-	-	-	-	-	7,385	0.3%
		マイナポイント事業費補助金	-	2,003	240,517	25,000	25,000	1,805,906	-	-	-	2,098,427	97.9%
計			11,930	2,123	245,761	25,000	25,000	1,816,956	2,200	13,267	2,142,238	100.0%	
うち第1弾マイナポイント事業分			11,930	2,123	245,761	25,000	25,000	-	-	-	309,814	14.4%	
うち第2弾マイナポイント事業分			-	-	-	-	-	1,816,956	2,200	13,267	1,832,423	85.5%	

(注) 第2弾マイナポイント事業のポイント申込期限が令和5年度まで延長されたことに伴い、地方公共団体による5年度のマイナポイント申込支援等に要する経費として措置されたもの

このうち、構成比が最大の目である(目)マイナポイント事業費補助金の予算額は、計2兆0984億余円となっており、マイナポイント事業に係る予算額全体の97.9%を占めていた。

また、前記の予算額2兆1422億余円について、予算上は、事業区分、実施機関等の別の内訳は示されていないため、予算案の作成時に総務省及びデジタル庁が積算した金額（以下「予算積算額」という。）からその内訳をみると、図表1-2のとおりとなっていた。

図表1-2 マイナポイント事業に係る所管、事業区分、実施機関等別の予算積算額の状況

（単位：百万円）

所管	事業区分	元年度 当初 予算	元年度 補正 予算	2年度 当初 予算	2年度 第3次 補正 予算	3年度 当初 予算	3年度 補正 予算	5年度 当初 予算	5年度 補正 予算	計	構成比
	実施機関等										
総務省	補助事業	7,385	2,003	240,517	25,000	25,000	1,805,906	2,200	13,267	2,121,280	99.0%
	事務局	4,520	-	19,404	-	-	17,091	-	-	41,015	1.9%
	決済事業者	-	2,003	208,000	25,000	25,000	1,779,500	-	-	2,039,503	95.2%
	ポイント付 与補助事業	-	-	200,000	25,000	25,000	1,772,500	-	-	2,022,500	94.4%
	事務経費 補助事業	-	2,003	8,000	-	-	7,000	-	-	17,003	0.7%
	地方公共団体	2,865	-	13,113	-	-	9,315	2,200	13,267	40,761	1.9%
	直轄事業	4,544	119	5,243	-	-	11,050	-	-	20,957	0.9%
総務省	総務省	4,544	119	5,243	-	-	7,500	-	-	17,407	0.8%
デジタル 庁	デジタル庁	-	-	-	-	-	3,550	-	-	3,550	0.1%
	計	11,930	2,123	245,761	25,000	25,000	1,816,956	2,200	13,267	2,142,238	100.0%
	うち第1弾マイナ ポイント事業分	11,930	2,123	245,761	25,000	25,000	-	-	-	309,814	14.4%
	うち第2弾マイナ ポイント事業分	-	-	-	-	-	1,816,956	2,200	13,267	1,832,423	85.5%

補助事業の予算積算額は計2兆1212億余円（マイナポイント事業に係る予算積算額全体に対する構成比99.0%）となっており、このうち、ポイント付与補助事業の予算積算額は計2兆0225億円（同94.4%）となっていた。

また、事務局が実施する業務及び事業に要する経費から、決済事業者に対してポイント付与補助金及び事務経費補助金として交付する金額を差し引いた金額（図表1-2「事務局」欄の金額。以下「事務局事務費」という。）に係る予算積算額は計410億余円となっていた（事務局事務費については後述(2)ア(ウ)参照）。

ポイント付与補助事業の予算積算額は、図表1-3のとおり、第1弾マイナポイント事業及び第2弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込者数の目標値に基

づき積算されていた。

図表1-3 ポイント付与補助事業における予算積算上のマイナポイントの申込者数の目標値等

施策区分		予算	1人当たりの金額(円)	マイナポイントの申込者数の目標値(万人)	予算積算額(億円)
第1弾マイナポイント事業	マイナンバーカード取得	2年度当初予算	5,000	4000	2000
		2年度第3次補正予算	5,000	500	250
		3年度当初予算	5,000	500	250
	小計				2500
第2弾マイナポイント事業	施策1 (マイナンバーカード取得)	3年度補正予算	5,000	6950	3475
	施策2 (マイナ保険証)		7,500	9500	7125
	施策3 (公金受取口座)		7,500	9500	7125
	小計				1兆7725
計					2兆0225

このうち、第1弾マイナポイント事業では、政府は、2年7月末までに4000万枚のマイナンバーカードを交付することを想定していたため、総務省は、2年度当初予算において、第1弾マイナポイント事業のマイナポイントの申込者数の目標値を4000万人と設定して、これに1人当たりの金額5,000円を乗じた2000億円をポイント付与補助事業の予算額として積算していた。その後、目標値を5000万人に拡充することとされたため、同省は、拡充された1000万人に5,000円を乗じた500億円について、2年度第3次補正予算及び3年度当初予算において、それぞれ500万人分に相当する250億円をポイント付与補助事業の予算額として積算しており、第1弾マイナポイント事業におけるポイント付与補助事業の予算積算額は、これらを合わせた計2500億円となっていた。

また、第2弾マイナポイント事業では、総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、人口の75%がマイナポイントの申込みを行うことを想定し、マイナポイントの申込者数の目標値を9500万人と設定していたため、総務省は、3年度補正予算において、施策1については9500万人から予算の作成時における第1弾マイナポイント事業の最終的な申込者数として想定した2550万人を差し引いた6950万人に5,000円を乗じた3475億円、施策2及び施策3についてはそれぞれ9500万人に7,500円を乗じた7125億円をポイント付与補助事業の予算額として積算しており、第2弾マイナポイント事業にお

けるポイント付与補助事業の予算積算額は、これらを合わせた計1兆7725億円となっていた。

イ マイナポイント事業に係る予算の執行状況

マイナポイント事業に係る予算額2兆1422億余円に対する元年度から5年度までの支出済額は計1兆5178億余円となっており、予算科目別に示すと、図表1-4のとおりとなっていた。

図表1-4 マイナポイント事業に係る予算科目別の支出済額の状況

(単位：百万円)

所管	予算科目		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計	構成比
	(項)	(目)							
デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	情報処理業務庁費	-	-	320	923	-	1,244	0.0%
総務省	電子政府・電子自治体推進費	諸謝金注(1)	-	-	0	-	-	0	0.0%
		職員旅費	-	0	-	-	-	0	0.0%
		庁費注(1)	-	-	-	-	0	0	0.0%
		情報処理業務庁費	2,547	2,835	67	7,465	-	12,915	0.8%
		マイナンバーカード交付事務費補助金注(2)	-	-	-	-	11,665	11,665	0.7%
		個人番号カード利用環境整備費補助金注(3)	786	5,825	-	-	-	6,612	0.4%
		マイナポイント事業費補助金注(3)	-	69,047	102,303	966,465	347,565	1,485,381	97.8%
計			3,334	77,708	102,691	974,855	359,231	1,517,820	100.0%
うち第1弾マイナポイント事業分			3,334	77,708	87,513	-	-	168,556	11.1%
うち第2弾マイナポイント事業分			-	-	15,177	974,855	359,231	1,349,264	88.8%

注(1) (目) 諸謝金及び(目) 庁費については、マイナポイント事業に係る予算としては計上されていないが、これらの(目) からマイナポイント事業に係る経費を支出したため、これに係る支出済額を記載している。

注(2) (目) マイナンバーカード交付事務費補助金の金額は、マイナポイント申込支援等に要する経費として地方公共団体が実際に支払った経費等を示している。

注(3) (目) 個人番号カード利用環境整備費補助金の令和元年度における支出済額及び(目) マイナポイント事業費補助金の支出済額には、マイナポイント事業に係る経費と区分することができない他の事業に係る経費が一部含まれている。

注(4) 総務省及びデジタル庁が、図表1-2における直轄事業に係る予算により実施したものの、マイナポイント事業分を算出することができない業務に係る経費については、図表に含めていない。

このうち、構成比が最大の目である(目) マイナポイント事業費補助金の支出済

額は計1兆4853億余円となっており、マイナポイント事業に係る支出済額全体の97.8%を占めていた。

マイナポイント事業に係る支出済額はこのような状況となっていたが、この支出済額は、一部の目において、翌年度以降に返納されている場合があった。すなわち、(目)マイナポイント事業費補助金等において、事務局等は、事務局事務費並びに決済事業者へのポイント付与補助金及び事務経費補助金に必要な金額を踏まえて作成した資金計画を基に概算払により補助金の交付を受けるなどして、最終的な余剰額を翌年度以降に返納していた。

そこで、実質的な予算の執行状況を把握するため、マイナポイント事業に係る支出済額から事務局等による翌年度以降の返納額を差し引いたマイナポイント事業に係る支出額(7年9月時点。以下、支出済額から翌年度以降の返納額を差し引いた額を「支出額」という。)についてみると、元年度から5年度までで計1兆3905億余円となっており、これを所管、事業区分、実施機関等の別に区分すると、図表1-5のとおりとなっていた。

図表1-5 マイナポイント事業に係る予算の所管、事業区分、実施機関等別の支出額等の状況

(単位：百万円)

所管	事業区分 実施機関等	予算 積算額 (a)	支出額				割合 (b)/(a) 注(1)
			第1弾マイ ナポイント 事業	第2弾マイ ナポイント 事業	計 (b)	構成比	
総務省	補助事業	2,121,280	159,973	1,216,377	1,376,351	98.9%	64.8%
	事務局 注(2)	41,015	29,207	30,134	59,342	4.2%	144.6%
	決済事業者	2,039,503	119,687	1,160,157	1,279,844	92.0%	62.7%
	ポイント付与 補助事業	2,022,500	116,583	1,154,841	1,271,425	91.4%	62.8%
	事務経費補助 事業 注(2)	17,003	3,103	5,315	8,418	0.6%	49.5%
	地方公共団体 注(2) 注(3)	40,761	11,078	26,086	37,164	2.6%	91.1%
	直轄事業 注(4)	20,957	5,450	8,711	14,161	1.0%	67.5%
総務省	総務省	17,407	5,450	7,467	12,917	0.9%	74.2%
デジタル庁	デジタル庁	3,550	-	1,244	1,244	0.0%	35.0%
計		2,142,238	165,423	1,225,089	1,390,513	100.0%	64.9%

注(1) 割合の欄は予算積算額に対する支出額の割合を示したものであり、事務局事務費においては、予算積算額を超える金額について決済事業者分として積算された予算額を充てたため、割合が100%を超えている。

注(2) 事務局事務費の支出額（「事務局」欄参照）、事務経費補助事業の支出額及び地方公共団体における第1弾マイナポイント事業の支出額には、マイナポイント事業に係る経費と区分することができない他の事業に係る経費が一部含まれている。

注(3) 第2弾マイナポイント事業は令和4年1月から実施されたが、3年度の地方公共団体に対する補助金の交付額を第1弾マイナポイント事業分と第2弾マイナポイント事業分に区分することができないため、全額を第1弾マイナポイント事業分として整理している。

注(4) 総務省及びデジタル庁が、図表1-2における直轄事業に係る予算により実施したものの、マイナポイント事業分を算出することができない業務に係る経費については、図表に含めていない。

補助事業の支出額は計1兆3763億余円（マイナポイント事業に係る支出額全体に対する構成比98.9%）となっており、このうち、ポイント付与補助事業の支出額は計1兆2714億余円（同91.4%）となっていた。

予算積算額に対する支出額の割合についてみると、マイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達しなかったこと（マイナポイントの申込者数については後述2(1)ア参照）などから、マイナポイント事業全体は64.9%、ポイント付与補助事業は62.8%となっていた。一方で、事務局事務費は144.6%と高くなっていたが、

この理由について、総務省は、マイナポイントの申込受付期間が、第1弾マイナポイント事業、第2弾マイナポイント事業共に事業開始時に設定していた9か月間、14か月間からそれぞれ延長され、最終的に39か月間となったことに伴って（第1の2(2)イ参照）、マイナポイント申込支援用端末の設置費、システム関連費等の申込者数の状況にかかわらず発生する経常的な経費が増加したためとしている。

また、図表1-5のとおり、マイナポイント事業に係る支出額の大半を補助事業が占めていることから、補助事業の繰越額等の状況をみると、図表1-6のとおり、元年度から3年度までの各年度における予算現額に対する繰越額の割合（以下「繰越率」という。）は72.0%から89.5%まで、5年度における予算現額に対する不用額の割合（以下「不用率」という。）は48.2%といずれも高くなっていった。

図表1-6 補助事業の繰越額等の状況

（単位：百万円）

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算現額 (a)	9,389	273,774	2,028,146	1,816,049	694,787
支出済額 (b)	786	74,873	102,303	966,465	359,230
繰越額 (c)	8,257	197,240	1,816,049	679,319	-
繰越率 (c)/(a)	87.9%	72.0%	89.5%	37.4%	-
不用額 (d)=(a)-(b)-(c)	345	1,661	109,793	170,263	335,556
不用率 (d)/(a)	3.6%	0.6%	5.4%	9.3%	48.2%

元年度から3年度までの各年度における繰越率が高い理由について、総務省は、元年度は、第1弾マイナポイント事業の申込受付開始に向けた準備を2年度にかけて行ったため、2年度及び3年度は、ポイント申込期限が翌年度に延長されたため（図表0-5参照）などとしている。また、5年度における不用率が高い理由について、同省は、ポイント申込期限の延長等の理由により翌年度への繰越しが行われた後、最終的にマイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達しなかったためなどとしている。

(2) マイナポイント事業の実施状況

マイナポイント事業においては、第1の2(2)ウのとおり、事務局は補助事業者としてポイント付与補助事業等を、決済事業者は間接補助事業者としてマイナポイントを付与するなどの事業を、地方公共団体は補助事業者としてマイナポイント利用環境整備事業等を、総務省及びデジタル庁は広報等の事業を、それぞれ実施している。

これらの実施機関は、マイナポイント事業を補助事業又は直轄事業として実施して

おり、これに係る国の支出額は1兆3905億余円（図表1-5参照）となっていた。

このうち、ポイント付与補助事業は、国の支出額1兆2714億余円で実施されており、これは上記国の支出額1兆3905億余円の大半を占めていた。

上記国の支出額1兆2714億余円で事務局が実施したポイント付与補助事業について、事務局が決済事業者に対して交付したポイント付与補助金の交付額（返納等を除いた額をいう。以下同じ。）を事業及び施策別にみると、図表1-7のとおりとなっていた。

図表1-7 事務局が実施したポイント付与補助事業に係るポイント付与補助金の交付額の内訳

(単位:千円)

区分	ポイント付与補助金の交付額
第1弾マイナポイント事業	116,583,881
第2弾マイナポイント事業	1,154,841,869
施策1（マイナンバーカード取得）	199,844,169
施策2（マイナ保険証）	501,146,860
施策3（公金受取口座）	453,850,840
計	1,271,425,751

また、実施機関は、ポイント付与補助事業以外に各種業務及び事業を実施しており、これに係る国の支出額は1190億余円（前記の1兆3905億余円とポイント付与補助事業に係る前記の1兆2714億余円との開差額）となっていた。

上記国の支出額1190億余円で実施機関が実施したポイント付与補助事業以外の業務及び事業に係る経費について、実施機関別、事業別及び経費の用途別にみると、図表1-8のとおりとなっていた。

図表1-8 ポイント付与補助事業以外の業務及び事業に係る経費の内訳

(単位：千円)

実施機関及び事業		申込支援費 注(1)	コールセンター費	システム関連費	広報に要する経費	その他 注(2)	計
事務局 注(3)	第1弾マイナポイント事業	9,654,065	4,253,273	2,045,602	7,673,330	5,581,716	29,207,988
	第2弾マイナポイント事業	11,376,382	4,061,412	4,853,300	2,101,129	7,742,280	30,134,505
	継続事業	-	6,991	356,593	1,051,260	565,010	1,979,856
	PJ分	11,376,382	4,054,420	4,496,706	1,049,868	7,177,270	28,154,649
決済事業者 注(3)	第1弾マイナポイント事業	-	385,508	1,883,471	670,706	163,727	3,103,413
	第2弾マイナポイント事業	-	642,729	3,252,242	1,015,859	404,519	5,315,351
地方公共団体 注(3)		34,997,459	-	-	2,088,072	78,936	37,164,468
総務省 注(4)		-	96,599	4,027,953	7,615,895	1,176,861	12,917,310
デジタル庁 注(4)		-	-	1,244,226	-	-	1,244,226
計		56,027,907	9,439,524	17,306,797	21,164,994	15,148,041	119,087,265

注(1) 「申込支援費」は、事務局においてはマイナポイント申込支援用端末を全国に設置するなどのマイナポイント申込支援業務に要する経費、地方公共団体においてはマイナンバーカードを取得した者に対してマイナポイント申込支援等を行う事業に要する経費である。

注(2) 「その他」の主なものとして、事務局においては決済事業者からの申請に関する審査に要する経費、決済事業者においては事務に要する経費、地方公共団体においてはキャッシュレス決済サービスの利用店舗の募集に要する経費、総務省においてはJ P Q Rの調査研究に要する経費がある。

注(3) 事務局、決済事業者及び地方公共団体における経費には、マイナポイント事業に係る経費と区別することができない他の事業に係る経費が一部含まれている。

注(4) 総務省及びデジタル庁が、図表1-2における直轄事業に係る予算により実施したものの、マイナポイント事業分を算出することができない業務に係る経費については、図表に含めていない。

さらに、実施機関別にマイナポイント事業の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 事務局による業務及び事業の実施状況

(ア) 事務局の選定の状況

総務省は、マイナポイント事業の実施に当たり、元年12月に第1弾マイナポイント事業について、3年12月に第2弾マイナポイント事業について、それぞれ「マイナポイント事業等を行う者に対する補助事業の募集についての説明書」（以下「第1弾募集要領」という。）、「マイナポイント第2弾を行う者に対する補助事業の募集についての説明書」（以下「第2弾募集要領」という。）を定め、事業の目的、事業内容、事業期間、審査の実施方法等を明示して、決済事業者の募集、審査等を行う事務局として補助事業者を公募していた。補助事業における公募に関する省内の統一的なルールは設けられていなかったことから、総務省は、第1弾マイナポイント事業では経済産業省が実施した「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る補助事業者募集要領を、また、第2弾マイナポイント事業では経済産業省が設置した「調達等の在り方に関する検討会」が3年1月に取りまとめた報告書（以下「検討会報告書」という。）を参考にして、それぞれ公募を行ったとしている。

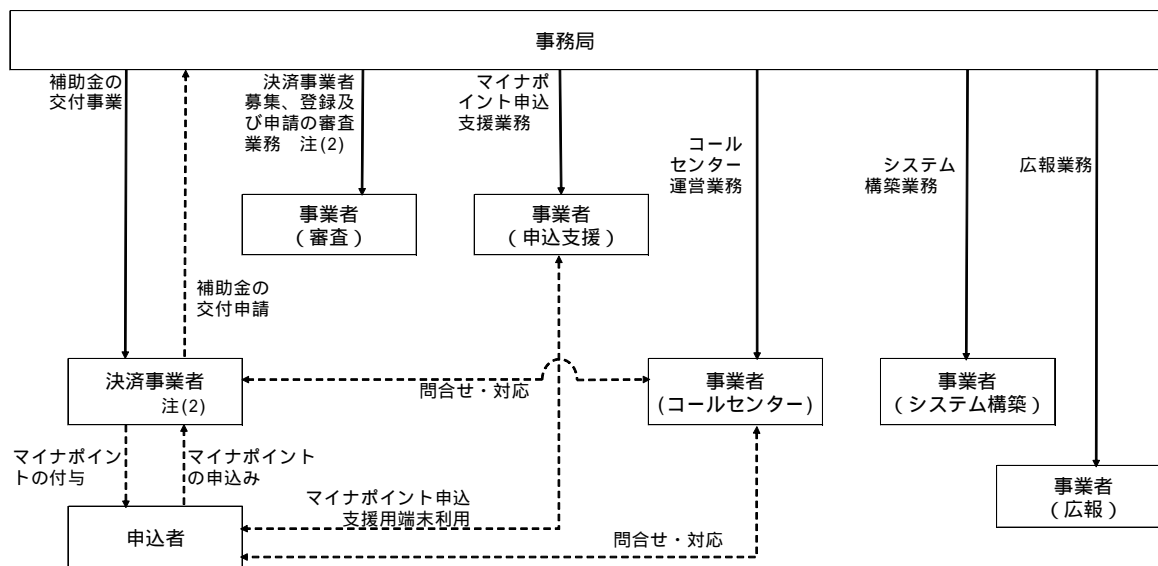
そこで、公募の実施状況について確認したところ、総務省は、競争性等が確保されるようにするため、可能な限り、公募前に複数の事業者から事業について意見を聴取したなどとしている。また、公募における受付期間及び審査基準については、「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る補助事業者募集要領及び検討会報告書を踏まえて定めたとしている。これらのことから、総務省は、公募において、複数の事業者の応募を妨げるような条件とはなっていないとしている。

公募の結果、第1弾マイナポイント事業にはS I I 1者が、第2弾マイナポイント事業にはP J 1者が、それぞれ応募し、学識経験等を有する外部有識者5名で構成された委員会による審査の結果を踏まえて、第1弾マイナポイント事業の事務局としてS I I が、第2弾マイナポイント事業の事務局としてP J が、それぞれ採択された（補助事業者の公募手続に係る概要については別図表1-1参照）。

(1) 事務局による業務及び事業の概要

事務局が国からマイナポイント事業費補助金等の交付を受けて実施した主な業務及び事業は、補助金の交付事業、事業に参画する決済事業者の募集、登録及び申請の審査業務、マイナポイント申込支援用端末を全国に設置するなどの申込者に対する申込支援業務、問合せに対応するコールセンター運營業務、決済事業者との手続に要するシステム構築業務、新聞、テレビ等の複数のメディアを活用するなどした広報業務となっていた。これらの業務及び事業について、その内容等を整理すると、図表1-9のとおりとなる。

図表1-9 事務局が実施した主な業務及び事業の内容等



注(1) 図表中の実線の矢印については事務局が実施した主な業務及び事業を、破線の矢印については事業者等が実施した業務等をそれぞれ示している。

注(2) 事務局による審査及び登録を経て、決済事業者はマイナポイント事業の間接補助事業者となる。

事務局が実施した主な業務及び事業のうち 補助金の交付事業についてみると、第1弾マイナポイント事業では、S I I が1488億余円の補助を受けて103決済事業者に対してポイント付与補助金及び事務経費補助金を1196億余円交付した。また、第2弾マイナポイント事業のうち、継続事業では、S I I が99億余円の補助を受けて92決済事業者に対してポイント付与補助金及び事務経費補助金を79億余円交付した。継続事業終了後の第2弾マイナポイント事業では、P J が1兆1803億余円の補助を受けて108決済事業者に対してポイント付与補助金及び事務経費補助金を1兆1521億余円交付した。

また、事務局が実施した主な業務及び事業の から までについてみると、S I I 及びP J は、決済事業者の募集、登録及び申請の審査業務、マイナポイント申込支援業務等を実施しており、これに係る事務局事務費は、第1弾マイナポイント事業では292億余円、第2弾マイナポイント事業のうち、継続事業では19億余円（S I I の事務局事務費計311億余円）、継続事業終了後の第2弾マイナポイント事業では281億余円（P J の事務局事務費同額）となっていた（事務局が補助金の交付を受けて実施したマイナポイント事業に係る経費の内訳については図表1-10 参照）。

図表1-10 事務局が補助金の交付を受けて実施したマイナポイント事業に係る経費の内訳

(単位:千円)

経費の種類等	第1弾	第2弾	継続事業	P J分
	マイナポイント事業	マイナポイント事業	決済事業者数(間接補助事業者数)	
	103決済事業者	117決済事業者	92決済事業者	108決済事業者
決済事業者に対して交付した補助金	119,687,295	1,160,157,221	7,998,416	1,152,158,804
ポイント付与補助金	116,583,881	1,154,841,869	7,845,369	1,146,996,499
事務経費補助金	3,103,413	5,315,351	153,047	5,162,304
事務局事務費	29,207,988	30,134,505	1,979,856	28,154,649
計	148,895,283	1,190,291,726	9,978,273	1,180,313,453

(ウ) 事務局事務費

事務局事務費(図表1-10参照)について、事務局が総務省に提出した実績報告書を基に費目等をS I I及びP Jについてそれぞれ整理したところ、図表1-11のとおり、事務局の人件費のほか、旅費、借料及び賃料、消耗品費等の費目の支払がなされていた。

このうち、業務の一部を委託、請負等により外部の事業者を実施させていた経費(以下「外注経費」という。)についてみたところ、S I I及びP Jでそれぞれ308億余円及び266億余円、事務局事務費に占める外注経費の割合(以下「外注経費率」という。)はそれぞれ99.0%及び94.5%となっていた。

図表1-11 事務局事務費の支払内訳

S I I (第1弾マイナポイント事業及び継続事業) (単位：千円)

費目	主な内容	金額 (a)	うち外注経費 (b)
人件費	S I I 人件費	79,908	-
旅費	S I I 旅費	0	-
借料及び賃料	オフィス賃借料	114,869	-
消耗品費	文具等購入費	429	-
広報費	広告媒体費	6,427,270	6,427,270
委託費	事業設計運用、システム運用費、申込支援費、広報企画業務、審査業務	24,498,991	24,455,306
印刷製本費	コピー機使用料	4,365	-
その他諸経費	郵送料	62,008	-
計		31,187,844	30,882,577
		外注経費率 (b)/(a)	99.0%

P J (第2弾マイナポイント事業(継続事業を除く。)) (単位：千円)

費目	主な内容	金額 (a)	うち外注経費 (b)
人件費	派遣人件費	321,262	-
謝金	外部審査委員謝金	473	-
備品費	P C 関連費	183,693	-
借料及び賃料	申込支援費	5,102,376	4,885,184
消耗品費	文具等購入費	503	-
広報費	ホームページ制作・運用費	1,049,868	1,049,868
	申込支援費 注(2)	1,173,800	1,173,800
委託費	事業設計運用、審査業務	13,049,513	12,380,040
外注費	システム開発費	2,747,920	2,747,728
印刷製本費	コピー機使用料	7,125	-
その他諸経費	システム運用費、申込支援費	4,518,111	4,393,415
計		28,154,649	26,630,037
		外注経費率 (b)/(a)	94.5%

注(1) 実績報告書における費目の区分は事務局の裁量に委ねられているため、S I I 及び P J において同じ内容の支払であっても、費目が同一でないものがある。

注(2) P J は、申込支援費の一部を広報費に含めている。

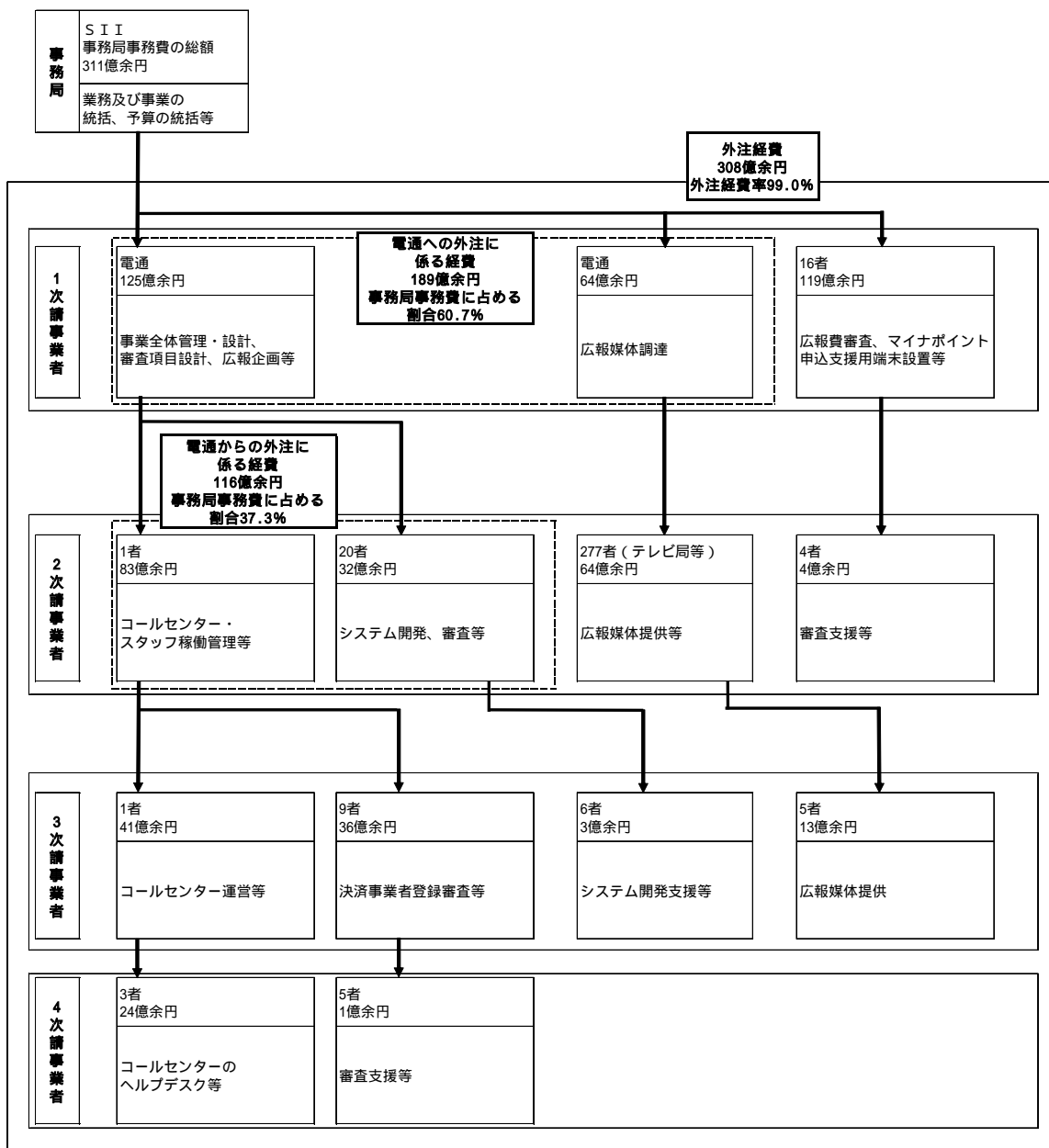
(I) 事務局による業務及び事業の実施体制

第1弾マイナポイント事業及び継続事業の事務局における業務及び事業の実施体制は図表1-12のとおりとなっており、S I I は、高度で専門的な知識を有した人員の確保、実施体制の確実な構築等のために、業務の一部を外注する必要があったとしている。

S I I は、業務及び事業の統括、予算の統括等を実施しており、事業全体管理・設計、審査項目設計、広報の企画業務、媒体枠を調達する業務等を電通に外注している、電通への外注に係る経費は189億余円、事務局事務費に占める割合は60.7%となっていた。

また、電通がS I I から受託した業務のうち外注が前提となる媒体枠を調達する業務を除く業務の実施状況をみたところ、電通はその一部を21者に外注しており、電通からの外注に係る経費は計116億余円、事務局事務費に占める割合は37.3%となっていた。

図表1-12 S I Iによる第1弾マイナポイント事業及び継続事業の実施体制



(注) 図表中の金額は、S I Iが交付を受けた事務局事務費及びそのうち、事業者に支払われた金額である。2次請以降の外注先はS I Iが把握している体制を記載している。

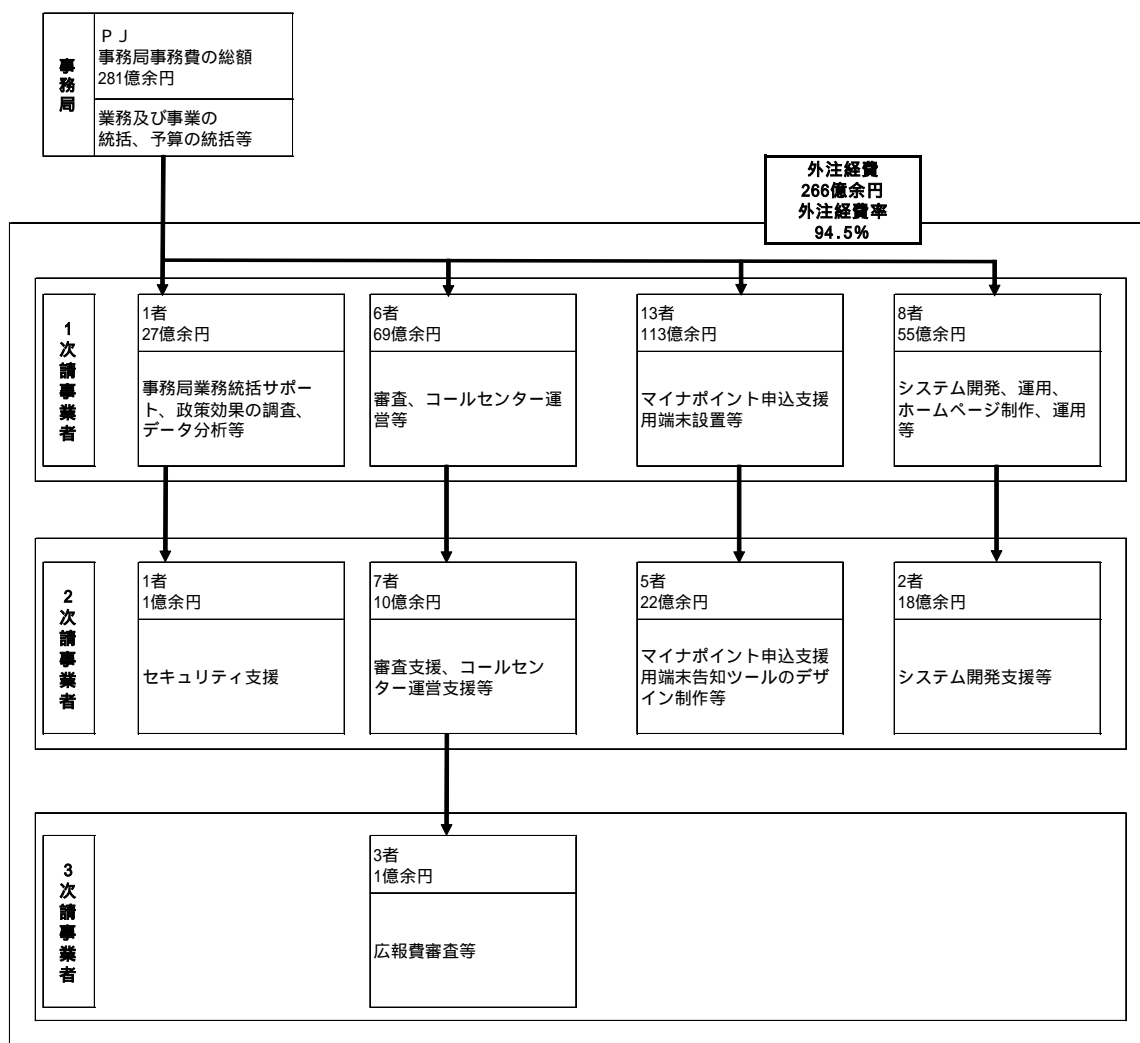
第2弾マイナポイント事業の事務局における業務及び事業の実施体制は図表1-13のとおりとなっており、P Jは、外部の専門性の高い知見を持った人材を確保することで第1弾マイナポイント事業からの短期間で確実な事業移管等を担保するなどのために、業務の一部を外注する必要があるとしている。

また、総務省は、第2弾募集要領において事業費に対する委託費総額の割合が50%を超える場合は業務を委託する理由が分かる資料の提出を求めており、P Jが総務省に提出した資料では、国による大型事業の実行に必要な専門性を有する外

部の企業及びリソースをあらかじめ構成して実施するなどのために、事務局業務統括サポート、政策効果の調査、データ分析等を外注する必要があるとされていた。

P Jは、業務及び事業の統括、予算の統括等を実施しており、業務の進捗管理等を行う事務局業務統括サポート、アンケート等による政策効果の調査、マイナポイントの申込者数の予測に関するデータ分析等を外注して、事務局事務費281億余円のうち、外注経費は計266億余円、外注経費率は94.5%となっていた。

図表1-13 P Jによる第2弾マイナポイント事業の実施体制



(注) 図表中の金額は、P Jが交付を受けた事務局事務費及びそのうち、事業者に支払われた金額である。2次請以降の外注先はP Jが把握している体制を記載している。

S I I及びP Jは、多くの業務を外注して事務局業務を実施しているが、外注の階層については、S I Iは最大4次請となっていて、S I Iでは、事務局業務における多くの委託先の管理を電通に行わせ、電通から更に業務が外注されている

構造となっていた。また、P Jは最大3次請となっていて、P Jの方がその階層は浅くなっており、その理由について、総務省は、第2弾募集要領において、検討会報告書を参考に、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を委託することはできないことを明記したことなどから、P Jでは事務局業務における委託先の管理については外注しなかったなどのためとしている。

(オ) 事務局による外注先との契約方式等

総務省は、交付要綱において、補助事業者は、補助事業を遂行するために、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならず、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるとしている。そこで、S I Iが締結した外注経費に係る契約42件の契約方式を確認したところ、随意契約は24件となっていた。また、P Jが締結した外注経費に係る契約46件の契約方式を同様に確認したところ、随意契約は44件となっていた（別図表1-2参照）。

随意契約とした理由について、S I I及びP Jは、専門性が高く代替が困難な外注先であったこと及び知見を持った人材を公募から事業開始までの短期間に確保する必要があったため一般の競争に付することが困難であったことによるとしている。

イ 決済事業者による事業の実施状況

決済事業者は、事務局から、ポイント付与補助金の交付を受けて申込者に対してマイナポイントの付与を行っており、また、事務経費補助金の交付を受けてコールセンターの運営、マイナポイントの付与に対応するためのシステム開発・運用、マイナポイント事業の広報等を行っていた。決済事業者がこれらの補助金の交付を受けて実施した事業に係る経費の状況をみると、図表1-14のとおりとなっていて、第1弾マイナポイント事業では計1196億余円、第2弾マイナポイント事業では計1兆1601億余円となっていた。

また、これらの補助金のうち、ポイント付与補助金が、第1弾マイナポイント事業では1165億余円、第2弾マイナポイント事業では1兆1548億余円となっていて、補助金の交付額の大半を占めていた。事務経費補助金は、第1弾マイナポイント事業では31億余円、第2弾マイナポイント事業では53億余円となっていた。事務経費補助金について、事務局交付規程に基づく人件費、事業経費、システム開発・運用費及び広

報費の区別の経費の内訳をみると、システム開発・運用費が、第1弾マイナポイント事業では18億余円、第2弾マイナポイント事業では32億余円と最も大きくなっていて、次いで、広報費が、第1弾マイナポイント事業では6億余円、第2弾マイナポイント事業では10億余円となっていた（広報の実施状況については後述(3)、マイナポイントの付与状況については後述2(1)エ参照）。

図表1-14 決済事業者が補助金の交付を受けて実施した事業に係る経費の状況

(単位:千円)

補助の種類等	第1弾	第2弾	継続事業	PJ分
	マイナポイント事業	マイナポイント事業		
ポイント付与補助金	116,583,881	1,154,841,869	7,845,369	1,146,996,499
事務経費補助金	3,103,413	5,315,351	153,047	5,162,304
人件費	33,378	40,827	889	39,938
事業経費	515,857	1,006,421	64,931	941,489
システム開発・運用費	1,883,471	3,252,242	87,163	3,165,078
広報費	670,706	1,015,859	62	1,015,797
計	119,687,295	1,160,157,221	7,998,416	1,152,158,804

ウ 地方公共団体による事業の実施状況

地方公共団体は、総務省から、元年度及び2年度は個人番号カード利用環境整備費補助金、2年度から4年度まではマイナポイント事業費補助金、5年度はマイナンバーカード交付事務費補助金の交付をそれぞれ受けて、マイナポイント利用環境整備事業等を実施していた。

マイナポイント利用環境整備事業等に係る補助金は、図表1-15のとおり、計1,413団体に計371億余円が交付されていた。地方公共団体がこれらの補助金の交付を受けて実施した事業について、補助対象経費別の補助金相当額によりその実施状況をみると、マイナポイント申込支援等に要する経費が計1,391団体で計349億余円と大半を占めており、特に第2弾マイナポイント事業が実施された4年度及び5年度において増加していた。また、利用店舗募集に要する経費が計153団体で計0.7億余円、広報等に要する経費が計775団体で計20億余円となっていた。

図表1-15 マイナポイント利用環境整備事業等に係る補助対象経費別の補助金相当額の状況

(単位：千円)

補助金	年度	区分	マイナポイント申込支援等に要する経費		利用店舗募集に要する経費注(2)		広報等に要する経費注(2)		その他		計注(5)	
			団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)
個人番号カード利用環境整備費補助金注(1)	令和元2	第1弾マイナポイント事業	426	728,087	67	18,843	309	292,822	15	2,863	479	1,042,616
マイナポイント事業費補助金注(1)	2		759	4,317,581	104	42,494	460	605,965			822	4,966,042
注(3)	3		718	4,668,122	11	8,852	288	392,656			752	5,069,631
	4	第2弾マイナポイント事業	1,206	13,620,671	8	5,362	551	796,628			1,237	14,422,662
マイナンバーカード交付事務費補助金注(4)	5		1,189	11,662,997					12	520	1,192	11,663,517
計注(5)			1,391	34,997,459	153	75,553	775	2,088,072	27	3,383	1,413	37,164,468

注(1) 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金について、地方公共団体は、各補助対象経費の別に区分して実績報告を行っているが、補助金額については、各補助対象経費の別には区分されずに交付されるため、各補助対象経費に係る補助金相当額は、補助金額を各補助対象経費の金額割合で案分して算出している。

注(2) 利用店舗募集に要する経費及び広報等に要する経費のうち、令和5年度分については、補助金交付申請に当たって、両補助対象経費をマイナポイント申込支援等に要する経費に含めて申請することとなっていることから、マイナポイント申込支援等に要する経費の内数になっている。

注(3) 第2弾マイナポイント事業は令和4年1月から実施されたが、3年度の補助金の交付額を第1弾マイナポイント事業分と第2弾マイナポイント事業分に区分することができないため、全額を第1弾マイナポイント事業分として整理している。

注(4) マイナンバーカード交付事務費補助金の金額は、マイナポイント申込支援等に要する経費として地方公共団体が実際に支払った額等を示している。

注(5) 団体数の計は純計である。

エ 直轄事業の実施状況

総務省及びデジタル庁は、直轄事業として、図表1-16のとおり、広報、マイキープラットフォームの改修等の業務を実施しており、これらに対する支出額は元年度から5年度までに計141億余円となっていて、第1弾マイナポイント事業では計54億余円、第2弾マイナポイント事業では計87億余円となっていた。

図表1-16 総務省及びデジタル庁が直轄事業として実施した業務の支出額の状況

(単位：千円)

実施機関	業務内容	支出額		
		第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業	計
総務省	広報	149,135	7,466,760	7,615,895
総務省及びデジタル庁	マイキープラットフォームの改修	4,027,953	1,122,285	5,150,238
総務省	J P Q R の調査研究	1,175,830	-	1,175,830
総務省及びデジタル庁	口座情報登録・連携システムの改修等	97,370	122,202	219,572
計		5,450,288	8,711,248	14,161,537

(注) 総務省及びデジタル庁が、図表1-2における直轄事業に係る予算により実施したものの、マイナポイント事業分を算出することができない業務に係る経費については、図表に含めていない。

直轄事業の支出額は広報が最も大きく（広報の実施状況については後述(3)参照）、広報の次に支出額が大きかったマイキープラットフォームの改修は、総務省及びデジタル庁が、マイナポイントの申込時における、マイキープラットフォームの共通機能としての本人確認の仕組み及びマイナポイント事業固有機能としての要件確認の仕組みを構築することを目的として実施したものである（別図表0-1参照）。

また、J P Q R の調査研究は、総務省が、モバイル決済モデル推進事業として J P Q R に係る環境構築及びモデル実証を元年度から3年度まで実施した後、マイナポイント事業において、モデル実証で検証した店舗への J P Q R 導入を広く展開するために必要な調査、全国の店舗で導入できる環境の構築等を実施したものである。同省は、J P Q R 導入店舗の増加は、マイナポイント事業の目的の一つであるキャッシュレス決済の利用拡大に資するものであるため、マイナポイント事業においてこれらの調査等を実施したとしている。

(3) 広報の実施状況

ア 広報の実施状況の概要

マイナポイント事業では、消費の活性化、キャッシュレス決済の利用拡大、マイナンバーカードの普及等の目的を達成するために様々な広報が実施されていた。

マイナポイント事業に係る広報には、全国的に実施される広報（以下「全国広報」という。）と、特定の目的のために実施される広報（以下「特定目的広報」という。）がある。全国広報は、マイナンバーカードの申請方法、マイナポイントの申込方法等を周知するなどの目的で、総務省及び事務局において新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア等、複数の媒体を活用するなどして大規模な広報を展開するものである。また、特定目的広報は、マイナンバーカードの申請及びマイナポイ

ントの申込みに係る支援を受けられることを周知するなどの目的で、地方公共団体において住民向けに広報を展開するもの、又は自社のキャッシュレス決済サービスへの登録によりマイナポイントの付与を受けられることを周知するなどの目的で、決済事業者において広報を展開するものである。

全国広報及び特定目的広報の主な実施期間は、図表1-17のとおりとなっていた（地方公共団体及び決済事業者の特定目的広報の媒体別実施状況については別図表1-3参照）。

（注19） デジタルメディア インターネット上にテキスト、画像及び動画の形式で表示され、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）、動画共有サイト等で掲載される媒体を指す。

図表1-17 全国広報及び特定目的広報の主な実施期間

事業区分	第1弾マイナポイント事業			第2弾マイナポイント事業	
	令和元年	2年	3年	4年	5年
全国 広報	総務省	元年9月～2年3月		総務省第2弾広報（4年4月～5年3月） 5年9月	
	S I I	S I I 広報（2年1月～4年5月）			
	P J			4年2月～5年9月	
特定 目的 広報	地方公共 団体、決 済事業者	元年6月～5年9月			

注(1) 図表では、地方公共団体における個人番号カード利用環境整備費補助金の補助対象期間の開始年月である令和元年6月から、第2弾マイナポイント事業の申込受付期間の終了年月である5年9月までを広報の主な実施期間として示している。

注(2) 総務省第2弾広報による広報は、令和4年6月に開始されており、その準備期間である同年4月及び5月における広報は、空白期間が生じないようにS I I 広報により実施されていた。

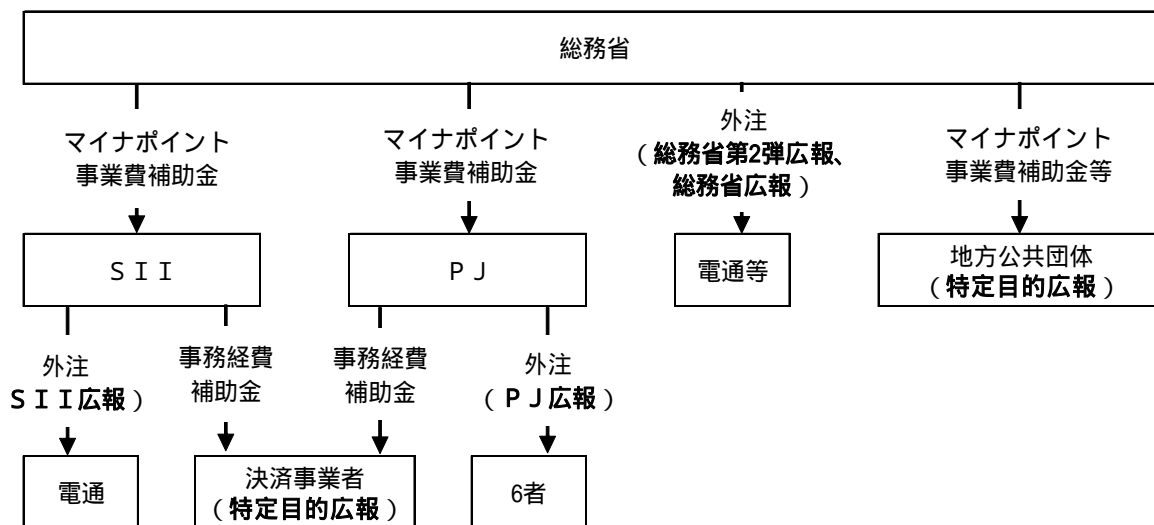
全国広報のうち、2年1月から4年5月までの間にS I I が実施した広報（以下「S I I 広報」という。）及び4年4月から5年3月までの間に総務省が実施した広報（以下「総務省第2弾広報」という。）については、特に大規模な広報が展開されていた（S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施状況については後述イ参照）。このほか、同省は、元年度に第1弾マイナポイント事業の開始について、5年度に第2弾マイナポイント事業の最終的なポイント申込期限について、それぞれ広報を実施していた（以下、同省が実施した元年度及び5年度の広報を「総務省広報」という。）。また、P J は、第2弾マイナポイント事業の国民向けのホームページ制作、運用等を広報として実施していた（以下、P J が実施した広報を「P J 広報」という。総務省広報及びP J 広報の実施状況については別図表1-4参照）。

上記のうち、S I I 広報は補助事業として、総務省第2弾広報は総務省による直轄

事業として、それぞれ実施されていた。同省は、S I I 広報については、複数の民間事業者を集めて補助事業を実施するS I Iに広報も実施させることによって、民間事業者の知見に基づく柔軟な事業運営が可能である一方、総務省第2弾広報については、第2弾マイナポイント事業における施策2及び施策3の追加に伴い、関係省庁との調整・連携を行いながら効果的に広報に取り組む必要があることから、同省が直轄事業として広報を実施したとしている。

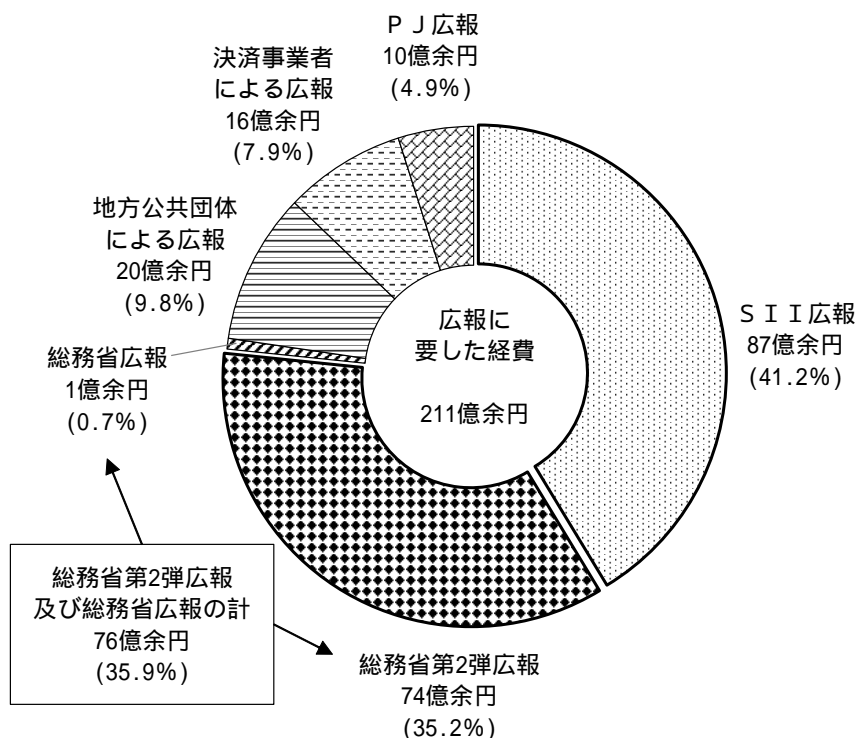
広報の全体像を経費の流れに基づき整理すると、図表1-18のとおりとなる。

図表1-18 経費の流れに基づく広報の全体像



広報に要した経費は、実施機関別にみると、図表1-19のとおり、S I I 広報87億余円（広報に要した経費全体に占める割合41.2%）、総務省第2弾広報及び総務省広報計76億余円（同35.9%）、地方公共団体による広報20億余円（同9.8%）、決済事業者による広報16億余円（同7.9%）、P J 広報10億余円（同4.9%）、計211億余円となっていた。

図表1-19 広報に要した経費の状況（実施機関別）



このうち、広報に要した経費全体の過半を占める S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施状況については、次のとおりとなっていた。

イ S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施状況

(ア) 広報の実施体制等

S I I 広報及び総務省第2弾広報では、広報戦略の企画立案、広告素材の制作等を行う企画業務と、企画業務で制作した広告素材を掲載、放送するなどのために新聞、テレビ等の媒体枠を調達する業務（以下「媒体調達業務」という。）が実施されていた。S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施に要した経費を企画業務と媒体調達業務の別に示すと図表1-20のとおりとなっていた。

図表1-20 S I I 広報及び総務省第2弾広報における業務別の経費
（単位：千円）

業務区分	S I I 広報 (令和2年1月～4年5月)	総務省第2弾広報 (4年4月～5年3月)
企画業務	2,297,319	1,332,911
媒体調達業務	6,427,270	6,132,930
計	8,724,590	7,465,842

S I I 広報のうち企画業務について、S I I は、電通と随意契約を締結して外

注しており、また、媒体調達業務については、7回にわたり、電通から見積りを徴した上で随意契約により外注していた。

S I I は、両業務において電通を外注先として選定した理由について、企画業務においては、専門性が高く代替が困難であることなどのため、媒体調達業務においては、企画業務で立案される広報戦略に基づき媒体枠を調達する必要があり、企画業務を受注した電通に実施させることが妥当であるためとしている。

また、総務省第2弾広報のうち企画業務について、総務省は、第2弾マイナポイント事業実施期間を通じた広報戦略について優れた企画案を選ぶ必要があるとして企画競争を実施し、評価点が最も高かった電通に外注しており、媒体調達業務については、一般競争入札で落札した電通に外注していた。

このように、マイナポイント事業実施期間中に行われた特に大規模な広報であるS I I 広報及び総務省第2弾広報は、いずれも電通が実施していた。そして、電通は、S I I 広報及び総務省第2弾広報を実施するに当たり、企画業務及び媒体調達業務を更に他の事業者を外注するなどしていた。このうち、企画業務を外注した理由について、電通は、マイナポイント事業は大規模であり、実施する業務が多岐にわたること、広告素材の制作等は、映像制作、データ加工等の作業分野ごとに専門的な分業体制となっていることなどによるとしている。また、電通は、広報に関する業務を外注して実施することは、マイナポイント事業に限らず一般的であるとしている。企画業務の実施に当たり、電通からの外注の状況について確認したところ、S I I 広報では、元年度で計12者、2年度で計22者、3年度で計8者、総務省第2弾広報では計144者に外注されていた（S I I 広報及び総務省第2弾広報の企画業務に係る実施体制については別図表1-5参照）。

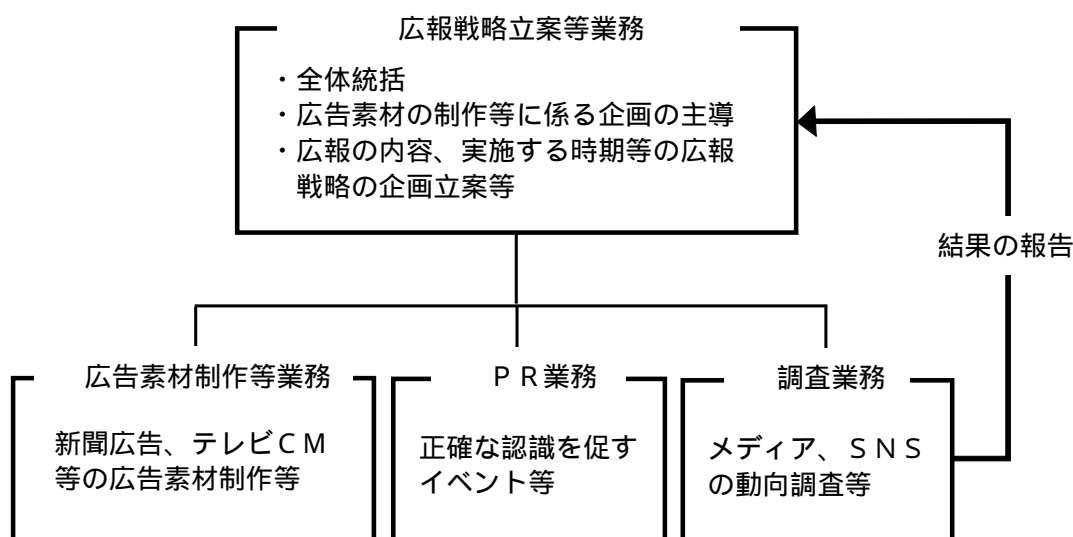
電通及び事業者がどのような役割となっていたかについて確認したところ、電通は、広告素材の制作等に係る企画の主導的な役割を担っており、事業者の業務の進捗管理、総務省等の関係者との連絡調整等の企画業務の全体統括を含めた広報戦略の企画立案等を行い、広告素材の制作等は事業者を外注して実施させていた。

(1) 企画業務の実施内容

S I I 広報及び総務省第2弾広報における企画業務では、 広報戦略立案等業務、 広告素材制作等業務、 P R 業務及び 調査業務が実施されていた。企画業務

の流れをみると、まず、電通が、広報戦略立案等業務（ ）において、広報の内容、実施する時期等の広報戦略の企画立案を行っていた。電通が企画立案を行い、S I I又は総務省が決定した広報戦略に基づき、広告素材制作等業務（ ）において各媒体用の広告素材が制作され、P R業務（ ）において、マイナポイント事業に係る正確な認識を促すことを目的としたイベント等が実施されていた。また、実際に展開された広報の内容がメディアの報道及びS N Sの投稿においてどのように取り上げられているかなどについて、調査業務（ ）が実施されていた。電通は、調査業務の結果から明らかになったマイナポイント事業の課題等に対して広報で対応できる事項についての対処方針を検討し、広報戦略の企画立案を改めて行っていた。これら から までの企画業務の実施内容を整理すると、図表1-21のとおりとなる（企画業務に要した経費の内訳については別図表1-5参照）。

図表1-21 企画業務の実施内容



広報戦略立案等業務（図表1-21 ）については、企画業務の全体を統括し、集中的に広報を実施する期間（以下「集中実施期間」という。）を含めた広報の実施時期等の広報戦略の企画立案を行うなどのものとなっていた（広報戦略の決定の経緯については後述(イ)参照）。

広告素材制作等業務（図表1-21 ）については、新聞広告、テレビCM等の広告素材の制作を外注して実施するなどのものとなっており、当該業務で制作された広告素材が、媒体調達業務で調達された各媒体で掲載されるなどしていた（制作された広告素材の媒体別投下量等の状況については後述(ウ)参照）。

調査業務（図表1-21 ）については、図表1-22のとおり、おおむね、メディア

の報道及びSNSの投稿内容、マイナポイント事業に係る認知度、広報の対象者等について把握するものとなっていた。

図表1-22 調査業務（図表1-21）の実施状況

区分	メディア及びSNS調査	アンケート調査 注(1) 注(2)
調査を実施した 広報	S I I 広報及び総務省第2弾広報	総務省第2弾広報
主な調査目的	メディアの報道及びSNSの投稿内容の把握	マイナポイント事業に係る認知度、広報の対象者等の把握
調査概要	対象：メディア、SNS 頻度：おおむね毎日	対象：マイナンバーカード未取得者 頻度：おおむね一月に1度
主な調査項目	・企画業務及び媒体調達業務の全体進捗 ・メディアの報道、SNSの投稿内容等の動向	・マイナポイントの制度に係る認知度 ・マイナンバーカードの未取得理由 ・マイナンバーカードの取得の障壁要因
総務省への提出	頻度：2週に1度又は一月に1度	頻度：おおむね一月に1度

注(1) 総務省第2弾広報のアンケート調査の概要については別図表1-6参照

注(2) このほかに、S I I 広報において、広報戦略の内容を検討するため、電通が独自にアンケート調査を1回実施している。

電通は、マイナンバーカードの交付枚数及びマイナポイントの申込者数の推移を踏まえつつ、調査業務（図表1-21）により把握したマイナポイント事業に関する多岐にわたる課題等に対して、広報で対応できる事項についての対処方針を検討し、広報戦略立案等業務（図表1-21）に反映するなどしていた。例えば、マイナポイントの申込手続の理解不足、マイナンバーカードの安全性に対する不安感等が課題等として明らかになったことを受けて、マイナポイントの申込手続を可視化したコンテンツを発信すること、マイナンバーカードの安全性について記載を加えた広告素材を制作することなどについての対処方針が検討されていた（調査業務（図表1-21）の概要等については別図表1-7参照）。なお、調査業務においては、広報に要した経費に対してどれだけの効果が得られたかの検証は行われていなかったが、総務省は、調査業務の中でマイナポイント事業に係る認知度の向上等の広報の効果についての検証も行われているとしている。

(ウ) 媒体調達業務における媒体の種類、媒体別投下量の推移等

S I I 広報及び総務省第2弾広報における媒体調達業務では、広告素材制作等業務で制作された広告素材を掲載し、放送するなどのために、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア等の複数の種類の媒体について媒体枠を調達していた。媒体調達業務において調達した媒体別の広報の主な対象等は、図表1-23のとおりと

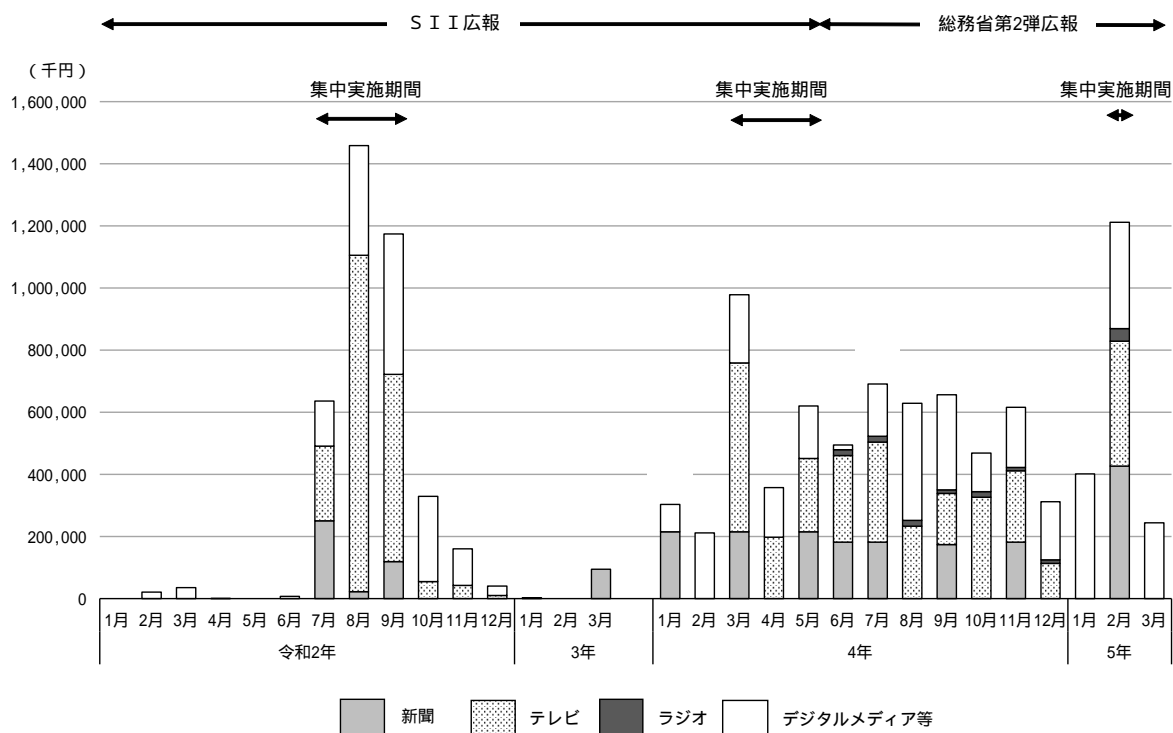
なっていた。

図表1-23 媒体調達業務において調達した媒体別の広報の主な対象等

媒体	広報の主な対象	広報の方法
新聞	高齢者層	新聞広告の掲載
テレビ	幅広い層	テレビCMの放送
ラジオ	自動車を利用する層等	ラジオCMの放送
デジタルメディア等	テレビを頻繁に視聴しないなどの層	インターネット上でのバナー広告の掲載、駅、公共交通機関等でのディスプレイを用いた広告の掲載等

媒体別の広報の実施状況をみたところ、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア等のうち、S I I 広報ではラジオによる広報は実施されていなかった。また、媒体調達業務に要した経費を月別に整理し、金額ベースで媒体別投下量の推移をみたところ、図表1-24のとおり、第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイント付与開始に向けた2年8月及び9月、第2弾マイナポイント事業の開始に伴う施策2及び施策3の申込受付開始に向けた4年3月並びに第2弾マイナポイント事業のカード申請期限の5年2月において、他の時期と比較して特に増加していた（媒体別投下量の詳細については別図表1-8参照）。

図表1-24 広報の媒体別投下量の推移（金額ベース）



時点	期限等	
令和2年9月	第1弾マイナポイント事業	マイナポイント付与開始
4年1月	第2弾マイナポイント事業	事業開始
4年7月		施策2及び施策3の申込受付開始（4年6月30日から）
5年2月		ポイント申込期限（当初）
		カード申請期限（2回目の延長後）

(注) 令和2年1月及び同年5月、3年2月及び同年4月から12月までの間は、新聞、テレビ等による広報は実施されていない。

また、媒体調達業務における外注先の事業者（以下「媒体者」という。）についてみると、SII広報、総務省第2弾広報共にテレビによる広報が多数の媒体者を用いて行われていた。そして、SII広報及び総務省第2弾広報の全実施期間における1者当たりの媒体別投下量（金額ベース）の平均については、デジタルメディアが最も高く9908万余円、ラジオが最も低く145万余円となっていた。直轄事業として実施されていた総務省第2弾広報に係る媒体別投下量について媒体者ごとの状況をみると、1者当たりの媒体別投下量（金額ベース）の平均は、新聞においては、全国紙の方が地方紙等よりも高くなっており、テレビにおいては、全国的な放送系列の中心となるテレビ局の方がそれ以外のテレビ局よりも高くなっていった。ラジオにおいては、他の媒体と比較して投下量は小さいものの、媒体者間

に大きな差異はなかった。また、デジタルメディアにおいては、1媒体者への投下量が投下量全体の5割近くとなっていた（媒体別の媒体者数、1者当たりの媒体別投下量等の詳細については別図表1-9参照）。

(I) 企画業務における広報戦略、媒体調達業務における媒体の種類、媒体別投下量等の決定の経緯

(ウ)のとおり、媒体別の広報の実施状況等をみたところ、特定の時期に投下量が特に増加しているなどの状況が見受けられた。このため、広報戦略の企画立案、その実施のための媒体の種類、媒体別投下量等が、それぞれどのような経緯で決定されたかをS I I広報及び総務省第2弾広報の別に確認したところ、次のとおりとなっていた。

a S I I広報

S I I広報の広報戦略は、電通により企画立案が行われ、第1弾募集要領に定められているマイナンバーカードの取得に係る周知等といった総務省の広報における方針を基に、同省、S I I及び電通が参加する広報戦略の企画立案等に関するワーキンググループ（以下「広報WG」という。）等においてその内容が検討されて、S I Iが決定していた。

決定された広報戦略がどのような内容となっていたかについて、広報WGの資料等により確認したところ、第1弾マイナポイント事業に係るマイナポイントの申込受付開始、第2弾マイナポイント事業の開始等の時期といった事業の進捗を踏まえるなどして設定した期間ごとに、重点的に周知する広報の内容及び集中実施期間を設定するなどしていた（図表1-25参照）。

図表1-25 S I I 広報の実施期間等

年月	令和2年												3年			4年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	4月	5月
事業進捗																				
広報実施期間	準備期間			集中実施期間												集中実施期間				
	マイナポイント申込受付開始 マイナポイント付与開始												第2弾マイナポイント 事業開始							

広報実施期間	重点的に周知する広報の内容
令和2年4月から3年3月まで	第1弾マイナポイント事業におけるマイナンバーカードの申請及びマイナポイントの申込みに係る周知
4年1月から5月まで	第2弾マイナポイント事業開始に伴う施策2及び施策3の内容に係る周知

(注) S I I は、令和3年4月から12月までの間は、新聞、テレビ等による広報を実施していない。

一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、電通が行ったシミュレーションを基に、広報WG、同省との個別の協議等において検討され、S I I が決定したとしていた。しかし、S I I が媒体の種類、媒体別投下量等をどのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった。

b 総務省第2弾広報

総務省第2弾広報の広報戦略は、電通により企画立案が行われ、仕様書に定められているマイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの安全性等について周知する方針を基に、総務省との協議を踏まえてその内容が検討されて、同省が決定していた。

決定された広報戦略がどのような内容となっていたかについて、電通が作成した提案書等により確認したところ、施策2及び施策3の申込受付開始、カード申請期限等の時期といった事業の進捗を踏まえるなどして設定した期間ごとに、重点的に周知する広報の内容及び集中実施期間を設定するなどしていた（図表1-26参照）。

図表1-26 総務省第2弾広報の実施期間等

年月	令和4年										5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業進捗			施策2及び施策3申込受付開始							カード申請 期限（延長1 回目）		カード申請 期限（延長2 回目）、ポイ ント申込期限 （当初）	
広報実施期間	準備期間		→										集中実施期間

広報実施期間	重点的に周知する広報の内容
令和4年6月	施策2及び施策3の内容に係る周知
4年7月及び8月	QRコード付き交付申請書の送付に係る周知
4年9月及び10月	マイナンバーカードの安全性に係る周知
4年11月から5年1月まで	カード申請期限（4年12月及び5年2月）に係る周知
5年2月	カード申請期限（5年2月）に係る更なる周知
5年3月	ポイント申込期限（5年5月）に係る周知

(注) 総務省第2弾広報による新聞、テレビ等の広報は、令和4年6月に開始されており、その準備期間である同年4月及び5月における新聞、テレビ等の広報は、空白期間が生じないようにS I I広報により実施されていた。

一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、同省は、仕様書の作成に当たり、必要とされる媒体の種類、媒体別投下量等を決定するために、電通を含めた専門性を有する複数の事業者に対して意見を聴取したとしていた。しかし、聴取した意見の内容及び意見を踏まえてどのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった。

a及びbについて、広報の実施には専門的知見が求められることから、S I I又は総務省のみでマイナポイント事業の目的、規模等に合った適切な媒体の種類、媒体別投下量等を決定することは困難であり、専門性を有する事業者の知見を活用することは、広報戦略の実施に当たって必要であったと考えられる。また、マイナポイント事業においては大規模な広報が展開され、多額の国費が投じられていたことから、広報戦略の実施の妥当性について十分に説明できるようにすることは重要であり、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料は、広報戦略の実施の妥当性の事後的な検証に資するものであったと考えられる。

したがって、総務省は、今後、大規模な広報を実施する場合には、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料について、事後的な検証のために、補助事業においては補助事業者に適切に保存させ、直轄事業においては同省が適切に保存して、広報戦略の実施の妥当性を十分に説明できるようにする必要がある。

2 マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

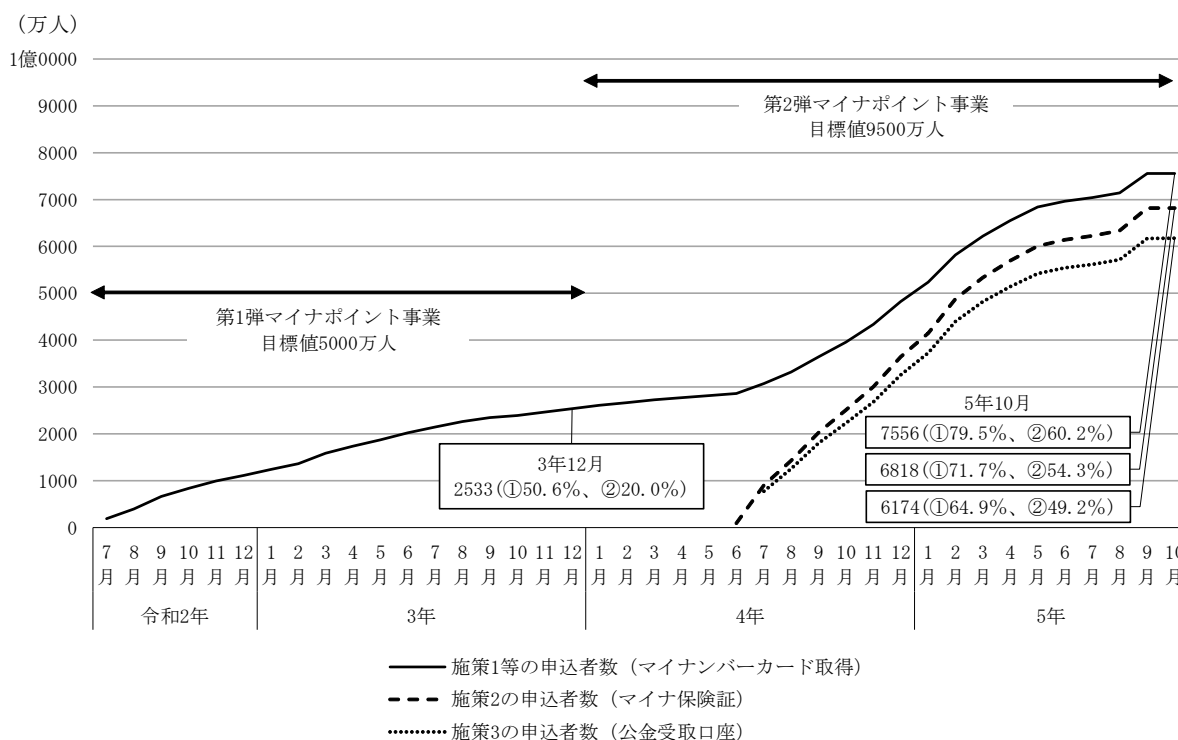
(1) マイナポイントの申込みの状況

ア マイナポイントの申込者数の推移

マイナポイントの申込者数の目標値は、1(1)アのとおり、予算の積算に当たり、第1弾マイナポイント事業においては5000万人と設定され、第2弾マイナポイント事業においては、施策1について第1弾マイナポイント事業における申込者数も含めて9500万人に引き上げられる（以下、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業の施策1とを合わせて「施策1等」という。）とともに、施策2及び施策3についてそれぞれ9500万人と設定されていた。マイナポイントの申込状況については、デジタル庁が運用しているマイキープラットフォームにおいて管理されているため、同庁からデータの提供を受けて、目標値に対して申込者数がどのように推移したか、また、目標値及び人口に対する申込者数の割合がどのように推移したかについてみたところ、図表2-1のとおりとなっていた。

(注20) 人口に対する割合を算出する際は、分子となるデータの取得時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を使用している。以下同じ。

図表2-1 マイナポイントの累計申込者数等の推移



注(1) 括弧書きのうち、①はマイナポイント事業の目標値に対する申込者数の割合であり、②は人口に対する申込者数の割合である。

注(2) マイナポイントの申込状況を管理しているマイキープラットフォームにおいて、施策3の申込者数は、公金受取口座の登録が完了しているか否かにかかわらず施策3の申込みが行われたことをもって1人として数える方法と、公金受取口座の登録が完了してマイナポイントの付与を受けるための要件を満たしたことをもって1人として数える方法の二つの方法で集計されている。本報告書においては、施策3の申込状況と公金受取口座の登録状況の関係を分析するために、後者の方法で集計された申込者数を用いている。

注(3) 公金受取口座の登録が完了してマイナポイントの付与を受けるための要件を満たしたことをもって1人として数える方法により月次で集計できるようになったのは、令和4年8月からであるため、同年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることはできない。そのため、施策3の申込者数の累計は同年7月からの表示となっている。

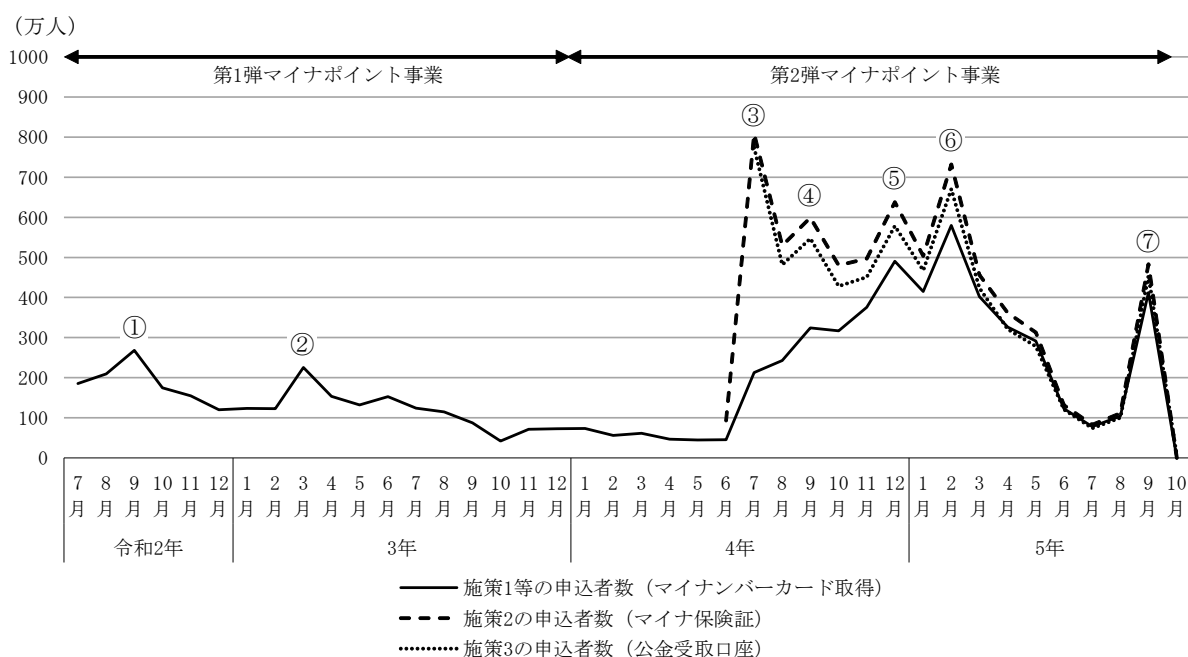
第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付が開始された2年7月以降、申込者数は緩やかな伸びとなっており、第1弾マイナポイント事業が終了した3年12月末時点における申込者数は2533万余人（目標値5000万人に対する申込者数の割合50.6%）となっていた。その後、4年6月30日から施策2及び施策3の申込受付が（注21）開始されると、申込者数は急激に伸び、マイナポイント事業終了後の5年10月末時点における最終的な申込者数は、施策1等の申込者数が7556万余人（目標値9500万人に対する申込者数の割合79.5%）、施策2の申込者数が6818万余人（同71.7%）、施策3の申込者数が6174万余人（同64.9%）となっていたが、それぞれの目標値である9500万人には達していない状況となっていた。また、人口に対する申込者数の割合についてみると、第1弾マイナポイント事業が終了した3年12月末時点においては20.

0%、マイナポイント事業終了後においては、施策1等は60.2%、施策2は54.3%、施策3は49.2%となっていた（申込者数の推移の詳細については別図表2-1参照）。

（注21） 第2弾マイナポイント事業のポイント申込期限は令和5年9月30日までとなっており、同日に申し込んだ者のうちその処理が10月1日にまたがった者については10月1日の申込みとして扱われることなどになっているため、マイナポイント事業終了後の最終的な申込者数には同年10月の申込者数が含まれている。

各月におけるマイナポイントの申込者数をみると、図表2-2のとおりとなっていた。

図表2-2 マイナポイントの各月における申込者数の推移



時点	期限等	
① 令和2年9月	第1弾マイナポイント事業	マイナポイント付与開始
② 3年3月		ポイント申込期限（当初）
		カード申請期限（1回目の延長後）
③ 4年7月	第2弾マイナポイント事業	施策2及び施策3の申込受付開始（4年6月30日から）
④ 4年9月		カード申請期限（当初）
⑤ 4年12月		カード申請期限（1回目の延長後）
⑥ 5年2月		ポイント申込期限（当初）
		カード申請期限（2回目の延長後）
⑦ 5年9月		ポイント申込期限（最終）

（注） 施策3に係る令和4年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることができないため、施策3に係る同年7月の申込者数に同年6月の申込者数を含めて表示している。

①から⑦までの各時点において、それぞれ前後の時期と比較して申込みが集中しており、特に③の第2弾マイナポイント事業の施策2及び施策3の申込受付開始、④、⑤及び⑥のカード申請期限並びに⑥及び⑦のポイント申込期限において申込みが集中している状況が見受けられた。

なお、4年7月以降しばらくの間、施策1等の申込者数と施策2及び施策3の申込者数

との間にかい離が見受けられたが、これは施策2及び施策3の申込受付開始時点においては、既に施策1等に申し込んでいた者による施策2及び施策3の申込みが多かったことによるものと考えられる。

また、5年6月から同年8月までにかけて、申込者数の大幅な落ち込みが見受けられたが、この時期は、国がマイナンバーの紐付け誤り事案があったことを公表するなどしていた時期であった。マイナンバーの紐付け誤り事案は、マイナポイント事業に直接関係するものではないが、マイナポイント事業の実施期間中に発生したマイナンバー制度に関する不適切な事案であったことから、国民に対してマイナンバーカードを取得することに不安を生じさせるなどして、マイナポイントの申込みに影響を与えた可能性があると思料される。

(注22) マイナンバーの紐付け誤り事案 令和5年5月に国により公表された健康保険、共済年金等に係る各制度固有の番号とマイナンバーとの紐付けに誤りが生じていた事案。マイナンバー制度においては、情報連携等を行えるようにするために、各制度において管理されている制度固有の番号とマイナンバーとの紐付けが行われているが、これらの紐付けに誤りがあったもの。これを受けて、国は同年6月にマイナンバー情報総点検本部を設置して、各制度におけるマイナンバーの紐付けが正確に行われているかについて総点検を開始した。「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（令和5年8月マイナンバー情報総点検本部会議資料）によれば、各制度における自分の情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じ、マイナポータルで自己情報を確認しようとする際に、自分の情報ではなく、当該制度に関する他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがあるとされている。総点検の結果は、随時公表され、6年1月の最終的な取りまとめ結果においては、8,395件の紐付け誤りが確認されたことが公表された。国はこれらの事案の発生原因を踏まえた再発防止対策を講じている。

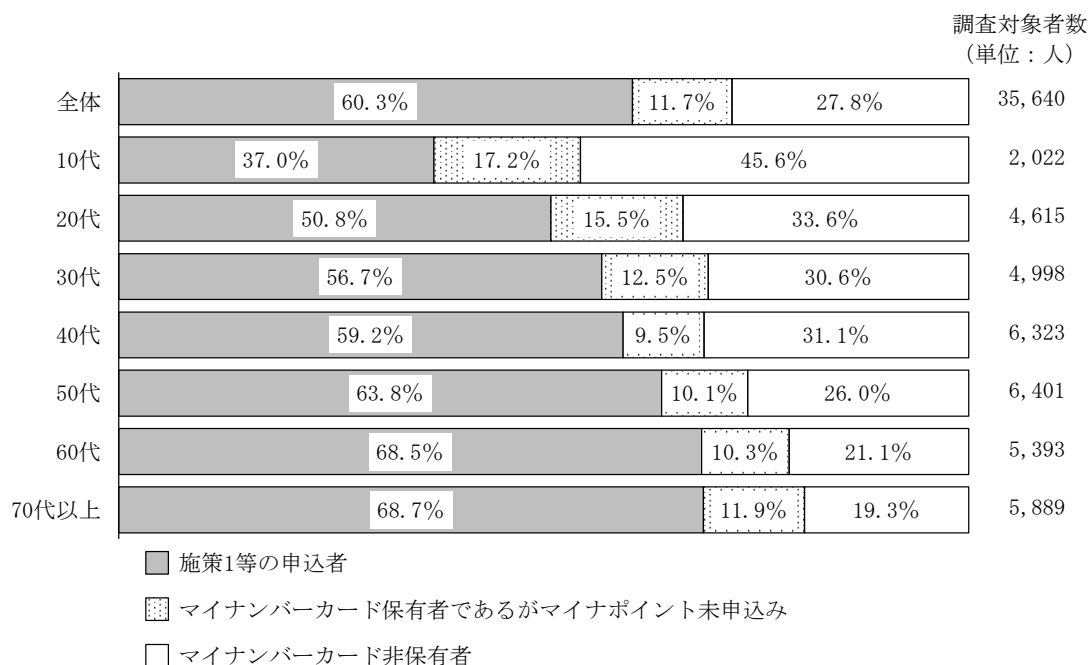
イ マイナポイントの年代等別の申込状況

事務局は、マイナポイント事業の効果を検証することを目的として、効果測定調査を複数回実施しており、その調査結果を総務省に報告している（効果測定調査の概要については別図表2-2参照）。効果測定調査においては、マイキープラットフォームでは把握できない年代別及び地域区分別のマイナポイントの申込状況の調査が行われている。^(注23) 効果測定調査の結果によると、施策1等の年代別の申込状況については、図表2-3のとおり、年齢が上がるほど申込者の割合が高くなっており、施策2及び施策3についても同様となっていた。また、施策1等の地域区分別の申込状況については、地域区分による差はほとんど見受けられず（別図表2-3参照）、施策2及び施策3についても同様となっていた。

(注23) マイナポイントの申込状況を管理しているマイキープラットフォームで

は、申込者の個人情報情報を保有しておらず、年代別及び地域区別の申込状況を把握することができないため、効果測定調査の結果により申込状況を把握することとした。

図表2-3 マイナポイントの年代別の申込状況（施策1等）



注(1) マイナポイント事業の実施期間全体における申込状況を示すため、第2弾マイナポイント事業終了後の令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果を掲載している。

注(2) 調査対象者数は、補正に伴う端数処理が行われているため、各年代の調査対象者数を合計しても全体の調査対象者数と一致しない。

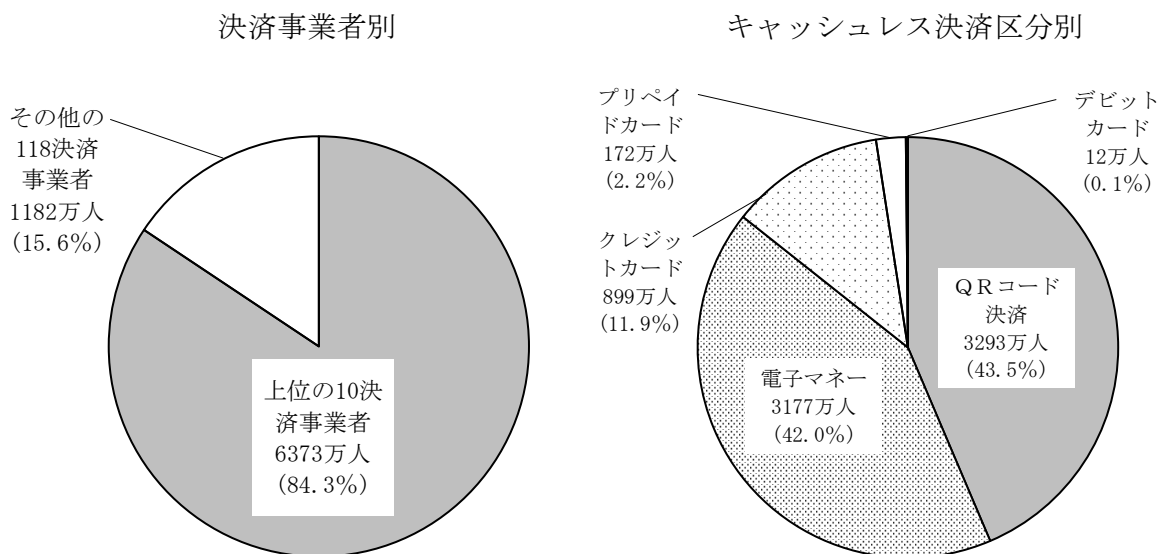
ウ マイナポイントの決済事業者等別の申込状況

マイナポイント事業においては、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業とを合わせて128決済事業者が参画しているが、マイナポイント事業終了時点(注24)における施策1等の申込者数について決済事業者別にみたところ、図表2-4のとおり、申込者数の多かった上位の10決済事業者で計6373万余人となっており、施策1等の申込者数7556万余人の8割強を占める状況となっていた。

また、マイナポイント事業において、申込者が選択できるキャッシュレス決済サービスのキャッシュレス決済区分は、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード、プリペイドカード及びデビットカードに大別されているが、施策1等の申込者数についてキャッシュレス決済区分別にみたところ、図表2-4のとおり、QRコード決済及び電子マネーがそれぞれ4割強を占める状況となっていた。

(注24) 施策2及び施策3は、施策1等の申込みを行わなければ申し込むことができないため、施策1等の申込者数は施策2及び施策3の申込者数を包含している。

図表2-4 マイナポイントの決済事業者等別の申込状況（施策1等）



エ マイナポイントの付与状況

申込者に対するマイナポイントの付与状況について、付与したマイナポイントのポイント数に1ポイント当たりの単価を乗じた額（以下「マイナポイント付与額」という。）をみたところ、図表2-5のとおり、申込者に対して計1兆2966億余円相当のマイナポイントが付与されていた。

図表2-5 施策別のマイナポイントの付与状況

（単位：万円）

施策区分	マイナポイント付与額		計
	第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業	
施策1等（マイナンバーカード取得）	1201億8422	2035億5510	3237億3932
施策2（マイナ保険証）		5105億5552	5105億5552
施策3（公金受取口座）		4623億3129	4623億3129
計	1201億8422	1兆1764億4193	1兆2966億2615

施策2及び施策3については、申込者に対してそれぞれ7,500円相当のマイナポイントが付与される一方で、施策1等については、5,000円相当を上限に、前払等に係る金額の25%のマイナポイントが付与されることとなっている。施策1等のマイナポイント付与額は計3237億余円相当、申込者数は7556万余人であったことから、1人当たりのマイナポイント付与額は4,284円相当となり、上限額に対するマイナポイント付与額の割合は85.6%となっていた。

オ 不適切なマイナポイント付与事案への対応状況

(ア) マイナポイントの複数回申込事案

マイナポイントは、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を利用して申込みを行うが、電子証明書が更新された場合にも、新旧の電子証明書を紐付け、同一人物であることを確認しているため、複数回の申込みは行うことができないこととなっている。しかし、市町村において、電子証明書の失効処理を行う際に、失効申請に基づく失効として処理すべきところ、新旧の電子証明書の紐付けが行われず職権による失効として処理するなどして、法律で想定されていない場面での電子証明書の失効処理を行ったため、新たな電子証明書が発行されても新旧の電子証明書の紐付けが行われず、複数回の申込みが行われた事案が510件発生した。このうち352件については上限額を超えるマイナポイントが付与されており、超過分のマイナポイントは計約156万円相当分となっていた。

総務省は、4年7月から同年9月までにかけてこのようなマイナポイントの複数回申込事案が発生したことを公表し、超過分のマイナポイントについては、決済事業者を通じて超過分のマイナポイントの付与を受けた者に連絡を取り精算を行うこととした。また、電子証明書の失効に係る事務を適切に行うよう市町村に対して周知した。さらに、上記のような失効処理を行った場合でも新旧の電子証明書の紐付けが行われるよう、J-LISにおいてシステムの改修が行われた。なお、352件のうち21件に係る93,768円相当分については、8年3月末現在、複数回申し込んだ者の連絡先が不明で精算処理を行うことができず、ポイントが付与されたままの状態となっていた。

(イ) マイナポイントの誤紐付け事案

第1弾マイナポイント事業における申込みの際の本人認証は、ログイン時と申込完了前の2回行う仕様になっていたが、認証回数が多すぎるとの批判を踏まえ、第2弾マイナポイント事業ではログイン時の1回のみ行う仕様に変更された。しかし、仕様変更後、地方公共団体のマイナポイント申込支援の窓口において、本人認証を行いログインした申込者が、申込手続を中断し、ログアウトせずに帰宅するなどしてしまっただ後、当該申込者がログインした状態のまま次の申込者が申込手続を行った結果、手続を中断した申込者に付与されるべきマイナポイントが次に手続を行った申込者に対して付与されるなどの事案が202件発生した。

総務省は、このようなマイナポイントの誤紐付け事案が発生したことを5年5月から6年3月までにかけて公表するとともに、地方公共団体に対して、マイナポイント申込支援の適切な実施について周知した。また、デジタル庁においては、申込みの際の本人認証を2回にするよう、仕様の変更を行った。なお、発生が確認された202件のうち195件については、手続を中断した申込者等が改めてマイナポイントを申し込めるよう救済措置が執られたが、残りの7件については、当該者からの申出がなく、連絡先も分からないため、8年3月末現在、当該者に対する救済措置を執ることができないままの状況となっていた。

(2) マイナンバーカード等の申請等の状況

第1の2(1)のとおり、マイナポイント事業においては、マイナンバーカードの普及を図ることとなっており、第1の2(2)アのとおり、第2弾マイナポイント事業では、これに加えて、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み及び公金受取口座の登録の促進も図ることとなっている。そこで、マイナポイント事業の実施前後におけるマイナンバーカードの有効申請件数、マイナ保険証の有効登録件数及び公金受取口座の登録件数の状況についてみると、図表2-6のとおりとなっており、それぞれ6000万件以上増加していた。

(注25) 有効申請件数 マイナンバーカードの発行申請件数のうち書類に不備があった件数及び申請を取りやめた件数を除いた有効性を持つ申請の件数

(注26) 有効登録件数 マイナ保険証の利用登録件数から死亡等による登録の削除分を差し引いた有効な登録件数

図表2-6 マイナポイント事業の実施前後におけるマイナンバーカードの有効申請件数、マイナ保険証の有効登録件数及び公金受取口座の登録件数の状況

区分	実施前			実施後			増加した件数 (万件) (b) - (a)
	時点	件数 (万件) (a)	人口に対する左の 件数の割合	時点	件数 (万件) (b)	人口に対する左の 件数の割合	
マイナンバーカードの有効申請件数	第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前 (令和2年6月末時点)	2528	19.8%	第1弾マイナポイント事業のカード申請期限 (3年4月末時点)	4931	38.9%	2402
				第2弾マイナポイント事業のカード申請期限 (5年2月末時点)	9298	74.1%	6769
マイナ保険証の有効登録件数	第2弾マイナポイント事業の施策2及び施策3の申込受付開始前 (4年5月末時点)	880	6.9%	第2弾マイナポイント事業のポイント申込期限 (5年9月末時点)	7051	56.2%	6170
公金受取口座の登録件数		156	1.2%		6253	49.8%	6097

マイナンバーカードの申請、交付及び保有の状況、マイナ保険証の利用登録の状況並びに公金受取口座の登録の状況について、それぞれ更に分析した結果は次のとおりである。

ア マイナンバーカードの申請、交付及び保有の状況

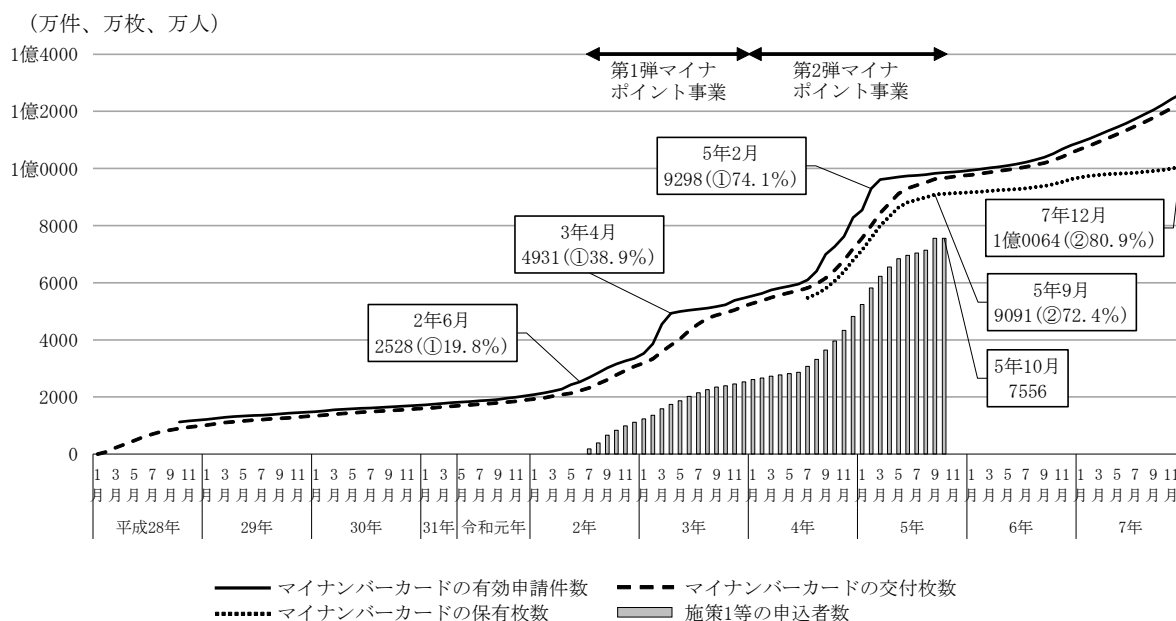
(ア) マイナンバーカードの有効申請件数等の推移

(注27) 総務省からデータの提供を受けて、マイナポイント事業の実施前後においてマイナンバーカードの有効申請件数、交付枚数、保有枚数等がどのように推移したかについてみたところ、図表2-7のような状況となっていた（マイナンバーカードの有効申請件数等の推移の詳細については別図表2-4参照）。

(注27) 総務省は、マイナンバーカードについて、交付開始時の平成28年1月から交付枚数を、同年10月から有効申請件数を、令和4年7月から保有枚数を、それぞれ月末時点において集計している。

(注28) 保有枚数 マイナンバーカードの交付枚数から死亡、有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた現に保有されているマイナンバーカードの枚数

図表2-7 マイナンバーカードの累計有効申請件数等の推移



(注) 括弧書きのうち、①は人口に対する有効申請件数の割合であり、②は人口に対する保有枚数の割合である。

第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前の2年6月末時点におけるマイナンバーカードの有効申請件数は2528万余件（人口に対する有効申請件数の割合19.8%）となっていた。2年7月から申込受付が開始され、カード申請期限である3年4月末時点における有効申請件数は、2402万余件増えて4931万余件（同38.9%）と

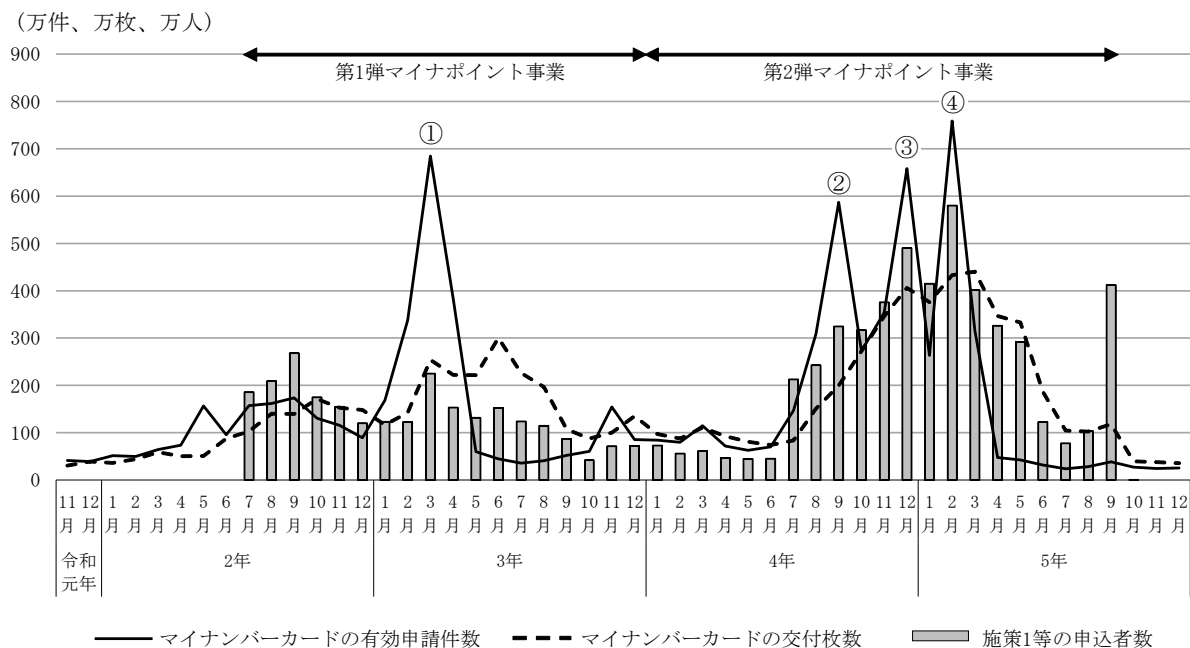
なっていた。さらに、4年1月から第2弾マイナポイント事業の申込受付が開始され、カード申請期限である5年2月末時点における有効申請件数は、4367万余件増えて9298万余件（同74.1%）となっていた。この結果、第1弾マイナポイント事業の申込受付開始から第2弾マイナポイント事業のカード申請期限までにおけるマイナンバーカードの有効申請件数は、計6769万余件の増加となっていた。マイナンバーカードを取得した理由については、効果測定調査の結果によると、「本人確認書類として使えるから」（注29）（48.0%）、「マイナポイントの獲得に必要だったから」（41.2%）、「住民票の写しなどがコンビニエンスストアで取得できるから」（24.0%）などとなっていた（理由の詳細については別図表2-5参照）。

マイナンバーカードの保有枚数をみると、第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点における保有枚数は9091万余枚（人口に対する保有枚数の割合72.4%）となっていた。なお、保有枚数はマイナポイント事業終了後においても伸びており、7年12月末時点においては1億0064万余枚（同80.9%）となっていた。

元年11月から5年12月までの各月におけるマイナンバーカードの有効申請件数及び交付枚数をみたところ、図表2-8のとおり、カード申請期限が設定されていた①から④までの各時点においてマイナンバーカードの申請が集中していることから、マイナポイント事業の実施がマイナンバーカードの申請の誘因となっていたと史料される。

(注29) 効果測定調査の結果に係る括弧書きの割合は、令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。以下、2(2)及び2(3)において同じ。

図表2-8 マイナンバーカードの各月における有効申請件数等の推移



時点	期限	
① 令和3年3月	第1弾マイナポイント事業	カード申請期限（1回目の延長後）
② 4年9月	第2弾マイナポイント事業	カード申請期限（当初）
③ 4年12月		カード申請期限（1回目の延長後）
④ 5年2月		カード申請期限（2回目の延長後）

なお、交付枚数については、有効申請件数ほど特定の月には集中しておらず、申請が集中した月の翌月以降数か月にわたり増加が見受けられた。この状況は、マイナンバーカードの申請が集中したことにより、J-LISにおけるマイナンバーカードの発行が追い付かなかったことに加え、市町村におけるマイナンバーカードの交付準備に時間を要するなどしたため、通常よりも交付が遅くなったことによるものと考えられる。

また、マイナポイント事業実施期間中においてマイナンバーカードの取得は大幅に進んだ一方で、5年1月1日時点の人口である1億2541万余人に対して、第2弾マイナポイント事業のカード申請期限である同年2月末時点における有効申請件数は9298万余件となっていたことから、単純計算による差分の3242万余人は、マイナポイント事業の実施によっても、マイナンバーカードの取得に至らなかったことになる。マイナンバーカードを取得していない理由については、効果測定調査の結果によると、「個人情報の漏えいが心配だから」（50.2%）、「取得する必要性が感じられないから」（44.5%）、「国に個人情報を把握されるのが怖いから

ら」(38.3%)などとなっていた(理由の詳細については別図表2-6参照)。

一方で、カード申請期限である5年2月末時点における有効申請件数は9298万余件となっていたのに対して、施策1等に係る最終的なマイナポイントの申込者数は7556万余人となっていたことから、単純計算による差分の1742万余人は、マイナポイントの申込みが可能であったにもかかわらず、マイナポイントを申し込んでいなかったことになる。マイナンバーカードの保有者がマイナポイントを申し込んでいない理由については、効果測定調査の結果によると、「手続きが面倒だったから」(28.6%)、「マイナポイントの申込方法が分からなかったから」(13.5%)、「個人情報の漏えいが心配だったから」(13.3%)などとなっていた(理由の詳細については別図表2-7参照)。

(イ) マイナンバーカードの年代等別の交付状況

マイナンバーカードの年代別の交付状況を、第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前の2年6月、第1弾マイナポイント事業終了後の4年1月及び第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月の各時点においてみたところ、図表2-9のとおりとなっていた。第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点において、人口に対する交付枚数の割合(以下「交付率」という。)は、10代未満を除き、いずれの年代においても70%台から80%台までとなっており、広い世代においてマイナンバーカードが交付されている状況となっていた。

図表2-9 マイナンバーカードの年代別の交付状況

年代	令和2年6月1日時点			4年1月1日時点			5年9月末時点		
	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率
10代未満	1005	52	5.1%	958	277	28.9%	933	618	66.3%
10代	1135	85	7.5%	1106	371	33.5%	1099	850	77.4%
20代	1287	202	15.6%	1268	506	39.9%	1275	991	77.7%
30代	1468	238	16.2%	1406	612	43.5%	1381	1044	75.6%
40代	1875	273	14.5%	1796	723	40.2%	1747	1284	73.5%
50代	1644	293	17.8%	1724	743	43.1%	1769	1369	77.4%
60代	1599	364	22.8%	1514	727	48.0%	1490	1207	81.0%
70代	1591	396	24.9%	1628	756	46.4%	1627	1333	81.9%
80代以上	1106	229	20.7%	1187	469	39.5%	1216	929	76.3%
計	1億2713	2135	16.7%	1億2592	5187	41.1%	1億2541	9631	76.7%

(注) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

マイナンバーカードの年代別の交付状況と同様に、地方公共団体の種類（政令指定都市、特別区、市及び町村の区分）別の交付状況を、2年6月、4年1月及び5年9月の各時点においてみたところ、5年9月末時点における交付率は、いずれの区分においても70%台となっており、区分による交付状況の違いはほとんど見受けられない状況となっていた。また、市町村の高齢化率区分別及び過疎地域区分別の交付状況についてみたところ、地方公共団体の種類別と同様に、区分による交付状況の違いはほとんど見受けられない状況となっていた（別図表2-8、別図表2-9及び別図表2-10参照）。

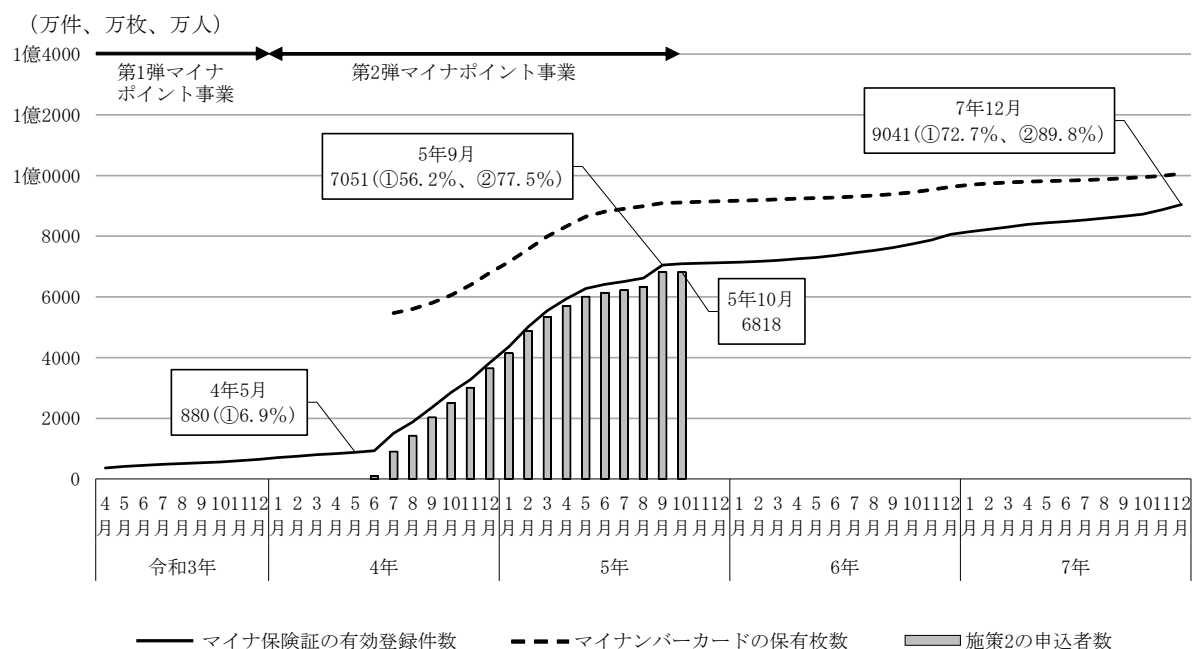
イ マイナ保険証の利用登録の状況

(注30)

厚生労働省からデータの提供を受けて、第2弾マイナポイント事業の実施前後においてマイナ保険証の有効登録件数等がどのように推移したかについてみたところ、図表2-10のような状況となっていた（有効登録件数等の推移の詳細については別図表2-11参照）。

(注30) 厚生労働省は、令和3年4月からマイナ保険証の有効登録件数を集計している。

図表2-10 マイナ保険証の累計有効登録件数等の推移

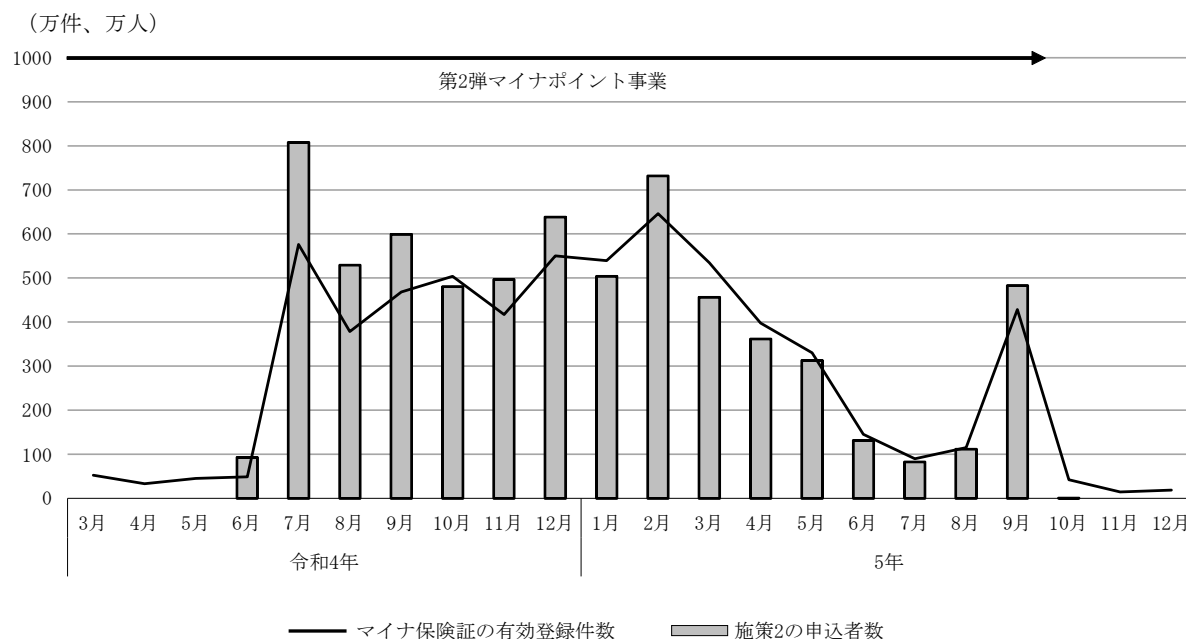


(注) 括弧書きのうち、①は人口に対するマイナ保険証の有効登録件数の割合であり、②はマイナンバーカードの保有枚数に対するマイナ保険証の有効登録件数の割合である。

マイナ保険証の利用登録は2年7月から開始されているが、第2弾マイナポイント事業の施策2の申込受付開始前である4年5月末時点における有効登録件数は880万余件（人口に対する有効登録件数の割合6.9%）となっていた。4年6月30日から第2弾マイナポイント事業の施策2の申込受付が開始され、第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点における有効登録件数は、6170万余件増えて7051万余件（同56.2%、マイナンバーカードの保有枚数に対する有効登録件数の割合77.5%）となっていた。なお、第2弾マイナポイント事業終了後においてもマイナ保険証の有効登録件数は伸びており、7年12月末時点の有効登録件数は9041万余件（同72.7%、同89.8%）となっていた。

4年3月から5年12月までの各月におけるマイナ保険証の有効登録件数と施策2の申込者数との関係のみたところ、図表2-11のとおりとなっていた。

図表2-11 マイナ保険証の各月における有効登録件数等の推移



全体としては、マイナ保険証の有効登録件数と施策2の申込者数がほぼ連動するような推移となっていた状況等をみると、第2弾マイナポイント事業の実施がマイナ保険証の利用登録の誘因となっていたと史料される。

また、第2弾マイナポイント事業実施期間中においてマイナ保険証の利用登録は大幅に進んだ一方で、5年1月1日時点の人口である1億2541万余人に対して、第2弾マイナポイント事業が終了した同年9月末における有効登録件数は7051万余件となっていたことから、単純計算による差分の5490万余人は、第2弾マイナポイント事業の実施

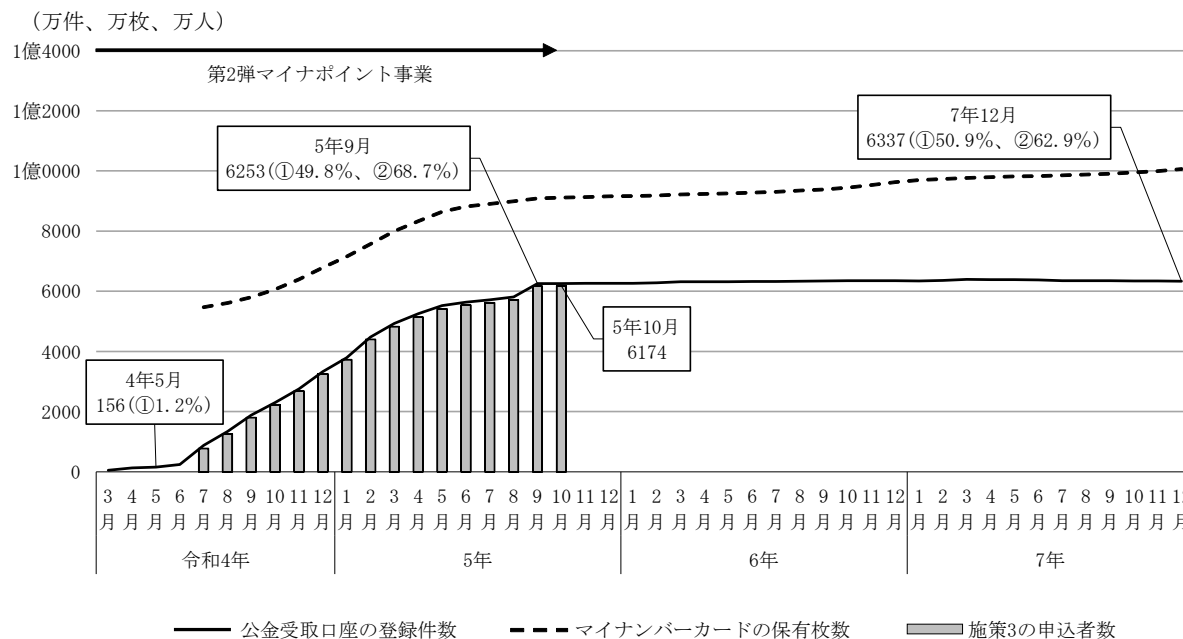
によっても、マイナ保険証の利用登録に至らなかったことになる。効果測定調査では、マイナ保険証の利用登録を行っていない理由について調査を行っていないが、施策2の申込みを行っていない理由については調査を行っているため、参考として、その調査結果をみたところ、「個人情報の漏えいが心配だったから」（24.3%）、「手続を忘れていたから」（15.2%）、「国に健康情報、病歴等を把握されるのが怖いから」（14.6%）などとなっていた（理由の詳細については別図表2-12参照）。

効果測定調査では、施策2の申込みを行っていない理由のほか、第2弾マイナポイント事業の実施期間中における施策2に係る年代別の認知率及び申込意向の状況等についての調査も実施されていた。総務省は、これらの調査結果の報告を受けていたものの、同省が事業を総括するために把握しておくべき情報であるとして、施策2を所管する厚生労働省とこれらの調査結果を共有していなかった（認知率及び申込意向の調査結果については別図表2-13及び別図表2-14参照）。また、後述ウのとおり、施策3についても同様の状況となっていた。

ウ 公金受取口座の登録の状況

デジタル庁からデータの提供を受けて、第2弾マイナポイント事業の実施前後において公金受取口座の登録件数等がどのように推移したかについてみたところ、図表2-12のような状況となっていた（登録件数等の推移の詳細については別図表2-15参照）。

図表2-12 公金受取口座の累計登録件数等の推移



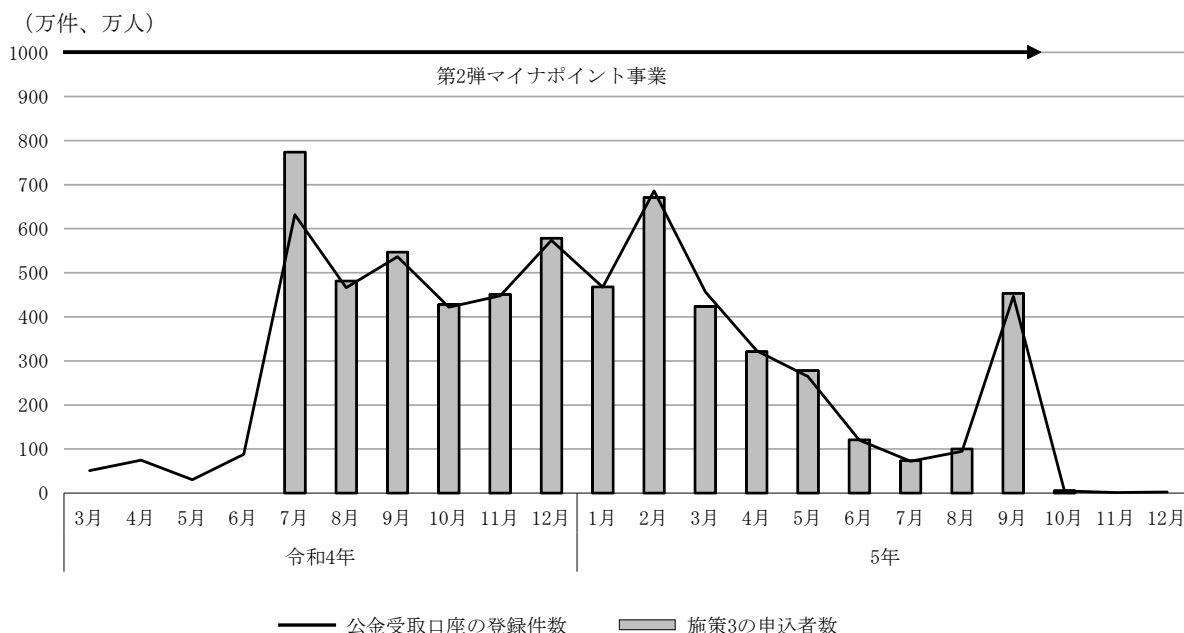
注(1) 括弧書きのうち、①は人口に対する公金受取口座の登録件数の割合であり、②はマイナンバーカードの保有枚数に対する公金受取口座の登録件数の割合である。

注(2) 公金受取口座の登録が完了してマイナポイントの付与を受けるための要件を満たしたことをもって1人として数える方法により月次で集計できるようになったのは令和4年8月からであるため、同年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることはできない。そのため、施策3の申込者数の累計は同年7月からの表示となっている。

公金受取口座の登録は4年3月から開始されているが、第2弾マイナポイント事業の施策3の申込受付開始前である同年5月末時点における登録件数は156万余件（人口に対する登録件数の割合1.2%）となっていた。同年6月30日から第2弾マイナポイント事業の施策3の申込受付が開始され、第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点における登録件数は、6097万余件増えて6253万余件（同49.8%、マイナンバーカードの保有枚数に対する登録件数の割合68.7%）となっていた。なお、7年12月末時点の公金受取口座の登録件数は6337万余件（同50.9%、同62.9%）となっており、第2弾マイナポイント事業終了時からの登録件数の伸びは83万余件にとどまっていた。

4年3月から5年12月までの各月における公金受取口座の登録件数と施策3の申込者数との関係をみたところ、図表2-13のとおりとなっていた。

図表2-13 公金受取口座の各月における登録件数等の推移



(注) 施策3に係る令和4年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることができないため、施策3に係る同年7月の申込者数に同年6月の申込者数を含めて表示している。

全体としては、公金受取口座の登録件数と施策3の申込者数がほぼ連動するような推移となっていた状況等をみると、第2弾マイナポイント事業の実施が公金受取口座の登録の誘因となっていたと思料される。

また、第2弾マイナポイント事業の実施期間中において、公金受取口座の登録は大幅に進んだ一方で、5年1月1日時点の人口である1億2541万余人に対して、第2弾マイナポイント事業終了時の同年9月末時点における登録件数は6253万余件となっていたことから、単純計算による差分の6287万余人は、第2弾マイナポイント事業の実施によっても、公金受取口座の登録に至らなかったことになる。効果測定調査では、公金受取口座の登録を行っていない理由について調査を行っていないが、施策3の申込みを行っていない理由については調査を行っているため、参考として、その調査結果をみると、「個人情報の漏えいが心配だったから」(32.0%)、「手続を忘れていたから」(13.0%)、「買い物履歴等の決済情報が民間企業や国に把握されてしまいそうだったから」(12.1%)などとなっていた(理由の詳細については別図表2-16参照)。

イの施策2における状況と同様に、効果測定調査では、施策3に係る年代別の認知率及び申込意向の状況等についての調査も実施されていたが、総務省は、施策3を所

管するデジタル庁とこれらの調査結果を共有していなかった（認知率及び申込意向の調査結果については別図表2-17及び別図表2-18参照）。

(3) マイナンバーカード等の利用等の状況

第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点において、マイナンバーカードについては国民の7割以上に保有され、マイナ保険証については国民の5割以上に利用登録され、また、公金受取口座については国民の約5割に登録される状況となった。

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現等を目的としている。この目的のために、元年度から5年度までの間に1兆3905億余円を投じてマイナポイント事業が実施され、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について普及の水準の上げが図られた。このような状況を踏まえると、デジタル社会の実現に向けて、マイナポイント事業の実施後も引き続き、これらの利用の促進が図られることが重要であると考えられる。

そこで、マイナポイント事業の実施後において、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座がどのように利用されているか、また、これらの普及の水準が維持されているかについてそれぞれ確認したところ、次のような状況となっていた。

ア マイナンバーカードの利用等の状況

(イ) マイナンバーカードの利用の状況

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）によれば、政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成し、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等について定めることとされている。マイナポイント事業の終了後の6年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「6年重点計画」という。）においては、スマートフォンから様々な行政手続きができる「オンライン市役所サービス」の徹底、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」の推進、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及等、マイナンバーカードの利活用の推進に係る取組が示されている。また、7年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「7年重点計画」という。）においても、「オンライン市役所サービス」構想の推進、「市民カード化」構想の推進、民間ビジネスにおける利用の普及等、マイナ

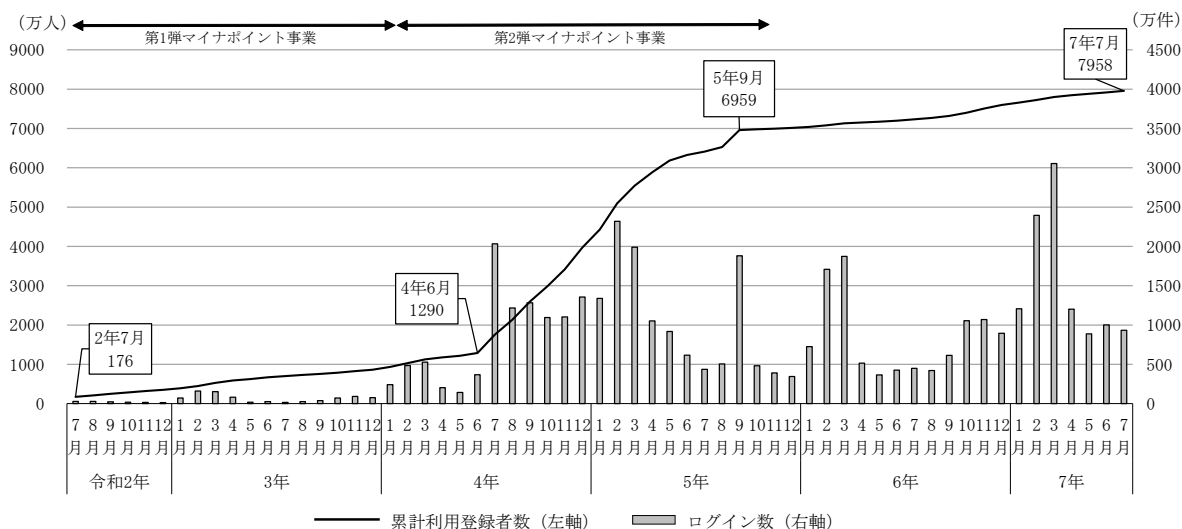
ンバーカードの利活用の推進に係る取組が示されている。

デジタル庁は、マイナンバーカードの主な用途を利用シーン別に分類して公表しており、7年7月末時点における主な用途は、マイナ保険証のほか、コンビニエンスストア等での証明書の交付、マイナポータルを活用した各種の受付及び情報の確認、マイナンバーカードの運転免許証利用（マイナ免許証）、緊急搬送時における救急隊による受診歴等の情報の把握等となっていた。同庁は、これらのうち、コンビニエンスストア等での証明書の交付及びマイナポータルでの引っ越し受付に係る利用実績について公表している（マイナンバーカードの主な用途と利用実績については別図表2-19参照）。

また、上記のマイナポータルを活用した受付等を行うに当たっては、マイナンバーカードを利用してマイナポータルにログインする必要がある。そこで、同庁が公表しているマイナポータルの利用登録者数及びログイン数について、第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込受付が開始された2年7月以降の推移をみると、図表2-14のとおり、利用登録者数については、同月末時点の176万余人から第2弾マイナポイント事業の施策2及び施策3の申込受付が開始された4年6月末時点において1290万余人に増加し、その後、第2弾マイナポイント事業が終了した5年9月末時点において6959万余人に大きく増加していた。また、マイナポイント事業終了後も増加を続け、7年7月末時点において7958万余人（同時点におけるマイナンバーカードの保有者9852万余人の80.7%）となっていた。

マイナポータルのログイン数について月別にみると、第2弾マイナポイント事業の施策2及び施策3の申込受付が開始された4年6月とその翌月の7月に増加した後、特定の月の実績が多くなっていた。デジタル庁によると、確定申告及び引っ越し受付が多数行われる2月から3月までの期間並びにポイント申込期限の5年9月については、特に多くなっているとしている。

図表2-14 マイナポータルの利用登録者数及びログイン数の推移



(イ) マイナンバーカードの廃止の状況

取得されたマイナンバーカードは、マイナ保険証を含む様々な用途に利用されている一方で、有効期間が満了したとき、国外に転出したとき、死亡したとき、マイナンバーカードの返納があったときなどに失効し、廃止されることとなっている。

マイナンバーカードの交付が開始された平成28年1月から令和7年7月までの間において、マイナンバーカードの廃止枚数は1623万余枚となっていた。国は、5年5月に、マイナンバーの紐付け誤り事案があったことを公表したが（(1)ア参照）、この影響により、マイナンバーカードを保有することに国民が不安を感じるなどして、本人の希望による自主的なマイナンバーカードの返納（以下「自主返納」という。）が増加した可能性があると思料される。

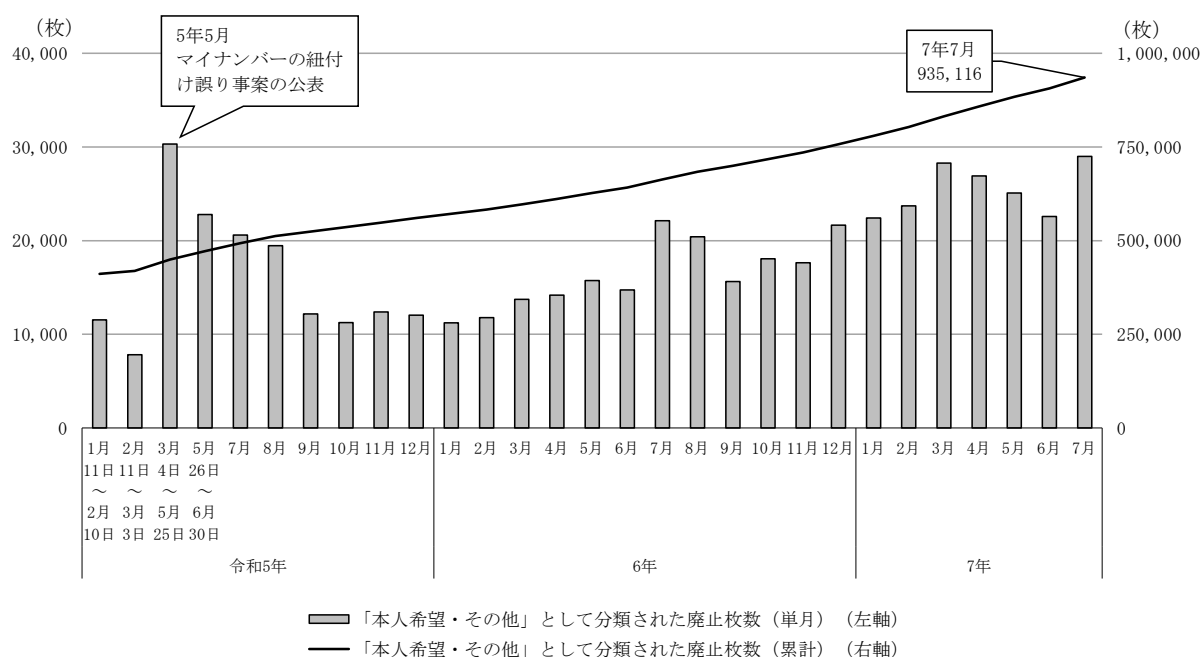
そこで、自主返納の状況についてみたところ、マイナンバーカードの廃止理由は、「有効期限切れ」「国外転出」「死亡」「本人希望・その他」等の分類により整理されており、上記廃止枚数のうち、自主返納が含まれる「本人希望・その他」として分類された廃止枚数は93万余枚となっていた。この中には自主返納のほか、転居を重ねたことによりマイナンバーカードの住所を追記する欄の余白がなくなり再発行するために返納したものなどの件数も含まれており、総務省は自主返納に該当する廃止枚数について把握していない。

なお、同省は、「本人希望・その他」として分類された5年6月分の廃止枚数のうち自主返納に該当するものがどの程度あったかについて、同年7月に調査を行っ

ており、12地方公共団体からの回答を得ている。当該調査の結果によれば、「本人希望・その他」として分類された247件のうち97件が自主返納に該当するものとなっていた。

同省が分類ごとの廃止枚数を月別等で把握するようになった5年1月11日から7年7月までの間における「本人希望・その他」として分類された廃止枚数の推移をみると、図表2-15のような状況となっていた。

図表2-15 「本人希望・その他」として分類された廃止枚数の推移



5年1月から同年6月までの間は月単位で枚数が把握されていないため、他の月と単純に比較することはできないが、同年5月頃から同年8月までにかけて、廃止枚数が多くなっていた。この時期は、国がマイナンバーの紐付け誤り事案があったことを公表するなどしていた時期であったため、それらの影響により自主返納が発生していた可能性があると思料される。

また、事務局は、6年3月に実施した効果測定調査において、マイナンバーカードの返納状況についても調査を行っており、調査対象者35,640人のうち85人(0.2%)が返納したと回答している。返納理由については、効果測定調査の結果によると、「マイナンバーカードのセキュリティに不信感があるから」(33.1%)、「政府に対して不信感があるから」(29.4%)、「マイナンバー制度に不信感があるから」(28.3%)などとなっていた(返納理由の詳細については別図表2-20

参照)。

イ マイナ保険証の利用等の状況

(ア) マイナ保険証の利用の状況

マイナンバーカードと健康保険証との一体化について、6年重点計画においては、引き続き、マイナ保険証の利用促進に積極的に取り組むとともに、マイナ保険証への移行に際しては、デジタルとアナログの併用期間を設けることで、全ての者が安心して確実に保険診療を受けられる環境整備に取り組んでいくこととされている。また、7年重点計画においては、マイナ保険証への切替え、利用促進等を行うとともに、マイナ保険証の利用登録をしていない者には申請によらず資格確認書^(注31)を交付し、要配慮者にはマイナ保険証の利用登録をした場合でも資格確認書の申請も働きかけるなど、全ての者が安心して保険診療を受けられるよう環境整備に取り組むこととされている。

(注31) 要配慮者 マイナ保険証を既に保有しているがその利用が難しい高齢者、障害者等

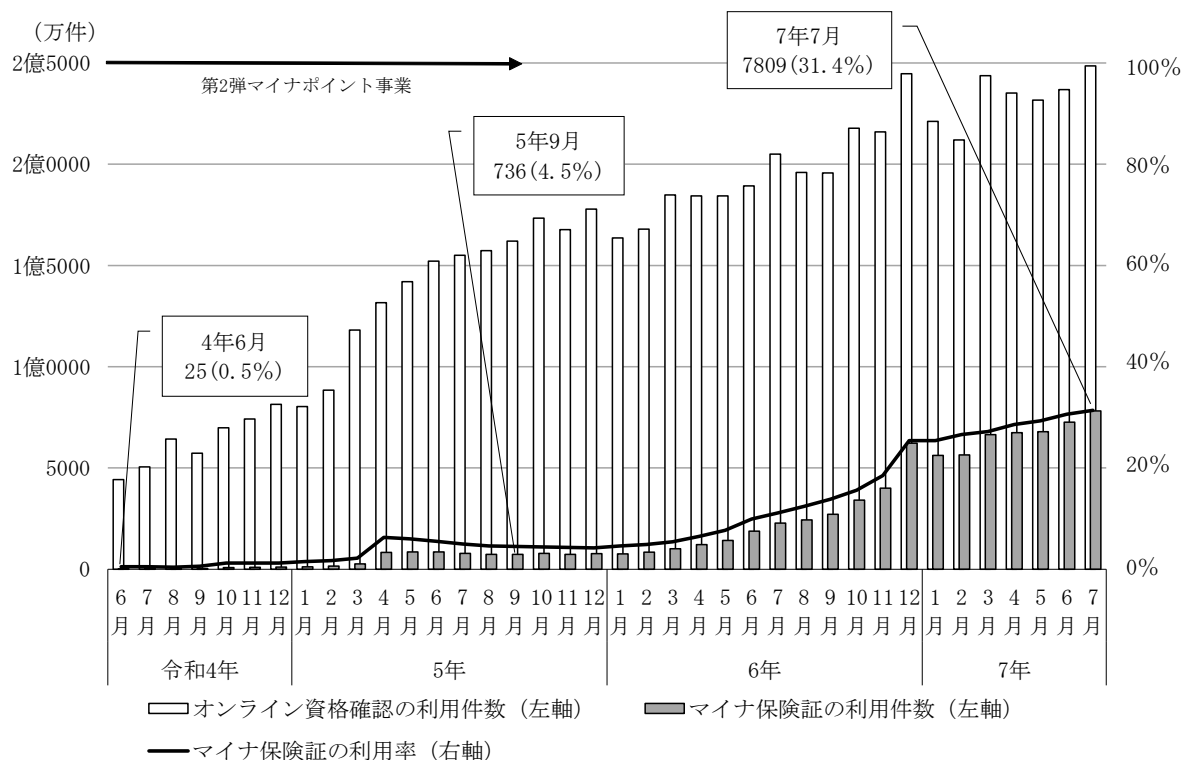
マイナ保険証の利用実績について、厚生労働省が公表している月次の利用件数等によると、第2弾マイナポイント事業の施策2の申込受付が開始された4年6月から7年7月までの間のマイナ保険証の利用件数は、図表2-16のとおり、4年6月末時点において25万余件、第2弾マイナポイント事業が終了した5年9月末時点において736万余件となっており、7年7月末時点において7809万余件まで増加していた。

(注32)

また、マイナ保険証の利用率は、4年6月末時点において0.5%、5年9月末時点において4.5%となっており、7年7月末時点において31.4%まで増加していた。利用率の推移をみると、5年4月に増加した以降同年12月までは微減となっていて、6年1月以降は増加していた。なお、厚生労働省は、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証の利用登録が任意であることを踏まえて、利用率の目標値を設定していないとしている。

(注32) マイナ保険証の利用率 オンライン資格確認の利用件数（従来の健康保険証の利用件数（資格確認書の利用件数を含む。）及びマイナ保険証の利用件数の合計）に占めるマイナ保険証の利用件数の割合

図表2-16 オンライン資格確認の利用件数、マイナ保険証の利用件数及び利用率の推移



(注) 図表中の数字は、マイナ保険証の利用件数及び括弧書きでマイナ保険証の利用率を示している。

厚生労働省は、マイナ保険証の利用率の増減の要因として、5年4月から保険医療機関及び保険薬局のオンライン資格確認の導入が原則として義務化されることを踏まえ、同年3月にオンライン資格確認の運用を開始した保険医療機関及び保険薬局が増加したことにより同年4月の利用件数が急増したこと、同年5月以降の減少については、同月に公表されたマイナンバーの紐付け誤り事案（(1)ア参照）により、国民に不安を与えたのではないかと推察されることなどを挙げている。また、6年1月以降の増加傾向の要因として、同省は、上記の事案を受けて、登録データの点検を行い、全てのデータの確認が完了したことにより国民の不安が緩和されたことに加え、マイナ保険証の利用促進の取組を行ったことなどを挙げている。そして、同年12月に増加している要因として、同省は、同月に従来の健康保険証が新たに発行されなくなったことにより、受診者の意識や行動が変化したのではないかと推察されることなどを挙げている。

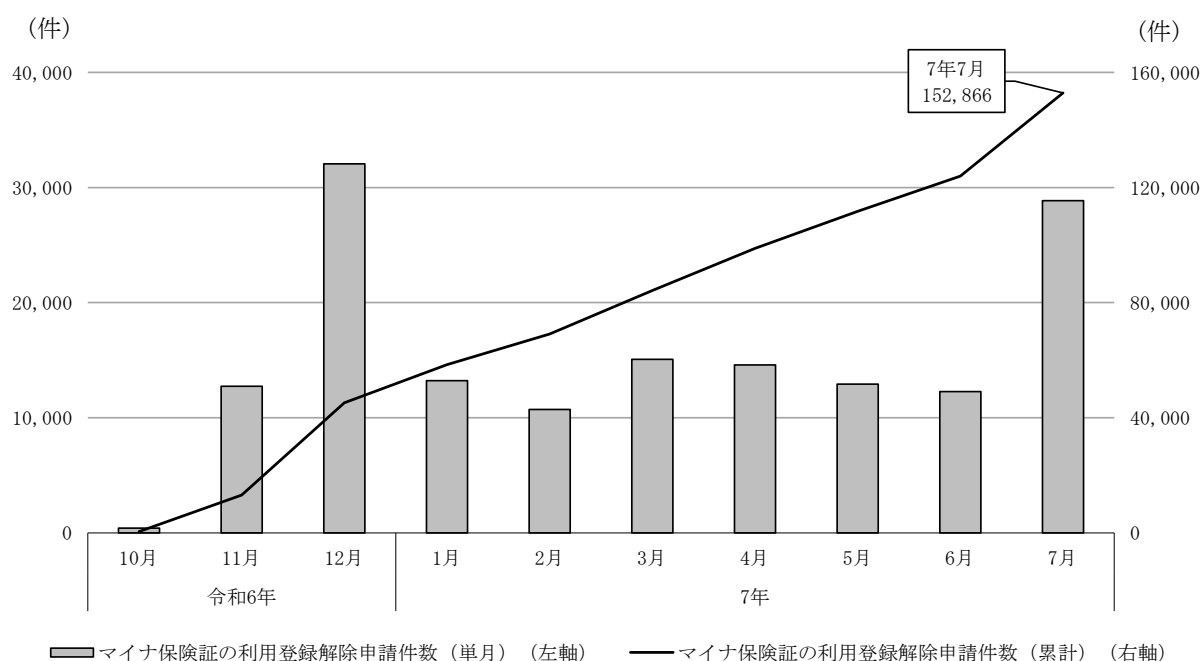
(イ) マイナ保険証の利用登録解除申請の状況

マイナ保険証は、オンライン資格確認等システムの仕様上、一度利用登録を行うと解除ができない仕組みとなっていたが、システム改修により、6年10月28日以

降、マイナ保険証の利用登録者が保険者に対して解除申請を行うことでマイナ保険証の利用登録を解除することができるようになり、マイナ保険証の利用登録が解除された場合には保険者から資格確認書が交付されることとなった。

そこで、6年10月28日から7年7月までの間における利用登録解除申請件数の推移をみたところ、図表2-17のとおり、6年11月以降は毎月1万件を超える利用登録解除申請が行われており、その申請件数は7年7月時点において計15万余件となっていた。

図表2-17 マイナ保険証の利用登録解除申請件数の推移



厚生労働省は、利用登録解除申請件数が相当数となったことを踏まえ、一部の保険者に対して利用登録者が利用登録の解除を申請した理由等について聴取を行ったところ、「個人情報の漏えいが心配だから」「マイナ保険証を利用する必要性やメリットが感じられないから」「紛失時の懸念があり持ち歩きたくないから」「紙の資格確認書を持っていたいから」などの理由が挙げられたとしている。

ウ 公金受取口座の利用等の状況

(ア) 公金受取口座の利用の状況

公金受取口座について、6年重点計画においては、その登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図ることとされている。また、7年重点計画においては、公金受取口座の登録・利用を引き続き推進し、給付事務の更なる効率化を図ることとさ

れている。

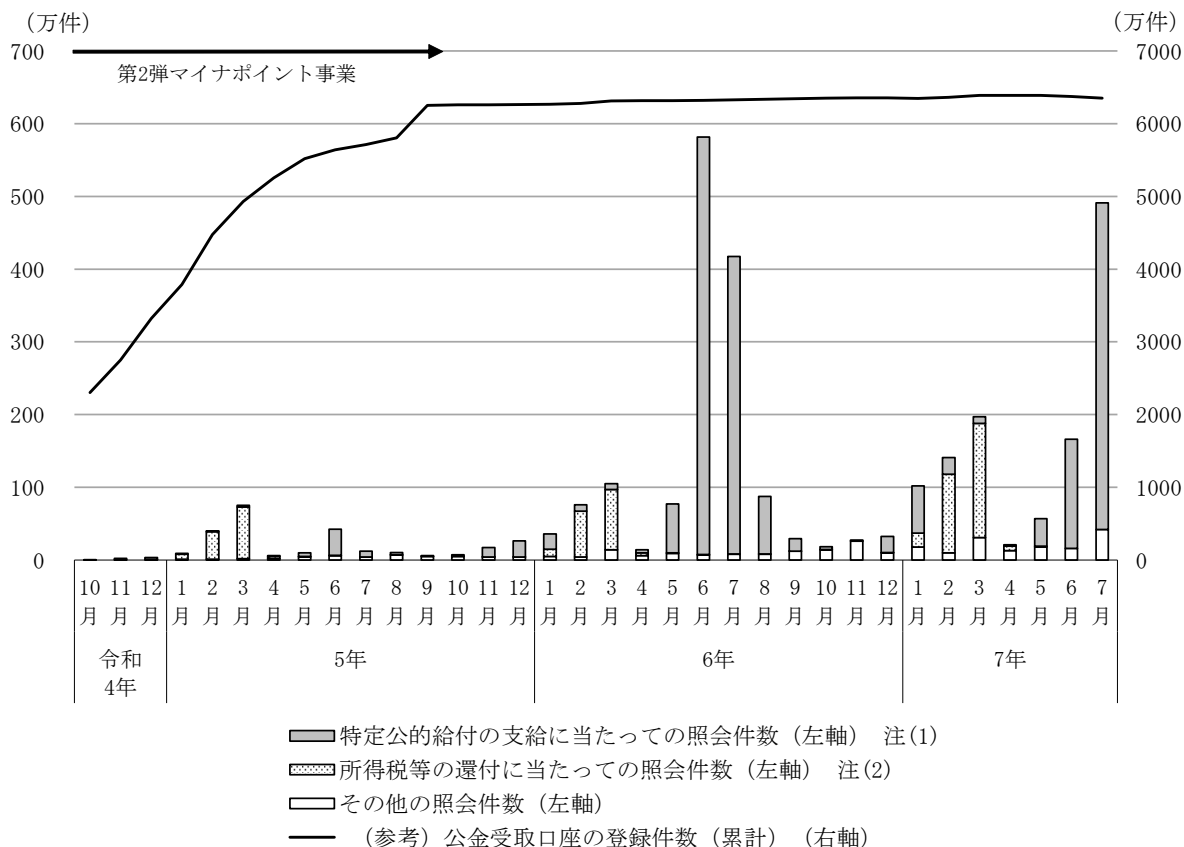
公金受取口座を登録した者から給付金等の申請を受けた行政機関等は、申請者の公金受取口座の情報を確認する際に、登録された公金受取口座の情報を保有するデジタル庁から情報連携により当該申請者の公金受取口座の情報を取得している。そのため、同庁は、行政機関等が情報連携において照会を行った件数を公金受取口座の利用実績として取り扱っている。

そこで、同庁から、各月の照会件数の提供を受けて確認したところ、公金受取口座の情報に係る情報連携が開始された4年10月から7年7月までの間に、計2980万余件の照会が行われていた。

照会件数の推移を月別にみると、図表2-18のとおり、特定の月の照会件数が多くなっており、5年2月及び3月は、所得税等の還付に当たっての照会件数が最も多く、マイナポイント事業終了後の6、7両年も同様の状況となっていた。また、特に照会件数が多かった6年6月、7月及び7年7月は、特定公的給付の支給に当たっての照会件数が最も多くなっていた。4年10月から7年7月までの間の市町村による特定公的給付の支給に当たっての照会件数は2066万余件となっていて、上記2980万余件の69.3%を占めていた。

(注33) 特定公的給付 公金受取口座登録法に基づき、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するもの。特定公的給付として指定されたものには「令和六年度出産・子育て応援給付金」「令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）」等がある。

図表2-18 公金受取口座の情報の情報連携における照会件数の推移



注(1) 情報連携が可能な事務手続のうち「特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理」に関する事務手続の照会件数を集計している。
 注(2) 情報連携が可能な事務手続のうち「所得税及び復興特別所得税の還付、純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付、源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整超過額の還付」に関する事務手続の照会件数を集計している。

(イ) 公金受取口座の登録抹消の状況

デジタル庁は、公金受取口座として登録された預貯金口座が解約等により利用できなくなったことを把握した場合又は公金受取口座の登録者が死亡したことを把握した場合に、それらに係る公金受取口座の登録を抹消しているが、このほか、公金受取口座の登録者においても、マイナポータルから公金受取口座の登録を自ら抹消することができる。

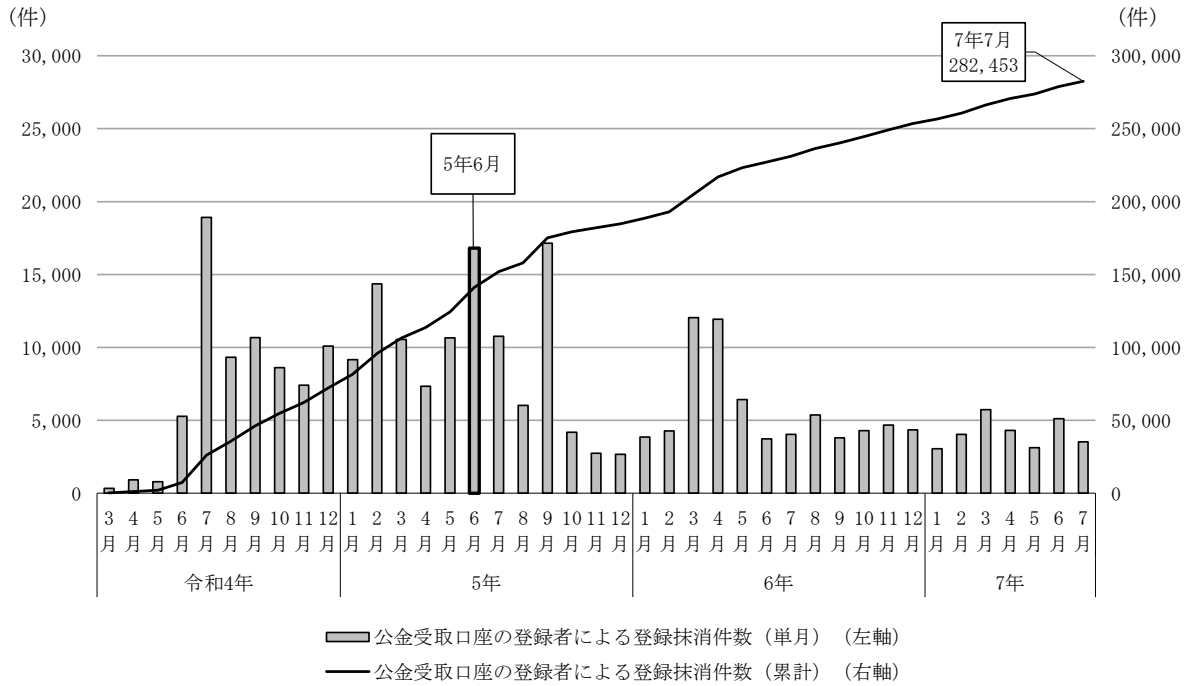
公金受取口座の登録抹消後に再登録が行われている場合もあるため、登録抹消された件数の全てが登録抹消されたままの状態を表しているわけではないが、再登録が行われず、登録抹消されたままとなっている状態のものも一定程度あると考えられる。

公金受取口座の登録が開始された4年3月から7年7月までの間における公金受取口座の登録者による登録抹消件数の推移をみたところ、図表2-19のような状況と

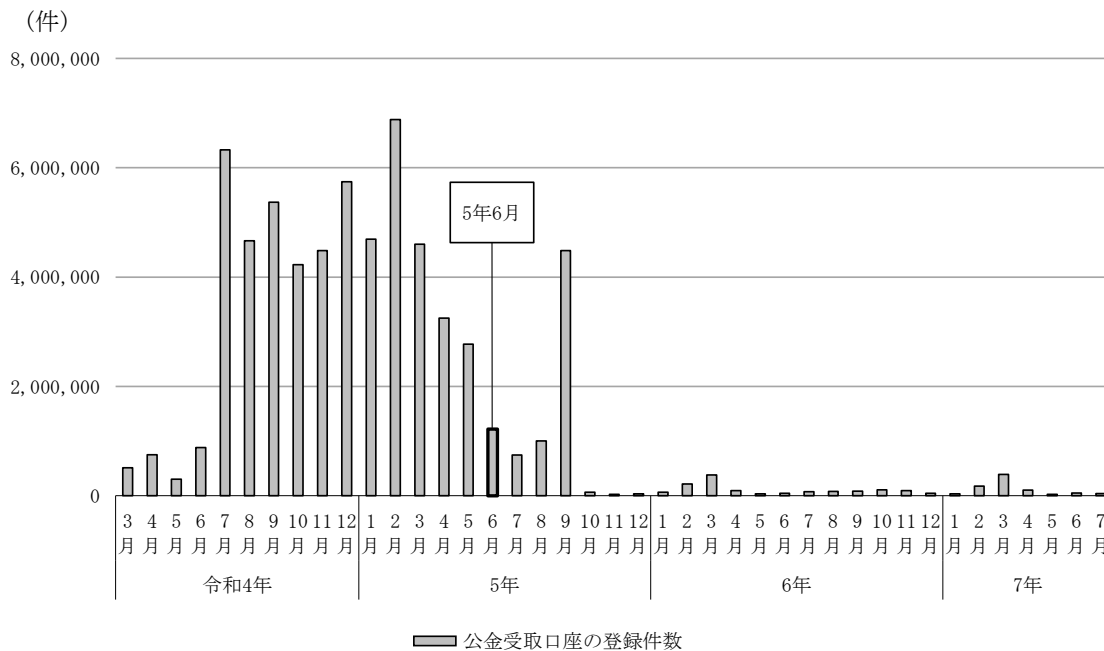
(注34) になっており、登録抹消件数は、単純合計すると7年7月時点において計28万余件と
なっていた。また、同じ期間において公金受取口座の各月における登録件数の推
移をみたところ、図表2-20のような状況となっていた。

(注34) 公金受取口座の登録は、任意に行うことができる制度であるため、同一
人物が登録抹消と再登録を繰り返し行うことが可能となっている。

図表2-19 公金受取口座の登録者による登録抹消件数の推移



図表2-20 公金受取口座の各月における登録件数の推移



(注) 本図表における公金受取口座の登録件数は、登録抹消による減少分を差し引くなどする前の登録件数
であるため、別図表2-15における公金受取口座の登録件数とは一致しない。

登録抹消件数と登録件数とでは件数の規模は異なるものの、5年6月については、登録件数が少なく、登録抹消件数が多くなっていた。この時期は、国がマイナンバーの紐付け誤り事案があったことを公表するなどしていた時期であった（(1)ア参照）。デジタル庁は、登録者がマイナポータルから登録抹消を行う際に理由の入力は求めているため、登録抹消の理由を把握していないとしているが、登録抹消の要因の一つとして、マイナンバーの紐付け誤り事案が影響したことも考えられる。

このように、マイナポイント事業の実施後におけるマイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等の状況についてみたところ、利用実績が増加している状況及び特定の時期の利用実績が多くなっている状況が見受けられた。一方、自主返納が発生していた可能性があると思料される状況並びにマイナ保険証の利用登録解除申請及び公金受取口座の登録者による登録抹消が行われている状況も見受けられた。

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現等の目的のために、多額の国費を投じて実施され、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について普及の水準の引上げが図られた。これを踏まえると、マイナンバーカードの発行、交付及び管理に関することを所管する総務省、マイナ保険証の制度を所管する厚生労働省並びにマイナンバーカードの利用に関すること及び公金受取口座登録制度を所管するデジタル庁において、デジタル社会の実現に向けて、マイナポイント事業の実施後も引き続きこれらの普及の水準の維持及び利用の一層の促進のための取組が求められる。

したがって、総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、マイナポイント事業が多額の国費を投じて実施されたものであることを踏まえて、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について、利用等の状況を適時適切に把握して、一層の利活用を図るための方策を検討する必要がある。

3 マイナポイントの利用の状況

(1) 総務省等におけるマイナポイントの利用の把握状況

マイナポイント事業の目的である①消費の活性化、②キャッシュレス決済の利用拡大、③マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現のうち、①消費の活性化について、マイナポイントの利用との関係を確認したところ、総務省は、申込者がマイナポイントの付与を受けるための前払等を行うことに加えて、付与されたマイナポイントを利用することも消費の活性化として想定していた。

そこで、付与されたマイナポイントの利用の状況について、実施要領等を定めている総務省及び事務局においてどのように把握されているのか確認したところ、事務局において決済事業者ごとのマイナポイント付与額が把握されている一方、同省及び事務局において決済事業者ごとの利用されたポイント数等のマイナポイントの利用実績は把握されていなかった。また、第2弾マイナポイント事業の施策2に係ることを所管する厚生労働省及び施策3に係ることを所管するデジタル庁においても、マイナポイントの利用実績は把握されていなかった。

総務省は、決済事業者ごとのマイナポイントの利用実績を把握していなかった理由について、利用の状況を把握するためには、各決済事業者に対し、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理させることとなり、そのために既存システムの大規模な改修が必要になるなどの場合があることから、決済事業者の参画が困難になるとして、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業を通じて、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理することを求めていなかったためとしている。

(2) 決済事業者において管理されているマイナポイントの利用実績等の状況

ア 決済事業者におけるマイナポイントの利用実績の管理状況

総務省が各決済事業者に対してマイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理することを求めていない中で、決済事業者においてマイナポイントの利用実績がどのように管理されているのか、マイナポイントの利用実績を把握可能な登録サービスがどの程度あるのかについて、ポイント付与補助金が交付された127決済事業者（補助金交付額1兆2714億余円）の登録サービス152件から、1登録サービス当たりの補助金相当額が多額となっているなどしている40決済事業者の登録サービ

(注35)
 ス46件（補助金相当額計1兆2098億余円（127決済事業者に対する補助金交付額の95.1%）。以下、この46件を「46登録サービス」という。）の状況を確認した。その結果、図表3-1のとおり、12件（補助金相当額計3199億余円）では、マイナポイントの利用実績が他のポイントと区分して管理されていて、マイナポイントの利用実績が（注36）把握できる状況となっていた。

また、残りの34件（同計8898億余円）では、マイナポイントの利用実績が他のポイントと一体的に管理されていて、マイナポイントの利用実績は把握できないもの（注37）の、マイナポイントを含むポイント全体の利用実績は把握できる状況となっていた。

図表3-1 40決済事業者の46登録サービスに係るマイナポイントの利用実績の管理状況

区分	決済事業者数（注）		登録サービス数		左の登録サービスに係る補助金相当額の合計	
	（事業者）	割合	（件）	割合	（千円）	割合
マイナポイントの利用実績が他のポイントと区分して管理されていた登録サービス	12	30.0%	12	26.0%	319,991,562	26.4%
マイナポイントの利用実績が他のポイントと一体的に管理されていた登録サービス	29	72.5%	34	73.9%	889,878,223	73.5%
計	40	100.0%	46	100.0%	1,209,869,786	100.0%

(注) 決済事業者数の計欄の事業者数及び割合の数値は、1決済事業者の重複分を除いた数値である。

総務省がマイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理することを求めている中で、前記の12件に係る決済事業者がマイナポイントの利用実績を区分して管理していたのは、既存システムにおいて大規模な改修を行うことなくポイント別に利用実績を管理できるようになっているなどの状況の下で、マイナポイント事業に係る決算状況の把握、マイナポイントの利用の状況の説明を求められた場合への備えなどのためとなっていた。

(注35) 登録サービス152件を展開エリア別に①全国、②複数の都道府県、③1都道府県に分類し、①と②については補助金相当額が多額となっているなどしている登録サービスを、③については地域で利用可能な登録サービスに着目して、地方公共団体、地域の商工会等が運営しているものであって、かつ、補助金相当額が多額となっているなどしている登録サービスをそれぞれ選定した。

(注36) 決済事業者において、登録サービスごとに、付与したマイナポイントのうちの利用されたマイナポイントのポイント数を月次又は日次で集計するなどして利用実績が算出できる状況を指す。

(注37) 決済事業者において、マイナポイントを含むポイント全体について、付与したポイントのうちの利用されたポイントのポイント数を月次又は日次で集計して利用実績が算出できる状況を指す。

イ 決済事業者において管理されているマイナポイントの利用額等の状況

決済事業者におけるマイナポイントの利用実績の管理状況を踏まえて、46登録サ

ービスを対象として、利用されたマイナポイントのポイント数等について決済事業者から回答を受け、これらを集計することなどにより、利用されたマイナポイントの金額（以下「マイナポイント利用額」という。）を算出するとともに、実施要領等に定めるマイナポイントの要件を踏まえ、マイナポイントの利用方法、利用可能な地域等及びマイナポイントの有効期限に着目してマイナポイントの利用の状況について分析したところ、次のような状況となっていた。

(ア) マイナポイント利用額等の状況

マイナポイントの利用実績が把握できた12件について、登録サービスごとに、マイナポイント利用額を集計したところ、マイナポイント付与額計3211億余円に対して、マイナポイント利用額は計3033億余円となっていた。

また、マイナポイントの利用実績は把握できないものの、マイナポイントを含むポイント全体の利用実績が把握できた34件については、付与されたマイナポイントが他のポイントと一体となって利用されると仮定して、ポイント全体の利用実績を基にマイナポイント利用額を試算したところ、マイナポイント付与額計9126億余円に対して、マイナポイント利用額は計8589億余円となっていた。

(注38) マイナポイントの付与が開始された時点から付与されたマイナポイントが全て失効する時点（最長で令和7年3月に設定）までの期間における、マイナポイントを含むポイント全体の利用数、失効数等の比率を基に、付与されたマイナポイントのポイント数を案分して利用されたマイナポイントのポイント数を算出した。

これらをまとめると図表3-2のとおりとなり、46登録サービスに係るマイナポイント付与額計1兆2338億余円に対して、マイナポイント利用額は計1兆1623億余円となっていた。

マイナポイント付与額に占めるマイナポイント利用額の割合（以下「マイナポイント利用率」という。）について試算したところ、46登録サービスに係るマイナポイント利用率は94.2%となっていた。

図表3-2 46登録サービスに係るマイナポイント利用額等の状況（試算）

区分	登録サービス数 (件)	左の登録サービスに係るマイナポイント付与額の合計 (a)		左の登録サービスに係るマイナポイント利用額の合計（注） (b)		左の登録サービスに係るマイナポイント利用率 (b)/(a)	マイナポイント利用率別の登録サービス数 (件)				
		(千円)	割合	(千円)	割合		50%以上	60%以上	70%以上	80%以上	90%以上
							60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	
マイナポイントの利用の状況の確認対象とした登録サービス(46登録サービス)	46	1,233,815,520	100.0%	1,162,374,980	100.0%	94.2%	1	2	—	4	39
マイナポイントの利用実績が把握できた登録サービス	12	321,198,062	26.0%	303,395,453	26.1%	94.4%	—	—	—	—	12
ポイント全体の利用実績が把握できた登録サービス	34	912,617,458	73.9%	858,979,526	73.8%	94.1%	1	2	—	4	27

(注) 「左の登録サービスに係るマイナポイント利用額の合計」欄について、「マイナポイントの利用実績が把握できた登録サービス」の計数は集計値、「ポイント全体の利用実績が把握できた登録サービス」の計数は試算値である。

46登録サービスについてみると、39件でマイナポイント利用率が90%以上となっており、マイナポイントの利用実績が把握できた12件についてはいずれも90%以上となっていた。なお、ポイント全体の利用実績が把握できた34件のうちの3件については、マイナポイント利用率が70%未満となっており、当該登録サービスは失効率が他の登録サービスと比較して高いなどの特徴があった。

(イ) 利用方法別のマイナポイント利用額等の状況

実施要領等において、マイナポイントは、マイナポイント事業の対象となるキャッシュレス決済サービスと併せて又は単独で、幅広く物品等の購入の決済時に電子的に日本円で換算可能な利用ができることが要件として定められており、申込者がマイナポイントを幅広く利用できるよう配慮されている。そして、その利用方法として、決済事業者の登録サービスごとに、店舗等での決済に利用する、ICカードの残高にチャージする、商品等に交換するなどの様々な方法が設定されている。

そこで、46登録サービスにおける付与されたマイナポイントの利用方法についてみたところ、46登録サービスの決済事業者から回答を受けたマイナポイントの利用方法は、主に「店舗等での決済」「ICカードへのチャージ」「商品等との交換」^(注39)及び「請求金額との相殺」の4種類となっていた。

利用方法別にマイナポイントがどの程度利用されたのかについて、46登録サービスの状況をみたところ、図表3-3のとおり、マイナポイントの利用方法が単一の

登録サービスが31件、複数設定されている登録サービスが15件となっていた。上記31件の利用方法は「店舗等での決済」「ICカードへのチャージ」及び「商品等との交換」の3種類となっていて、このうちの「店舗等での決済」に係る登録サービス26件に係るマイナポイント利用額は計1664億余円（マイナポイント利用率98.5%）、「ICカードへのチャージ」に係る登録サービス4件に係るマイナポイント利用額は計3024億余円（同93.2%）等となっていた。

(注39) 「店舗等での決済」とは付与されたマイナポイントを店舗等で商品を購入する際に使用する方法、「ICカードへのチャージ」とは付与されたマイナポイントを申込者においてICカードの残高にチャージする方法、「商品等との交換」とは付与されたマイナポイントを決済行為を経ずに商品、他社のポイント等との交換に使用する方法、「請求金額との相殺」とは付与されたマイナポイントをクレジットカード等の利用請求額との相殺に使用する方法である。

図表3-3 46登録サービスに係る利用方法別のマイナポイント利用額等の状況

区分	登録サービス数 (件)	左の登録サービスに係るマイナポイント付与額の合計 (a)		左の登録サービスに係るマイナポイント利用額の合計 (b)		左の登録サービスに係るマイナポイント利用率 (b)/(a)	
		(千円)	割合	(千円)	割合		
利用方法が単一の登録サービス	店舗等での決済	26	168,879,082	13.6%	166,471,359	14.3%	98.5%
	ICカードへのチャージ	4	324,345,077	26.2%	302,421,484	26.0%	93.2%
	商品等との交換	1	2,109,200	0.1%	1,943,620	0.1%	92.1%
小計	31	495,333,360	40.1%	470,836,464	40.5%	95.0%	
利用方法が複数設定されている登録サービス(注)	15	738,482,160	59.8%	691,538,515	59.4%	93.6%	
計	46	1,233,815,520	100.0%	1,162,374,980	100.0%	94.2%	

(注) 利用方法が複数設定されている登録サービスについて、利用方法は主に「店舗等での決済」「ICカードへのチャージ」「商品等との交換」及び「請求金額との相殺」の4種類であることが把握できたものの、マイナポイント付与額を利用方法別に集計できないことなどから、まとめて集計している。

(ウ) 利用可能地域等ごとのマイナポイント利用額等の状況

実施要領等において、マイナポイントは、全国的又は地域的に幅広く利用可能なものであることが要件として定められている。総務省は、マイナポイントが利用可能なキャッシュレス決済サービスについて、全国展開のスーパーマーケット及びコンビニエンスストアに加え、地域密着型のスーパーマーケット等で利用できるキャッシュレス決済サービス及び地方公共団体等により発行された地域通貨を挙げており、マイナポイントが利用できる地域や店舗が登録サービスごとに異なっているなどしている。

そこで、マイナポイントの利用可能地域等ごとにマイナポイントがどの程度利用されたのかについて、46登録サービスの状況をみたところ、図表3-4のとおり、

全国で利用可能な登録サービス24件に係るマイナポイント利用額は計1兆0425億余円（マイナポイント利用率93.7%）となっていた。また、一部の都道府県で利用可能な登録サービス22件に係るマイナポイント利用額は計1198億余円（同98.6%）となっていて、22件のうち地域通貨6件に係るマイナポイント利用額は計7億余円（同98.4%）となっていた。

図表3-4 46登録サービスに係る利用可能地域等ごとのマイナポイント利用額等の状況

利用可能地域等	登録サービス数 (件)	左の登録サービスに係る マイナポイント付与額の 合計 (a)		左の登録サービスに係る マイナポイント利用額の 合計 (b)		左の登録サービスに係る マイナポイント利用率 (b)/(a)
		(千円)	割合	(千円)	割合	
全国で利用可能	24	1,112,309,411	90.1%	1,042,542,418	89.6%	93.7%
一部の都道府県で利用可能（注）	22	121,506,109	9.8%	119,832,561	10.3%	98.6%
スーパーマーケット	9	79,221,770	6.4%	78,291,667	6.7%	98.8%
ドラッグストア	4	12,213,137	0.9%	12,067,409	1.0%	98.8%
地域通貨	6	761,762	0.0%	749,794	0.0%	98.4%
計	46	1,233,815,520	100.0%	1,162,374,980	100.0%	94.2%

（注） 「一部の都道府県で利用可能」に係る登録サービス22件については、そのうちの主なものとして、「スーパーマーケット」には、特定のスーパーマーケットで利用可能な登録サービスを、「ドラッグストア」には、特定のドラッグストアで利用可能な登録サービスを、「地域通貨」には、決済事業者が地方公共団体、地域の商工会等であり、特定の地域の店舗等で利用可能な登録サービスを、それぞれ集計している。

（エ）有効期限の設定状況別のマイナポイント利用額等の状況

実施要領等において、マイナポイントは付与されてから失効するまで少なくとも3か月以上の期間が設定されていることが要件として定められていることから、全ての登録サービスについて、マイナポイントの有効期限の設定状況をみたとところ、有効期限が設定されている場合はいずれも3か月以上となっており、有効期限が設定されていないものも一部見受けられた。

そこで、有効期限の設定の有無によりマイナポイント利用率に差異が生じていないかについて、46登録サービスの状況をみたとところ、有効期限が設定されている登録サービス34件に係るマイナポイント利用率は93.1%、有効期限が設定されていない12件に係るマイナポイント利用率は94.9%となっていて、有効期限が設定されている登録サービスと設定されていない登録サービスでマイナポイント利用率に大きな差異はなかった（別図表3参照）。

（3）マイナポイント事業の効果の検証に係る取組状況

ア 総務省等による行政事業レビューの取組の状況

総務省は、元年度から6年度までの行政事業レビューシートにおいて、マイナポイント事業に係る予算の執行状況、成果目標の設定状況、成果目標の達成状況等について公表している。このうち、施策2及び施策3に係る成果目標の設定及び達成状況については、厚生労働省又はデジタル庁に確認し、これらの内容を取りまとめて公表している。

6年度の行政事業レビューシートにおける成果目標について、マイナポイント事業の目的と対応する成果目標が設定されているか確認したところ、図表3-5のとおり、短期アウトカムに係る成果目標として、「マイナンバーカードの普及」「国民がマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行う」及び「口座登録数の増大」が設定されていた。そして、これら三つの成果目標のそれぞれについて、長期アウトカムに係る成果目標として、(1)のマイナポイント事業の目的の③に対応する「デジタル社会の実現」が設定されていた。

また、成果目標の達成状況については、短期アウトカムに係る成果目標の達成率が、それぞれ75.1%、56.9%、65.8%とされていた。これらの達成率について、総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、いずれも効果が一定程度達成されたと評価していた（マイナンバーカード等の申請等の状況については2(2)参照）。

図表3-5 令和6年度行政事業レビューシートにおける成果目標の設定等の状況

短期アウトカム			長期アウトカム		
成果目標及び成果指標		達成状況	成果目標及び成果指標		達成状況
成果目標	マイナンバーカードの普及	目標年度：2022年度 目標値：125,416,877件	成果目標	デジタル社会の実現	—
成果指標	マイナンバーカード申込件数（令和5年2月末までのもの）	成果実績：94,169,998件 達成率：75.1%	成果指標	デジタル社会の実現	
成果目標	国民がマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行う	目標年度：2023年度 目標値：123,952,000人	成果目標	デジタル社会の実現	—
成果指標	マイナンバーカードの健康保険証の利用登録者数（令和5年9月末までのもの）	成果実績：70,510,702人 達成率：56.9%	成果指標	デジタル社会の実現	
成果目標	口座登録数の増大	目標年度：2023年度 目標値：95,000,000口座	成果目標	デジタル社会の実現	—
成果指標	口座登録数（令和5年9月末までに申請のあった分）	成果実績：62,551,539口座 達成率：65.8%	成果指標	デジタル社会の実現	

一方で、マイナポイント事業の残る二つの目的（①消費の活性化及び②キャッシュレス決済の利用拡大）に対応する成果目標は設定されていなかった。この理由について、総務省は、消費の活性化及びキャッシュレス決済の利用拡大という目的は複合的な要素によって達成されるものであって、定量的な指標を設定して施策効果

を測定することが困難であると判断したためとしている。

イ マイナポイント事業の目的に係る効果の検証

総務省等による行政事業レビューの取組においては、マイナポイント事業の目的のうちの消費の活性化及びキャッシュレス決済の利用拡大に係る成果目標が設定されておらず、これらの効果について明らかにされていなかった。そこで、会計検査院において、総務省、厚生労働省、デジタル庁、事務局及び各決済事業者から聴取した内容を基に試算するなどして、マイナポイント事業による消費の活性化に係る効果及びキャッシュレス決済の利用拡大に係る効果を検証したところ、それぞれ次のような状況となった。

(ア) 消費の活性化に係る効果の検証

総務省に対して、マイナポイント事業による消費の活性化に係る効果の見込みについて確認したところ、同省は、1(1)アのとおり、マイナポイントの申込者数の目標値を9500万人と設定し、ポイント付与補助事業に係る予算を2兆0225億円計上していた。そして、この予算が全て執行され、マイナポイントの付与を受けるための前払等に係る金額を含めて1人当たり40,000円相当が消費に回ると仮定し^(注40)て単純計算した場合、図表3-6のとおり、消費の活性化に係る効果額は合計で3兆8000億円となることを想定していた。

一方、2(1)アのとおり、マイナポイント事業終了後の5年10月末時点における最終的な申込者数は、施策1等の申込者数が7556万余人、施策2の申込者数が6818万余人、施策3の申込者数が6174万余人であることから、これらの申込者数の実績値に基づき、総務省の想定した消費の活性化に係る効果額の算出方法に沿って算出することとした場合、消費の活性化に係る効果額は約2兆8635億円となった。

(注40) 第1弾マイナポイント事業及び第2弾マイナポイント事業の施策1から施策3までの申込みを全て行うことで付与される最大20,000円相当のマイナポイントと、5,000円相当のマイナポイントの付与を受けるための前払等に係る20,000円の合計を指す。

図表3-6 総務省の想定したマイナポイント事業による消費の活性化に係る効果額等

総務省がマイナポイントの申込者数の目標値に基づき想定した効果額					
施策1等	(20,000円+5,000円)	×	9500万人	=	2兆3750億円
施策2	7,500円	×	9500万人	=	7125億円
施策3	7,500円	×	9500万人	=	7125億円
計					3兆8000億円
マイナポイントの申込者数の実績値に基づき総務省の想定した算出方法に沿って算出した場合の効果額					
施策1等	(20,000円+5,000円)	×	7556万余人	=	1兆8890億余円
施策2	7,500円	×	6818万余人	=	5114億余円
施策3	7,500円	×	6174万余人	=	4630億余円
計					2兆8635億余円

(注) 20,000円は前払等に係る金額、5,000円及び7,500円は付与されるマイナポイント（施策1等については付与上限数）に1ポイント当たりの単価を乗じた金額である。

上記の効果額は、申込者に付与されたマイナポイントが全て利用されて消費に回ると仮定して算出されたものであり、付与されたマイナポイントの利用の状況を踏まえて算出することで、より実態に即した効果額を把握することができる。

付与されたマイナポイントの利用の状況については、総務省、厚生労働省及びデジタル庁並びに事務局において把握されていないことから、会計検査院において、(2)イ(ア)の46登録サービスに係るマイナポイント利用額等の状況等を踏まえて消費の活性化に係る効果額を試算した。試算においては、マイナポイントが国費を財源として付与されたものであること、及び利用されたマイナポイントの額が消費に回った額であると考えられることを考慮して、利用されたと考えられるマイナポイントの金額を消費の活性化に係る効果額として算出したところ、図表3-7のとおり、効果額は約1兆2239億円となった。

また、前記総務省の想定に沿って、施策1等に係るマイナポイントの付与を受けるための前払等に係る金額も消費の活性化に係る効果額に含めつつ、当該前払等に係る金額の一部が利用されず消費に回らない場合があることも考慮して効果額を算出した場合、効果額は約2兆4604億円となった。

図表3-7 マイナポイント事業による消費の活性化に係る効果額（試算）

区分	登録サービス数 (件)	左の登録サービスにおけるマイナポイント付与額	消費の活性化に係る効果額 (利用されたと考えられるマイナポイントの金額) (a)	施策1等に係るマイナポイントの付与を受けるための前払等に係る金額 注(3) (b)	左の前払等に係る金額も含めた消費の活性化に係る効果額 (a)+(b)
マイナポイントの利用の状況の確認対象とした登録サービス (46登録サービス)	46	1兆2338億1552万円	1兆1623億7498万円 注(1)	1兆1617億1864万円	2兆3240億9362万円
マイナポイントの利用実績が把握できた登録サービス	12	3211億9806万円	3033億9545万円	3318億6175万円	6352億5720万円
ポイント全体の利用実績が把握できた登録サービス	34	9126億1745万円	8589億7952万円	8298億5689万円	1兆6888億3642万円
マイナポイントの利用の状況の確認対象外とした登録サービス	108	628億1063万円	615億5526万円 注(2)	748億4933万円	1364億0459万円
計	154	1兆2966億2615万円	1兆2239億3024万円	1兆2365億6798万円	2兆4604億9822万円

注(1) (2)イ(ア)で集計又は試算したマイナポイント利用額を計上している。

注(2) 利用されたと考えられるマイナポイントの金額は、ポイント付与補助事業における補助金額の算定方法（第1の2(2)イ参照）を用いて、次の算定式により算出された金額を計上している。なお、補助金額の算定に当たり、有効期限が設定されていないことなどにより失効率を考慮していない登録サービスについては、マイナポイント付与額を計上している。

$$\boxed{\text{利用されたと考えられるマイナポイントの金額}} = \boxed{\text{マイナポイント付与額}} - \boxed{\text{失効額 (マイナポイント付与額} \times \text{失効率)}}$$

注(3) マイナポイント事業の施策1等、施策2及び施策3のうち、施策1等については前払等に係る金額の25%に相当するマイナポイントが付与されることから（第1の2(2)イ参照）、施策1等に係るマイナポイント付与額を25%で除した金額を計上している。なお、マイナポイントの付与に当たり残高へのチャージのための前払が行われる登録サービスについては、前払に係る金額の一部が利用されず消費に回らない場合があることを踏まえて、当該金額にマイナポイント利用率を乗じ、又は失効率を乗じた金額を当該金額から減じて算出している。

(イ) キャッシュレス決済の利用拡大に係る効果の検証

我が国全体のキャッシュレス決済の状況については、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月閣議決定）において、達成すべき成果目標（KPI）として「2025年（令和7年）6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」ことが掲げられている。当該成果目標に対応する2024年（令和
(注41)
6年）のキャッシュレス決済比率をみると、42.8%となっていて、政府目標である4割を達成している。

(注41) キャッシュレス決済比率 クレジットカード支払額、デビットカード支払額、電子マネー支払額及びコード決済支払額の合計を民間最終消費支出で除して算出される割合

会計検査院が、マイナポイント事業によるキャッシュレス決済の利用拡大に係

る効果を把握するため、マイナポイント事業の実施前後におけるキャッシュレス決済サービスの利用者数及び取引額の状況について、マイナポイントの利用の状況を確認した40決済事業者から46登録サービスの状況を聴取したところ、図表3-8のとおり、マイナポイント事業の実施前後で比較して、利用者数又は取引額が増加したとの回答があった登録サービス39件のうちの38件（46登録サービスの82.6%）については、これらの増加にマイナポイント事業の影響があったと認識されていた。

利用者数の増加にマイナポイント事業の影響があったと認識されていた34件のうち、利用者数が1割以上増加したと回答があったのは33件（同71.7%）となっていた。また、取引額の増加にマイナポイント事業の影響があったと認識されていた36件（同78.2%）全てにおいて、取引額が1割以上増加したと回答があった。

図表3-8 マイナポイント事業の実施前後におけるキャッシュレス決済の利用拡大の状況
(単位：件)

マイナポイントの 利用の状況の 確認対象とした 登録サービス (46登録サービス)	利用者数又は 取引額が増加した 登録サービス	利用者数又は 取引額が増加に マイナポイント 事業の影響あり	利用者数の増加に マイナポイント 事業の影響あり		取引額の増加に マイナポイント 事業の影響あり	
			1割以上 増加	1割以上 増加	1割以上 増加	1割以上 増加
46 (100.0%)	39 (84.7%)	38 (82.6%)	34 (73.9%)	33 (71.7%)	36 (78.2%)	36 (78.2%)

(1)のとおり、マイナポイントの利用の状況を把握するためには、各決済事業者に対し、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理させることとなり、そのために既存システムの大規模な改修が必要になるなどの場合があることから、決済事業者の参画が困難になるとして、総務省、厚生労働省及びデジタル庁並びに事務局において、マイナポイントの利用実績は把握されていなかった。

しかし、(2)のとおり、決済事業者におけるポイントの管理状況を確認して、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理している決済事業者については利用実績を聴取し、マイナポイントの利用実績を他のポイントと一体的に管理している決済事業者についてはポイント全体の利用実績を聴取し、一定の仮定を置いて試算することで、マイナポイント利用額等の状況を把握することが可能であると考えられる。

また、(3)のとおり、マイナポイント事業の目的のうちの消費の活性化及びキャッシュレス決済の利用拡大に係る目的については、複合的な要素によって達成されるものであ

り、定量的な指標を設定して施策効果を測定することが困難であるとのことから、成果目標が設定されておらず、これらに係る効果は明らかにされていなかった。

しかし、マイナポイントの申込者数の実績及び各決済事業者におけるマイナポイント利用額の状況を踏まえ、一定の仮定を置いて試算する、キャッシュレス決済サービスの利用者数及び取引額の状況を確認するなどの方法により、マイナポイント事業の目的ごとに、その効果を一定程度把握することは可能であると考えられる。

マイナポイント事業のようにキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を多額の国費を投じて実施する場合には、事業の効果を可能な限り把握した上で検証するなどして、同種の事業の実施に備えて知見を蓄積することが重要である。

したがって、総務省は、今後、多額の国費を投じてキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を実施する場合には、事業を共同で所管する省庁等と連携して、決済事業者の実態を踏まえた上で、ポイントの利用実績について決済事業者から聴取するなどしてポイントの利用の状況等の把握に努めるとともに、事業の目的に沿って、事業の効果を検証する必要がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請のマイナポイント事業に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、マイナポイント事業に係る予算の執行状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の実施状況はどのようになっているか、広報の実施状況はどのようになっているか、

マイナポイントの申込みの状況はどのようになっているか、マイナンバーカードの申請、マイナ保険証の利用登録及び公金受取口座の登録の状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の実施後におけるマイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等の状況はどのようになっているか、マイナポイントの利用の状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の効果の検証に係る取組の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 事業の実施状況、特に広報の実施状況（19～50ページ参照）

ア マイナポイント事業に係る予算の執行状況（19～25ページ参照）

元年度から5年度までのマイナポイント事業に係る予算額は計2兆1422億余円であり、支出済額から翌年度以降の返納額を差し引いた支出額は計1兆3905億余円となっていた（19～24ページ参照）。

予算積算額に対する支出額の割合についてみると、マイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達しなかったことなどから、マイナポイント事業全体は64.9%、ポイント付与補助事業は62.8%となっていた（24ページ参照）。

元年度から3年度までの各年度における補助事業の繰越率は72.0%から89.5%まで、5年度における不用率は48.2%といずれも高くなっていた。総務省は、繰越率が高い理由について、ポイント申込期限が翌年度に延長されたためなど、不用率が高い理由について、マイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達しなかったためなどとしている（25ページ参照）。

イ マイナポイント事業の実施状況（25～38ページ参照）

マイナポイント事業においては、事務局はポイント付与補助事業等を、決済事業者はマイナポイントを付与するなどの事業を、地方公共団体はマイナポイント利用環境整備事業等を、総務省及びデジタル庁は広報等の事業を、それぞれ実施してい

る（25～27ページ参照）。

事務局であるS I I及びP Jは、決済事業者の募集、登録及び申請の審査業務、マイナポイント申込支援業務等を実施しており、これに係る事務局事務費はそれぞれ311億余円及び281億余円、このうち、外注経費はそれぞれ308億余円及び266億余円、外注経費率はそれぞれ99.0%及び94.5%となっていた（28～31ページ参照）。

外注の階層については、S I Iは最大4次請となっていて、S I Iでは、事務局業務における多くの委託先の管理を電通に行わせ、電通から更に業務が外注されている構造となっていた。また、P Jは最大3次請となっていて、P Jの方がその階層は浅くなっており、その理由について、総務省は、第2弾募集要領において、検討会報告書を参考に、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を委託することはできないことを明記したことなどから、P Jでは事務局業務における委託先の管理については外注しなかったなどのためとしている（31～35ページ参照）。

また、S I Iが締結した外注経費に係る契約42件のうち随意契約は24件となっており、P Jが締結した外注経費に係る契約46件のうち随意契約は44件となっていた。随意契約とした理由について、S I I及びP Jは、専門性が高く代替が困難な外注先であったこと及び知見を持った人材を公募から事業開始までの短期間に確保する必要があったため一般の競争に付することが困難であったことによるとしている（35ページ参照）。

ウ 広報の実施状況（38～50ページ参照）

マイナポイント事業では、総務省及び事務局が全国的に複数の媒体を活用するなどして大規模な広報を展開した全国広報等が実施されていた。広報に要した経費は、S I I広報87億余円、総務省第2弾広報及び総務省広報計76億余円等、計211億余円となっていた（38～41ページ参照）。

広報に要した経費全体の過半を占めるS I I広報及び総務省第2弾広報では、広報戦略の企画立案、広告素材の制作等を行う企画業務と、企画業務で制作した広告素材を掲載するなどのために新聞等の媒体枠を調達する媒体調達業務が実施されており、随意契約、企画競争又は一般競争入札によりいずれも電通に外注していて、電通は更に他の事業者にも外注するなどしていた（41、42ページ参照）。

企画業務では、広報戦略立案等業務、広告素材制作等業務、P R業務及び調査業務が実施されており、調査業務により把握したマイナポイント事業に関する多岐に

わたる課題等に対して、広報で対応できる事項についての対処方針を検討し、広報戦略立案等業務に反映するなどしていた（42～44ページ参照）。

また、媒体調達業務に要した経費を月別に整理し、金額ベースで媒体別投下量の推移をみたところ、第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイント付与開始に向けた2年8月及び9月、第2弾マイナポイント事業の開始に伴う施策2及び施策3の申込受付開始に向けた4年3月並びに第2弾マイナポイント事業のカード申請期限の5年2月において、他の時期と比較して特に増加していた（45、46ページ参照）。

S I I 広報の広報戦略については、電通により企画立案が行われ、広報WG等においてその内容が検討されて、S I I が決定していた。一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、電通が行ったシミュレーションを基に、広報WG、総務省との個別の協議等において検討され、S I I が決定したとしていたが、どのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった（47、48ページ参照）。

総務省第2弾広報の広報戦略については、電通により企画立案が行われ、総務省との協議を踏まえてその内容が検討されて、同省が決定していた。一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、同省は、仕様書の作成に当たり、電通を含めた専門性を有する複数の事業者に対して意見を聴取したとしていたが、意見の内容及び意見を踏まえてどのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった（48、49ページ参照）。

専門性を有する事業者の知見を活用することは、広報戦略の実施に当たって必要であったと考えられる。また、マイナポイント事業においては大規模な広報が展開され、多額の国費が投じられていたことから、広報戦略の実施の妥当性について十分に説明できるようにすることは重要であり、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料は、広報戦略の実施の妥当性の事後的な検証に資するものであったと考えられる（49ページ参照）。

(2) マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況（51～78ページ参照）

ア マイナポイントの申込みの状況（51～58ページ参照）

第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込者数は2533万余人となっ

ていた。マイナポイント事業終了後の最終的な申込者数は、施策1等が7556万余人（目標値9500万人に対する申込者数の割合79.5%）、施策2が6818万余人（同71.7%）、施策3が6174万余人（同64.9%）となっていた。また、5年6月から同年8月までにかけて、申込者数の大幅な落ち込みが見受けられたが、この時期は、国がマイナンバーの紐付け誤り事案があったことを公表するなどしていた時期であった（51～54ページ参照）。

イ マイナンバーカード等の申請等の状況（58～68ページ参照）

第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前の2年6月末時点におけるマイナンバーカードの有効申請件数は2528万余件となっていたが、第2弾マイナポイント事業のカード申請期限である5年2月末時点における有効申請件数は6769万余件増えて9298万余件（人口に対する有効申請件数の割合74.1%）となっていた。同年9月末時点におけるマイナンバーカードの保有枚数は9091万余枚（人口に対する保有枚数の割合72.4%）となっていた（59、60ページ参照）。

施策2の申込受付開始前である4年5月末時点におけるマイナ保険証の有効登録件数は880万余件となっていたが、5年9月末時点における有効登録件数は6170万余件増えて7051万余件（人口に対する有効登録件数の割合56.2%）となっていた（63、64ページ参照）。

施策3の申込受付開始前である4年5月末時点における公金受取口座の登録件数は156万余件となっていたが、5年9月末時点における登録件数は6097万余件増えて6253万余件（人口に対する登録件数の割合49.8%）となっていた（65、66ページ参照）。

ウ マイナンバーカード等の利用等の状況（68～78ページ参照）

マイナンバーカードの主な用途であるマイナポータルを活用した各種の申請等を行うに当たっては、マイナンバーカードを利用してマイナポータルにログインする必要がある。マイナポータルの利用登録者数は、7年7月末時点において7958万余人となっていて、ログイン数は、施策2及び施策3の申込受付が開始された4年6月とその翌月の7月に増加した後、特定の月の実績が多くなっていた。また、マイナンバーカードの交付が開始された平成28年1月から令和7年7月までの間において「本人希望・その他」として分類されたマイナンバーカードの廃止枚数は93万余枚となっていた。5年5月頃から同年8月までにかけて、廃止枚数が多くなっていて、自主返納が発生していた可能性があると思料される（68～72ページ参照）。

マイナ保険証の利用件数は、4年6月末時点において25万余件（利用率0.5%）となっており、7年7月末時点において7809万余件（同31.4%）まで増加していた。また、マイナ保険証の解除申請の受付が開始された6年10月28日から7年7月までの間における利用登録解除申請件数は計15万余件となっていた（72～74ページ参照）。

デジタル庁が公金受取口座の利用実績として取り扱っている情報連携における照会件数を確認したところ、公金受取口座の情報に係る情報連携が開始された4年10月から7年7月までの間に、計2980万余件の照会が行われており、特定の月の照会件数が多くなっていた。また、公金受取口座の登録が開始された4年3月から7年7月までの間における公金受取口座の登録者による登録抹消件数は、単純合計すると計28万余件となっていた（74～78ページ参照）。

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現等の目的のために、多額の国費を投じて実施され、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について普及の水準の引上げが図られた。これを踏まえると、総務省、厚生労働省及びデジタル庁において、デジタル社会の実現に向けて、マイナポイント事業の実施後も引き続きこれらの普及の水準の維持及び利用の一層の促進のための取組が求められる（78ページ参照）。

(3) マイナポイントの利用の状況（79～90ページ参照）

ア 総務省等におけるマイナポイントの利用の把握状況（79ページ参照）

総務省は、マイナポイント事業の目的のうち消費の活性化について、申込者がマイナポイントの付与を受けるための前払等を行うことに加えて、付与されたマイナポイントを利用することも消費の活性化として想定していた（79ページ参照）。

そこで、付与されたマイナポイントの利用の状況について、総務省及び事務局においてどのように把握されているのか確認したところ、決済事業者ごとのマイナポイントの利用実績は把握されていなかった。また、施策2を所管する厚生労働省及び施策3を所管するデジタル庁においても把握されていなかった（79ページ参照）。

総務省は、その理由について、既存システムの大規模な改修が必要になるなどの場合があることから、決済事業者の参画が困難になるとして、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業を通じて、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理することを求めていなかったためとしている（79ページ参照）。

イ 決済事業者において管理されているマイナポイントの利用実績等の状況（79～84ページ参照）

40決済事業者の46登録サービスのうち、マイナポイントの利用実績が把握できた12件については、登録サービスごとにマイナポイント利用額を集計し、マイナポイントを含むポイント全体の利用実績が把握できた34件については、付与されたマイナポイントが他のポイントと一体となって利用されると仮定して、ポイント全体の利用実績を基にマイナポイント利用額を試算したところ、マイナポイント付与額計1兆2338億余円に対して、マイナポイント利用額は計1兆1623億余円となり、マイナポイント利用率は94.2%となっていた（79～82ページ参照）。

46登録サービスにおけるマイナポイントの利用方法は、主に「店舗等での決済」「ICカードへのチャージ」「商品等との交換」及び「請求金額との相殺」となっていた。利用方法が単一の登録サービスのうち、利用方法が「店舗等での決済」となっていた26件に係るマイナポイント利用額は計1664億余円（マイナポイント利用率98.5%）等となっていた（82、83ページ参照）。

また、全国で利用可能な24件に係るマイナポイント利用額は計1兆0425億余円（同93.7%）、一部の都道府県で利用可能な22件に係るマイナポイント利用額は計1198億余円（同98.6%）となっていた（83、84ページ参照）。

ウ マイナポイント事業の効果の検証に係る取組状況（84～89ページ参照）

6年度の行政事業レビューシートにおいて、マイナポイント事業の目的のうちの消費の活性化及びキャッシュレス決済の利用拡大に係る成果目標が設定されておらず、これらの効果について明らかにされていなかった。そこで、会計検査院において、これらの効果を検証した（85、86ページ参照）。

46登録サービスに係るマイナポイント利用額等の状況等を踏まえて、利用されたと考えられるマイナポイントの金額を消費の活性化に係る効果額として算出したところ、効果額は約1兆2239億円となった。また、施策1等に係るマイナポイントの付与を受けるための前払等に係る金額も効果額に含めるなどして算出した場合、効果額は約2兆4604億円となった（87、88ページ参照）。

キャッシュレス決済の利用拡大に係る効果を把握するため、前記の40決済事業者から46登録サービスの状況を聴取したところ、38件（46登録サービスの82.6%）について、マイナポイント事業の実施前後で比較して、キャッシュレス決済サービス

の利用者数又は取引額の増加にマイナポイント事業の影響があったと認識されるなどしていた（88、89ページ参照）。

マイナポイント事業のようにキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を多額の国費を投じて実施する場合には、事業の効果を可能な限り把握した上で検証するなどして、同種の事業の実施に備えて知見を蓄積することが重要である（90ページ参照）。

2 所見

総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、消費の活性化、キャッシュレス決済の利用拡大及びデジタル社会の実現に係る目的を掲げ、元年度から5年度までの間に、1兆3905億余円を投じて、施策1等としてマイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者に対して、施策2としてマイナ保険証の利用申込みを行った者に対して、施策3として公金受取口座の登録を行った者に対して、それぞれマイナポイントを付与するマイナポイント事業を実施した。その結果、施策1等の申込者数は7556万余人、施策2の申込者数は6818万余人、施策3の申込者数は6174万余人となった。そして、第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点において、マイナンバーカードの保有枚数は9091万余枚、マイナ保険証の有効登録件数は7051万余件、公金受取口座の登録件数は6253万余件となった。

総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、デジタル社会の実現に向けて、今後、これらの利用等に係る各種の施策を実施していくこととしている。また、総務省は、今後も多額の国費を投じて、大規模な広報業務が必要となる事業及びキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を実施する可能性がある。

については、総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、次の点に留意して、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等に係る施策を実施するとともに、所管する事業を適切に実施する必要がある。

ア 総務省は、今後、大規模な広報を実施する場合には、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料について、事後的な検証のために、補助事業においては補助事業者に適切に保存させ、直轄事業においては同省が適切に保存して、広報戦略の実施の妥当性を十分に説明できるようにすること

イ 総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、マイナポイント事業が多額の国費を投じて実施されたものであることを踏まえて、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金

受取口座について、利用等の状況を適時適切に把握して、一層の利活用を図るための方策を検討すること

ウ 総務省は、今後、多額の国費を投じてキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を実施する場合には、事業を共同で所管する省庁等と連携して、決済事業者の実態を踏まえた上で、ポイントの利用実績について決済事業者から聴取するなどしてポイントの利用の状況等の把握に努めるとともに、事業の目的に沿って、事業の効果を検証すること

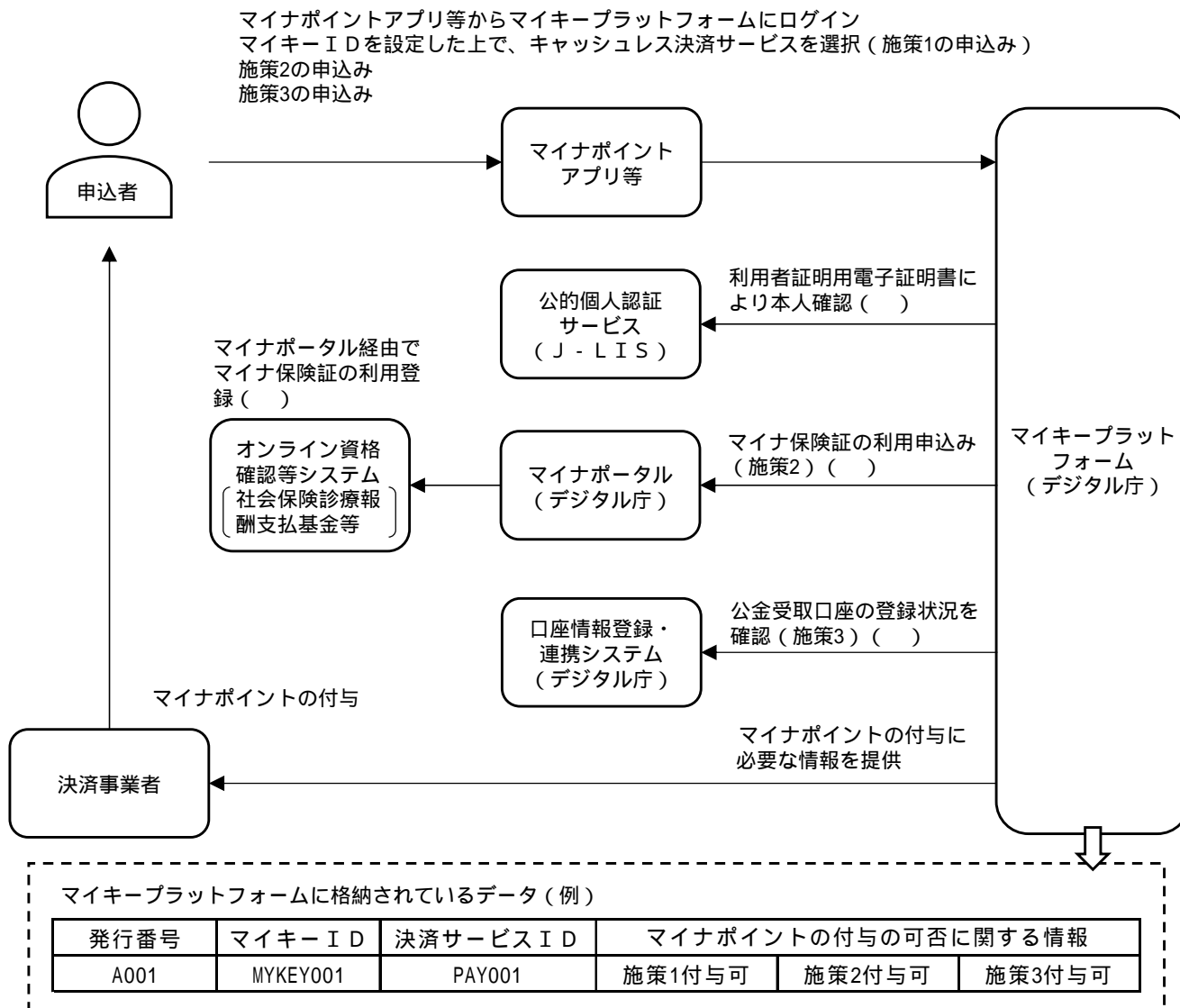
以上のとおり報告する。

別 図 表 目 次

別図表0-1	マイナポイントの付与に係る申込手続における要件確認等の仕組み（第2弾マイナポイント事業の場合）	99
別図表0-2	マイナポイント事業を実施した決済事業者及び登録サービス	100
別図表0-3	マイナポイント事業費補助金及びポイント付与補助金の交付に係る主な手続の流れ（第2弾マイナポイント事業の場合）	105
別図表1-1	補助事業者の公募手続に係る概要	106
別図表1-2	S I I 及び P J における外注先との契約状況	107
別図表1-3	地方公共団体及び決済事業者の特定目的広報の媒体別実施状況	108
別図表1-4	総務省広報及び P J 広報の実施状況	108
別図表1-5	S I I 広報及び総務省第2弾広報の企画業務に係る実施体制及び経費	109
別図表1-6	総務省第2弾広報のアンケート調査の概要	111
別図表1-7	S I I 広報及び総務省第2弾広報における調査業務の概要等	113
別図表1-8	広報の媒体別投下量（金額ベース）	114
別図表1-9	媒体別の媒体者数、1者当たりの媒体別投下量（金額ベース）等	115
別図表2-1	マイナポイントの申込者数の推移	116
別図表2-2	効果測定調査の概要	117
別図表2-3	マイナポイントの地域区分別の申込状況（施策1等）	120
別図表2-4	マイナンバーカードの有効申請件数等の推移	121
別図表2-5	マイナンバーカードを取得した理由	122
別図表2-6	マイナンバーカードを取得していない理由	122
別図表2-7	マイナンバーカードの保有者がマイナポイントを申し込んでいない理由	123
別図表2-8	地方公共団体の種類別のマイナンバーカードの交付状況	124
別図表2-9	市町村の高齢化率区分別のマイナンバーカードの交付状況	124
別図表2-10	市町村の過疎地域区分別のマイナンバーカードの交付状況	124
別図表2-11	マイナ保険証の有効登録件数等の推移	125
別図表2-12	施策2（マイナ保険証）の申込みを行っていない理由	126

別図表2-13	施策2（マイナ保険証）に係る年代別の認知率の状況	127
別図表2-14	施策2（マイナ保険証）に係る年代別の申込意向の状況	127
別図表2-15	公金受取口座の登録件数等の推移	128
別図表2-16	施策3（公金受取口座）の申込みを行っていない理由	129
別図表2-17	施策3（公金受取口座）に係る年代別の認知率の状況	130
別図表2-18	施策3（公金受取口座）に係る年代別の申込意向の状況	130
別図表2-19	デジタル庁が公表するマイナンバーカードの主な用途と利用実績（令和7年7月末時点）	131
別図表2-20	マイナンバーカードの返納理由	132
別図表3	46登録サービスに係る有効期限の設定状況別のマイナポイント利用額等の状況	133

別図表0-1 マイナポイントの付与に係る申込手続における要件確認等の仕組み
(第2弾マイナポイント事業の場合)



申込者がマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書と4桁の暗証番号により、マイナポイントアプリ等からマイキープラットフォームにログインすると、マイキープラットフォームは公的個人認証サービス(注(1))を利用して利用者証明用電子証明書により本人確認を行う。

申込者は、マイナポイントアプリ等により、マイキーID(注(2))を設定した上でマイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する。これにより、当該キャッシュレス決済サービスのIDである決済サービスIDとマイキーIDが紐付けられ、施策1の申込みが行われることになる。当該申込みにより、申込者は、前払等に係る金額に応じたマイナポイントの付与を受けるための要件を満たすことになる。

申込者がマイナポイントアプリ等から施策2の申込みを行うと、マイキープラットフォームから、利用者証明用電子証明書の発行番号を用いたマイナ保険証の利用申込みが行われる。これにより申込者は施策2の要件を満たすことになる。マイナ保険証の利用申込みが行われると、マイナポータル経由でオンライン資格確認等システムにおいてマイナ保険証の利用登録が行われる。

申込者がマイナポイントアプリ等から施策3の申込みを行うと、マイキープラットフォームから、公金受取口座を利用者証明用電子証明書の発行番号と紐付けて管理している口座情報登録・連携システムに対して、申込者に係る公金受取口座の登録状況の確認が行われる。確認ができた場合に申込者は施策3の要件を満たすことになる。

マイキープラットフォームは、申込者が所定の要件を満たしているかについて確認を行い、申込者へのマイナポイントの付与の可否に関する情報等を決済事業者に提供する。

決済事業者は、マイキープラットフォームから提供された情報に基づき、申込者に対してマイナポイントの付与を行う。

注(1) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードに記録された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証及び契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全で確実な本人確認を行うためのサービスである。

注(2) マイキーIDとは、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行番号に対応したIDであり、マイナポイントの付与を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものである。マイキーIDの設定は、マイナポイントの付与を受けるための要件の一つとなっている。

別図表0-2 マイナポイント事業を実施した決済事業者及び登録サービス

決済事業者名	登録サービス				第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
	キャッシュレス決済サービス名	キャッシュレス決済区分	対象決済	ポイント名		
株式会社ファミマデジタルワン	FamiPay	QRコード決済	前払	FamiPay		
株式会社メルペイ	メルペイ	QRコード決済	購入	ポイント		
東城町商工会	ほろかマネーサービス/いざなぎカード	電子マネー	前払	ほろかポイント/いざなぎポイント		
西日本旅客鉄道株式会社	I C O C A	電子マネー	前払	WESTERポイント(チャージ専用)		
株式会社オリエントコーポレーション	オリコカード	クレジットカード	購入	オリコポイント		
株式会社エポスカード	エポスカード	クレジットカード	購入	エポスポイント		
	エポスカード(ゴールド・プラチナカード)	クレジットカード	購入	エポスポイント(ゴールド・プラチナカード)		
東日本旅客鉄道株式会社	Suica	電子マネー	前払	J R E P O I N T		
K D D I 株式会社	au PAY	QRコード決済	前払	au PAY残高		
株式会社ゆうちょ銀行	ゆうちょPay	QRコード決済	購入	ゆうちょPayポイント		
	J P B A N Kカード	クレジットカード	購入	J P バンクカードポイント		
	mijica	プリペイドカード	購入	チャージ残高		
福岡市	はやかけん	電子マネー	前払	はやかけんポイント		
株式会社NTTドコモ	d払い(お買い物時)	QRコード決済	購入	dポイント		
	dカード	クレジットカード	購入	dポイント		
	d払い(チャージ時)	QRコード決済	前払	dポイント		
株式会社ゆめカード	ゆめか	電子マネー	前払	ゆめかチャージ		
	あまみゆたか	電子マネー	前払	あまみゆたかチャージ		
	コレEマネー	電子マネー	前払	コレEマネーチャージ		
株式会社セイコーマート	ペコママネー	電子マネー	前払	ペコママネー		
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルフィナンシャルサービス	majica	電子マネー	前払	majicaポイント		
株式会社みずほ銀行	J-Coin Pay	QRコード決済	購入	J-Coin Pay		
エス・ビー・システムズ株式会社	CoGCa(コジカ)	電子マネー	前払	CoGCa(コジカ)		
株式会社りそな銀行	りそなウォレットサービス	QRコード決済	前払	りそなマイナポイント		
	りそなウォレットサービス	QRコード決済	購入	りそなマイナポイント		
	りそなデビットカード(Visa)	デビットカード	購入	りそなクラブマイナポイント		
君津信用組合	電子地域通貨「アクアコイン」	QRコード決済	購入	アクアポイント		
生活協同組合コープみらい	ほべたんカード	プリペイドカード	前払	ほべたんカード・プリペイド残高		
いばらきコープ生活協同組合	ほべたんカード	プリペイドカード	前払	ほべたんカード・プリペイド残高		
とちぎコープ生活協同組合	ほべたんカード	プリペイドカード	前払	ほべたんカード・プリペイド残高		
生活協同組合コープぐんま	ほべたんカード	プリペイドカード	前払	ほべたんカード・プリペイド残高		
生活協同組合コープながの	ほべたんカード	プリペイドカード	前払	ほべたんカード・プリペイド残高		

決済事業者名	登録サービス				第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
	キャッシュレス決済サービス名	キャッシュレス決済区分	対象決済	ポイント名		
名古屋鉄道株式会社	交通系ICカードmanaca	電子マネー	前払	名鉄ミュージズポイント		
三井住友カード株式会社	三井住友カード	クレジットカード	購入	Vポイント		
	SMB Cデビット	デビットカード	購入	Vポイント		
株式会社Kyash	Kyash	プリペイドカード	前払	Kyashポイント		
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca	電子マネー	前払	Kitaca		
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ	電子マネー	前払	マナカチャージ		
PayPay株式会社	PayPay	QRコード決済	前払	PayPayボーナス		
	PayPay	QRコード決済	購入	PayPayボーナス		
株式会社関西みらい銀行	りそなウォレットサービス	QRコード決済	購入	りそなマイナポイント		
	りそなウォレットサービス	QRコード決済	前払	りそなマイナポイント		
	りそなデビットカード(Visa)	デビットカード	購入	関西みらいクラブマイナポイント		
株式会社セブン・カードサービス	nanaco電子マネー	電子マネー	前払	nanacoポイント		
LINE Pay株式会社	LINE Pay	QRコード決済	購入	LINEポイント		
イオンリテール株式会社	WAON	電子マネー	前払	WAON		
楽天ペイメント株式会社	楽天ペイ(アプリ決済)	QRコード決済	購入	楽天ポイント		
auフィナンシャルサービス株式会社	au PAYカード	クレジットカード	購入	au PAY残高		
株式会社大賀薬局	Bibica	電子マネー	前払	Bibica		
株式会社埼玉りそな銀行	りそなウォレットサービス	QRコード決済	前払	りそなマイナポイント		
	りそなウォレットサービス	QRコード決済	購入	りそなマイナポイント		
	りそなデビットカード(Visa)	デビットカード	購入	りそなクラブマイナポイント		
株式会社サンリブ	masaca	電子マネー	前払	masacaマネー		
出光クレジット株式会社	RARAプリカ	プリペイドカード	前払	RARAプリカ		
	ひまわりカードPlus	プリペイドカード	前払	ひまわりカードPlus		
	WA!CA	プリペイドカード	前払	WA!CA		
株式会社カムム	バンドルカード	プリペイドカード	前払	バンドルカード		
株式会社平和堂	HOPマネー	電子マネー	前払	HOPマネー		
肥銀カード株式会社	くまモンのICカード	電子マネー	前払	くまモンのICカードポイント		
株式会社ベルソナ	litita	電子マネー	前払	lititaプレミアム		
株式会社ジェーシービー	JCBクレジットカード	クレジットカード	購入	JCBマイナポイント		
	JCBデビットカード	デビットカード	購入	JCBマイナポイント		
楽天カード株式会社	楽天カード	クレジットカード	購入	楽天ポイント		
株式会社スマイルマーケティング	フレスタsmile money	電子マネー	前払	smile money		
飛驒信用組合	さるぼぼコイン	QRコード決済	購入	さるぼぼポイント		
楽天Edy株式会社	楽天Edy	電子マネー	前払	Edy		
株式会社横浜銀行	はまPay(タッチ決済)	電子マネー	前払	はまPay		
	横浜バンクカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
紅屋商事株式会社	ベニカマネー	電子マネー	前払	ベニカマネー		
株式会社大津屋	オレボポイントカード	電子マネー	前払	オレボポイント		

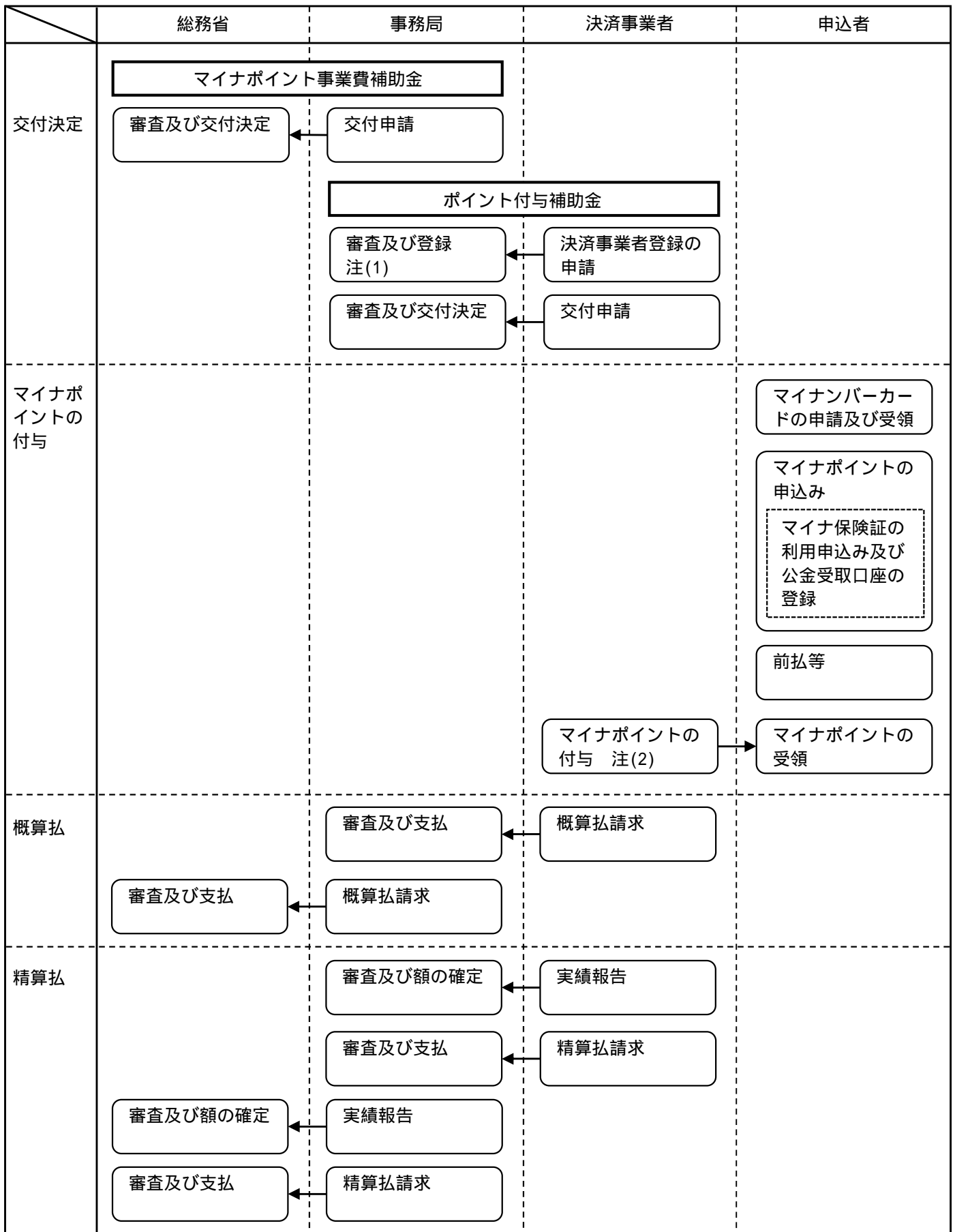
決済事業者名	登録サービス				第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
	キャッシュレス決済サービス名	キャッシュレス決済区分	対象決済	ポイント名		
東海旅客鉄道株式会社	TOICA	電子マネー	前払	TOICA		
株式会社万惣	万惣カード	電子マネー	前払	万惣カードチャージ		
	アルゾカード	電子マネー	前払	万惣カードチャージ		
株式会社セイミヤ	セイちゃん電子マネー	電子マネー	前払	セイちゃん電子マネー		
株式会社二モカ	nimoca	電子マネー	前払	nimocaポイント		
株式会社コメリキャピタル	コメリ・アクアカード	プリペイドカード	前払	アクアカードチャージ		
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA	電子マネー	前払	JRキューボ		
株式会社クスリのアオキ	Aoca	プリペイドカード	前払	Aoca		
株式会社まちペイ	マチカ	電子マネー	前払	マチピ		
たんば商業協同組合	たんばコイン	QRコード決済	前払	たんばコイン		
株式会社ジャックス	nicopi	プリペイドカード	前払	nicopiマネー		
	PLANT Pay	プリペイドカード	前払	チャージボーナス		
	ジャックスカード	クレジットカード	購入	Jデポ		
株式会社パスモ	PASMO	電子マネー	前払	PASMOマイナポイント		
株式会社三十三カード	三十三カード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社青森銀行	青森銀行VISAカード <aomo>	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
りそなカード株式会社	りそなカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
	りそなカード(旧関西カード)	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社いわぎんクレジットサービス	いわぎんVISAカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
九州カード株式会社	九州カード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社東邦クレジットサービス	東邦VISAカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社フジ・カードサービス	エフカマネー	電子マネー	前払	エフカマネー		
	エピコマネー	電子マネー	前払	エピコマネー		
株式会社秋田銀行	OnlyOneVISAカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
静銀セゾンカード株式会社	えんてつカード ポイント&プリペイドカード	プリペイドカード	前払	EPiCA		
株式会社丸久	マルカ	プリペイドカード	前払	マルカマネー		
東急カード株式会社	TOKYU CARD	クレジットカード	購入	東急ポイント		
株式会社荘内銀行	荘銀 プライトワン	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社北都銀行	北都プライトワンカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社パローホールディングス	Lu Vit電子マネー	電子マネー	前払	Lu Vit電子マネー		
株式会社イオン銀行	イオンカード	クレジットカード	購入	WAON		
	イオン銀行CASH+DEBITカード	デビットカード	購入	WAON		
株式会社駿河屋魚一	駿河屋マイカード	プリペイドカード	前払	駿河屋マイカード		
株式会社鹿児島銀行	Payどん	QRコード決済	購入	Payどんポイント		
株式会社秋田国際カード	あきぎんVISAカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社田子重	田子重カード	電子マネー	前払	田子重電子マネー		
株式会社マキヤ	マキヤアプリカ	プリペイドカード	前払	マキヤアプリカ電子マネー		
株式会社東邦銀行	東邦Alwaysカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		

決済事業者名	登録サービス				第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
	キャッシュレス決済サービス名	キャッシュレス決済区分	対象決済	ポイント名		
株式会社サンキュード ラッグ	マリカ	電子マネー	前払	マリカ		
株式会社クリエイイトエ ス・ディー	おさいふHippo(ヒッ ポ)	プリペイドカード	前払	おさいふHippo(ヒッ ポ)		
株式会社フィールホール ディングス	フィールさくらカード	プリペイドカード	前払	フィールさくらカード		
株式会社オークワ	オーカード電子マネー	電子マネー	前払	オーカード電子マネー		
株式会社ライフフィナン シャルサービス	LaCuCa	電子マネー	前払	LaCuCaサービス		
ヤマダストア株式会社	ヤマダマネー	プリペイドカード	前払	ヤマダマネーポイント		
株式会社とりせん	とりせん電子マネー	電子マネー	前払	とりせん電子マネー		
株式会社ビッグ富士	モー子カード	電子マネー	前払	モー子電子マネー		
株式会社きむら	きむらフレッシュカード	プリペイドカード	前払	キムラフレッシュカード		
コーナン商事株式会社	コーナンPay	電子マネー	前払	コーナンマネー		
株式会社SU-PAY	トライアル電子マネー サービス	電子マネー	前払	トライアル電子マネー サービス		
PayPay銀行株式会社	JNB Visaデビット	デビットカード	購入	マイナ交換ポイント		
西伊豆町	サンセットコイン	QRコード決済	前払	サンセットコイン		
川南町	TORON	QRコード決済	前払	TORON		
セムジャパン株式会社	NPOカード	電子マネー	前払	セム電子ポイント		
内浦商店連盟協同組合	ひまわり電子マネー	電子マネー	前払	ひまわりポイント		
株式会社キリン堂	KiRiCa	電子マネー	前払	KiRiCa		
岡谷商工会議所	Okaya Pay	プリペイドカード	前払	Okaya Pay		
群馬県沼田市	tengoo	QRコード決済	前払	tengoo		
株式会社クレディセゾン	セゾンカード・クレディ セゾン発行UCカード	クレジットカード	購入	セゾンマイナポイント		
きらぼしテック株式会社	ララPay	QRコード決済	前払	ララPayボーナスポイン ト		
株式会社広島銀行	こいPay	QRコード決済	購入	こいPayマイナポイント		
美郷町商工会	みさとと。Pay	プリペイドカード	前払	みさとと。Pay		
浜中町商工会	ルパン三世Pay	電子マネー	前払	ルパン三世Pay		
琴平町	琴平町電子地域通貨KO TOCA	電子マネー	購入	コトカ		
株式会社北國銀行	北國Visaデビットカード	デビットカード	購入	北國Visaデビットカード ポイント		
	北國MultiONEカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社北国クレジット サービス	北国VISAカード	クレジットカード	購入	ワールドプレゼント		
株式会社十八親和銀行	MINAコイン	QRコード決済	購入	MINAポイント		
株式会社ヤマナカ	グラッチェプラス電子マ ネー	電子マネー	前払	グラッチェプラス電子マ ネー		
大多喜町	大多喜町地域通貨	QRコード決済	前払	大多喜町地域通貨		
株式会社ジャパンレミッ トファイナンス	JRF Pay	QRコード決済	前払	JRF Pay		
新居浜市	新居浜あかがねポイント	QRコード決済	前払	新居浜あかがねポイント		
全日本食品株式会社	cocona	プリペイドカード	前払	cocona		
土佐清水市	Meji-Ca	QRコード決済	前払	soda		
埼玉県深谷市	地域通貨ネギー	QRコード決済	前払	ネギーポイント(マイナ ポイント)		
奈義町	ナギフト	電子マネー	前払	ナギフトポイント		

決済事業者名	登録サービス				第1弾マイナポイント事業	第2弾マイナポイント事業
	キャッシュレス決済サービス名	キャッシュレス決済区分	対象決済	ポイント名		
株式会社マツヤスーパー	楽得アプリ	電子マネー	前払	プレミアム		
御殿場市	富士山Gコイン	QRコード決済	前払	富士山Gコイン		
株式会社カノー	KAONAカード	電子マネー	前払	プレミアム		
清里町商工会	きよさとポイントカード「きよボン」	電子マネー	前払	きよさとポイントカード「きよボン」		
株式会社仁科百貨店	コムカード	電子マネー	前払	コムカードポイント		
香美市	カミカ	プリペイドカード	前払	kamicaポイント		
日南町商工会	たったもカード	電子マネー	前払	たったもマイナポイント		
株式会社あつまスタンプ会	あつまるカード電子マネー	電子マネー	前払	あつまるポイント		
安芸太田町ハートフル協同組合	morica	電子マネー	前払	morica		
計128決済事業者	登録サービス計154件					

注(1) 本図表は、決済事業者が事務局に登録した情報に基づき作成しており、決済事業者名、キャッシュレス決済サービス名及びポイント名の表記についても、基本的に登録された時点の情報をそのまま使用している。
注(2) 本図表は、決済事業者が事務局への登録を行った際に付番される決済事業者番号の順に記載している。

別図表0-3 マイナポイント事業費補助金及びポイント付与補助金の交付に係る主な手続の流れ
(第2弾マイナポイント事業の場合)



注(1) 事務局は、決済事業者から決済事業者登録の申請を受け、審査した上で登録サービスの情報をマイキープラットフォームに登録している。

注(2) 決済事業者は、申込者が所定の要件を満たしていることについての情報をマイキープラットフォーム等から受領した場合に、申込者に対してマイナポイントを付与している。

別図表1-1 補助事業者の公募手続に係る概要

区分	第1弾マイナポイント事業
第1弾募集要領	マイナポイント事業等を行う者に対する補助事業の募集についての説明書
募集期間	令和元年12月6日から同月25日まで
事業内容	第1弾マイナポイント事業として、 ①第1弾マイナポイント事業に参画する決済事業者を募集、審査及び登録する業務 ②指定された要件を満たした消費者にマイナポイントを付与した決済事業者に対して、当該付与に要する経費を決済事業者に支払う業務 ③決済事業者が②の費用を支払うために必要な決済事業者に生ずる事務経費の補助に要する経費を支払う業務 及びこれらに付随する業務を行う。 なお、第1弾マイナポイント事業のうち準備に係る事業としては、上記のうち、第1弾マイナポイント事業の円滑な実施に当たり元年度中に必要となる審査体制、コールセンターの整備等に関する業務を行う。
決済事業者への補助の方法	間接補助
決済事業者への補助対象経費	ポイント付与補助事業、事務経費補助事業の経費
審査機関	外部有識者から構成する外部審査委員会
審査基準	1 事業実施に当たって事業の目的及び趣旨を理解し、課題を正しく抽出し、その解決策が明示されているか。 2 決済事業者等にとって受け止めやすいスケジュールかつ、円滑に実行できる事業計画となっているか。 3 決済事業者の登録に関し、具体的な留意点、対応を指摘し、不備を補正しながら適切かつ効率的な審査が実施できる提案となっているか。 4 決済事業者等のセキュリティ基準について、事業全体の安全性が検討され、担保される提案となっているか。 5 間接補助事業者となる決済事業者等が補助金事業として必要な手続を整理し、IT及びシステムを駆使して簡易な手続で効率的に行えるような設計となっているか。 6 コールセンターの体制整備及び運営方法について、国民、自治体、申込手続を行う民間事業者、決済事業者等からの問合せ対応が適切に行える提案となっているか。問合せ内容が、制度改善に活かされる体制となっているか。 7 不正行為の防止及びサイバーセキュリティ対策を含む個人情報の取扱いを行うための体制及び提案は十分なものとなっているか。 8 外部監査を含め、業務に必要な実施体制を有しているか。また、十分な類似業務実績を有しているか。 9 元年度当初予算、元年度補正予算、2年度当初予算の執行上の手続について、深く理解し、整理されているか。また、予算ごとに概算、精算払のフローが整理されているか。 10 必要な事務費について適正に計上されているか。また、事務費を抑制するための効果的な工夫、事務費の支出について適正に管理するために必要な、明確で妥当な事務費の執行に係るルール及び管理体制が提案されているか。
補助率	定額
補助事業実施期間 (公募時)	交付決定日から3年3月31日まで
提案事業者数	1者
採択された事業者	S I I
交付決定日	元年12月26日(元年度当初予算)、2年2月7日(元年度補正予算)、同年4月1日(2年度当初予算)、3年12月24日(3年度補正予算)

区分	第2弾マイナポイント事業
第2弾募集要領	マイナポイント第2弾を行う者に対する補助事業の募集についての説明書
募集期間	令和3年12月21日から4年1月17日まで
事業内容	第2弾マイナポイント事業として ①第2弾マイナポイント事業に参画する決済事業者を募集、審査及び登録する業務 ②指定された要件を満たした消費者にマイナポイントを付与した決済事業者に対して、当該付与に要する経費を決済事業者に支払う業務 ③決済事業者が②の費用を支払うために必要な決済事業者に生ずる事務経費の補助に要する経費を支払う業務 及びこれらに付随する業務を行う。
決済事業者への補助の方法	間接補助
決済事業者への補助対象経費	ポイント付与補助事業、事務経費補助事業の経費
審査機関	外部有識者から構成する外部評価委員会
審査基準	1 事業実施に当たって事業の目的及び趣旨を理解し、課題を正しく抽出し、その解決策が明示されているか。 2 決済事業者等にとって受け止めやすいスケジュールかつ、円滑に実行できる事業計画となっているか。 3 決済事業者の登録に関し、具体的な留意点、対応を指摘し、不備を補正しながら適切かつ効率的な審査が実施できる提案となっているか。 4 決済事業者等のセキュリティ基準について、事業全体の安全性が検討され、担保される提案となっているか。 5 間接補助事業者となる決済事業者等が補助金事業として必要な手続を整理し、IT及びシステムを駆使して簡易な手続で効率的に行えるような設計となっているか。 6 コールセンターの体制整備及び運営方法について、国民、自治体、申込手続を行う民間事業者、決済事業者等からの問合せ対応が適切に行える提案となっているか。問合せ内容が、制度改善に活かされる体制となっているか。 7 不正行為の防止及びサイバーセキュリティ対策を含む個人情報の取扱いを行うための体制及び提案は十分なものとなっているか。 8 外部監査を含め、業務に必要な実施体制を有しているか。また、十分な類似業務実績を有しているか。 9 3年度補正予算の執行上の手続について、深く理解し、整理されているか。また、予算ごとに概算、精算のフローが整理されているか。 10 必要な事務費について適正に計上されているか。また、事務費を抑制するための効果的な工夫、事務費の支出について適正に管理するために必要な、明確で妥当な事務費の執行に係るルール及び管理体制が提案されているか。
補助率	定額
補助事業実施期間(公募時)	交付決定日から5年3月31日まで
提案事業者数	1者
採択された事業者	P J
交付決定日	4年2月1日

別図表1-2 S I I及びP Jにおける外注先との契約状況

S I I (単位：千円)

主な契約内容	契約の相手方	契約件数 (随意契約数)	支払金額
事業全体管理・設計、審査項目設計、広報企画等	電通	3 (3)	12,517,570
新聞、テレビ、デジタルメディア等広報媒体調達 注(1)		7 (7)	6,427,270
広報費審査等	4者	14 (14)	2,283,670
マイナポイント申込支援用端末設置等	12者	18 (—)	9,654,065
計	17者	42 (24)	30,882,577

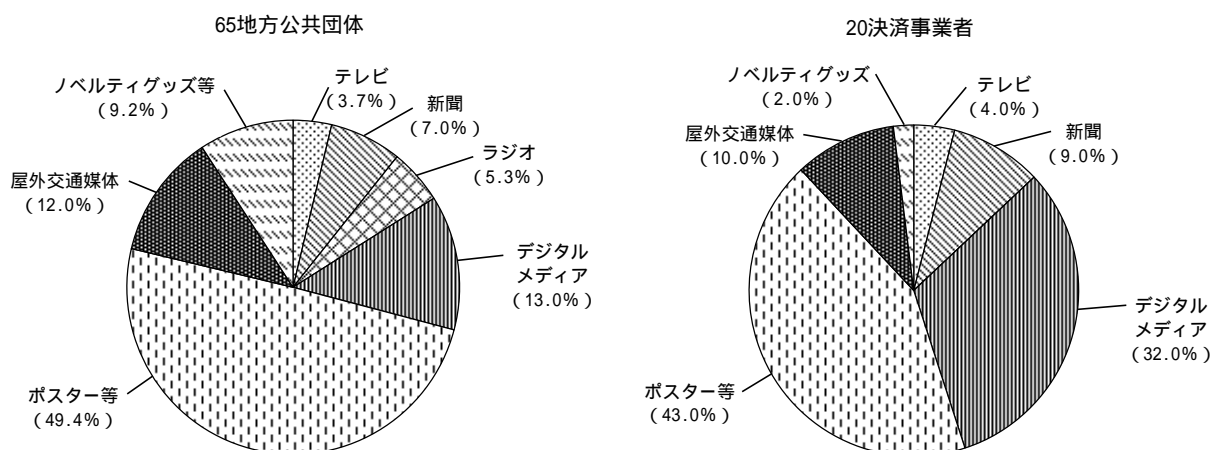
P J (単位：千円)

主な契約内容	契約の相手方	契約件数 (随意契約数)	支払金額
事務局業務統括サポート、政策効果の調査、データ分析等	1者	1 (1)	2,776,649
コールセンター運営等	1者	2 (2)	4,054,420
審査等	5者	6 (6)	2,876,009
マイナポイント申込支援用端末設置等	13者	18 (18)	11,376,382
システム開発、運用等	2者	8 (6)	4,496,706
ホームページ制作、運用等	6者	11 (11)	1,049,868
計	26者 注(2)	46 (44)	26,630,037

注(1) 電通による広報媒体調達は1者見積りによる売買契約であることから、随意契約として集計している。

注(2) P Jにおける契約の相手方については、重複している者があるため合計しても計欄とは一致しない。

別図表1-3 地方公共団体及び決済事業者の特定目的広報の媒体別実施状況



実施機関	主な内容
地方公共団体	マイナポイント申込支援等が受けられる場所、日程等の周知
決済事業者	自社のキャッシュレス決済サービスへの誘因となることから、マイナポイント事業に係る広報と併せて自社のポイントの上乗せなども周知

注(1) 個人番号カード利用環境整備費補助金、マイナポイント事業費補助金等の交付を受けて広報を実施した775地方公共団体及び35決済事業者のうち、広報に要した経費が多額となっているなどの65地方公共団体及び20決済事業者を対象として、調査の提出を求め集計したものである。

注(2) 調査においては、各年度に実施した広報に係る媒体の種類を複数選択することができることとしている。

注(3) 屋外交通媒体とは、街中のビル、商業施設等の屋外に設置される屋外広告と、電車、バスといった公共交通機関等に設置される交通広告の総称である。

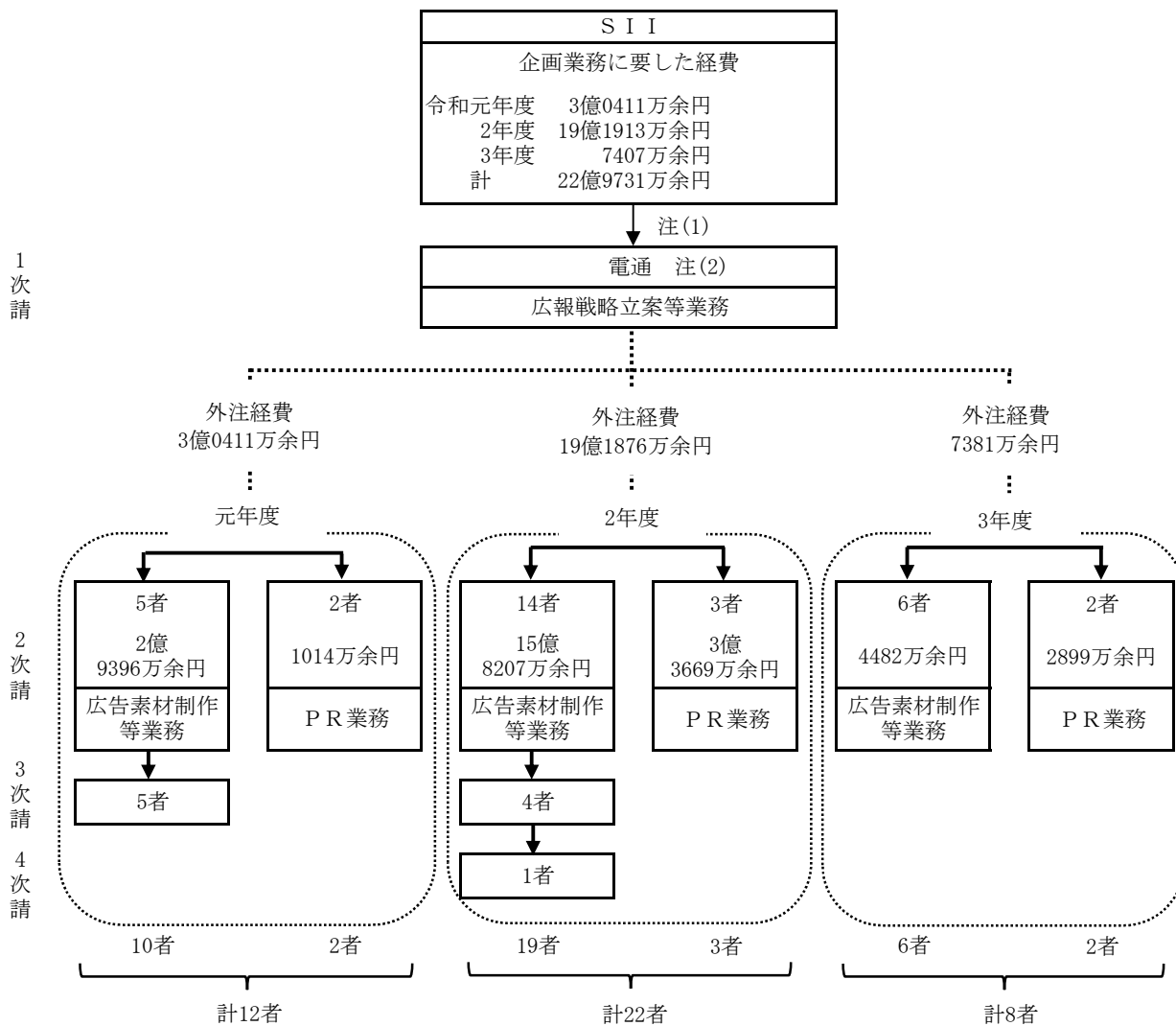
別図表1-4 総務省広報及びPJ広報の実施状況

(単位：千円)

実施主体による区分	年度	業務内容	金額
総務省 広報	令和元 年度	広告素材制作等業務	147,073
		イベントの開催等	2,062
	5年度	広告素材制作等業務	918
	計		150,053
PJ広報	3~5 年度	ホームページ制作、運用	1,009,178
		うち第2弾マイナポイント事業ホームページ	644,239
		うち自治体マイナポイント事業ホームページ	364,939
		説明会の開催等	40,690
	計		1,049,868

別図表1-5 S I I 広報及び総務省第2弾広報の企画業務に係る実施体制及び経費

○ S I I 広報の体制図



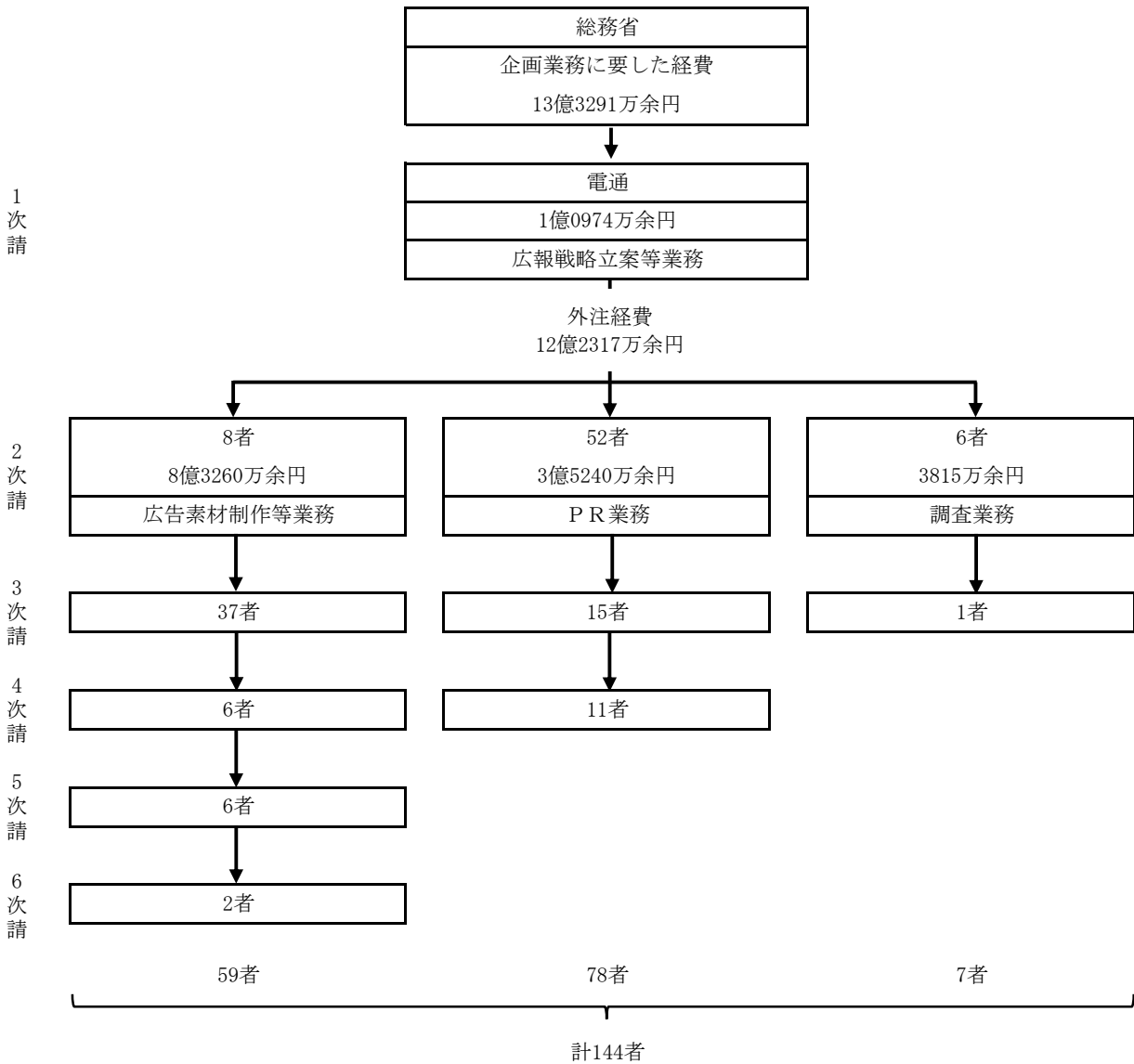
区分		令和元年度	2年度	3年度	計
企画業務に要した経費		3億0411万余円	19億1913万余円	7407万余円	22億9731万余円
電通 外注分	広告素材制作等業務	2億9396万余円	15億8207万余円	4482万余円	19億2086万余円
	P R 業務	1014万余円	3億3669万余円	2899万余円	3億7583万余円
S I I 外注分 注(1)	広告素材制作等業務	—	36万余円	26万余円	62万余円

注(1) 令和2年度については、電通を通じて外注されていた広告素材制作等業務の一部を S I I が直接外注することとなり、3年度については、広告素材制作等業務の一部を当初から S I I が直接外注することとなったため、S I I が直接外注した分に係る経費は S I I 外注分欄に記載している。

注(2) S I I 広報は、決済事業者の補助金申請に係る審査業務、コールセンター運営業務等の事務局補助業務と合わせて、S I I から電通に外注されている。電通が実施した広報戦略立案等業務に係る経費は、事務局補助業務に係る経費と合わせて一括で計上されており、広報戦略立案等業務に係る経費を区分することができない。

注(3) 調査業務については、電通及び P R 業務の一部の事業者において実施されているが、これらの調査業務に要した経費については、各社が受注した広報業務の一環として実施されており、区分することができない。

○総務省第2弾広報の体制図



注(1) 調査業務については、7者のほか、電通及びP R業務の一部の事業者においても実施されているが、これらの調査業務に要した経費については、各社が受注した広報業務の一環として実施されており、区分して算出することができないことから記載していない。

注(2) 広告素材制作等業務に係る経費には、区分して算出することができないP R業務に係る経費が含まれている。

別図表1-6 総務省第2弾広報のアンケート調査の概要

< 調査目的 >

- ・ マイナポイント事業に係る認知度等の把握
- ・ マイナンバーカードの取得及びマイナポイント事業に係る広報の内容が伝わっていない層の特定と障壁となっている要因の把握
- ・ マイナンバーカードの取得及びマイナポイント事業に係る広報の内容が伝わっているが動いていない層の特定と障壁となっている要因の把握 等

< 調査対象者 >

マイナンバーカード未取得者

< 調査実施期間等 >

(単位：人)

調査対象	調査回	調査実施期間	調査対象者数
第2弾マイナポイント事業	第1回	令和4年6月17日～6月20日	16,894
	第2回	4年7月28日～8月1日	4,756
	第3回	4年8月31日～9月5日	4,294
	第4回	4年9月27日～9月30日	4,300
	第5回	4年11月4日～11月9日	4,105
	第6回	4年12月16日～12月20日	3,663
	第7回	5年2月2日～2月7日	3,181
	第8回	5年3月1日～3月6日	2,737

< 第1回アンケート調査の概要 >

・ 調査対象者の属性

(単位：人、%)

性別			年代							
男性	女性	計	15～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
8,473	8,421	16,894	1,117	2,244	2,424	3,329	2,772	2,454	2,554	16,894
(50.2)	(49.8)	(100.0)	(6.6)	(13.3)	(14.3)	(19.7)	(16.4)	(14.5)	(15.1)	(100.0)

居住地域									
北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	計	
738	1,241	5,681	2,926	2,884	972	525	1,927	16,894	
(4.4)	(7.3)	(33.6)	(17.3)	(17.1)	(5.8)	(3.1)	(11.4)	(100.0)	

職業										
学生	パート、アルバイト	派遣社員、契約社員	会社員、会社役員	公務員、団体職員	自営業	自由業、フリーランス	その他有職	専業主婦、専業主夫	現在は働いていない	計
1,325	1,979	786	5,467	740	816	392	151	2,670	2,568	16,894
(7.8)	(11.7)	(4.7)	(32.4)	(4.4)	(4.8)	(2.3)	(0.9)	(15.8)	(15.2)	(100.0)

・調査項目

主な調査項目	アンケート調査の設問
マイナンバーカード取得状況	マイナンバーカード取得申請についてあなたの状況に最も近いものを一つお答えください。
マイナンバーカードの機能の認知とメリット	以下はマイナンバーカードに関する機能についてです。あなたがお存じのものとして感じるものを全てお教えてください。なお、マイナポータルとは、国が運営するポータルサイトです。
マイナンバーカード未取得の理由	前問でマイナンバーカードに関する機能をご覧いただきましたが、現在あなたがマイナンバーカードを未取得である理由を全てお教えてください。また、お答えいただいた理由の中で最も大きな理由を一つお教えてください。
マイナンバーカードを安心して使うために必要な情報や状況	どのような情報や状況であればマイナンバー制度は安心して使えるものだと感じますか。以下の中からそのように感じられるものを全てお選びください。また、お答えいただいた理由の中で最も大きな理由を一つお教えてください。
マイナンバーカードの普及率の認知	マイナンバーカードを現在「2人に1人程度が持っている」という事実について、あなたはご存じでしたか。当てはまるものをお教えてください。
マイナポイント事業に係る認知	2022年6月末からマイナンバーカードを持っている人を対象に、「最大で2万円分のマイナポイントを国からもらえる」ことを知っていましたか。当てはまるものをお教えてください。
普及率・マイナポイント事業認知後の取得意向	マイナンバーカードを現在「2人に1人程度が持っている」ことや、2022年6月末からマイナンバーカードを持っている人を対象に「最大で2万円分のマイナポイントを国からもらえる」ことをお聞きになって、マイナンバーカードを作ることにについて、あなたのお気持ちに最も近いものをお知らせください。
取得の障壁要因	マイナンバーカード取得のための、以下の1番から6番までのステップについてあなたの状況に当てはまるものを一つお教えてください。 前問でお選びいただいた、マイナンバーカード取得のためのステップの中で、あなたの状況に当てはまるものを全てお教えてください。（いくつでも）
QRコード付き交付申請書の用途の理解	個人番号通知カードとともに2015年11月から12月頃までに全家庭へと送付された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」や、2020年12月末から2021年3月末までに送付された「マイナンバーカードQRコード付き交付申請書」についてお伺いします。これらの書類はマイナンバーカードをスムーズに作成するための「QRコード付き交付申請書」だということをご存じでしたか。あなたの状況に最も当てはまるものをお教えてください。
QRコード付き交付申請書の所持状況	個人番号通知カードとともに2015年11月から12月頃までに全家庭へと送付された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」や、2020年12月末から2021年3月末までに送付された「マイナンバーカードQRコード付き交付申請書」のいずれかをお持ちですか。あなたの状況に最も当てはまるものをお教えてください。
QRコード付き交付申請書到着後の申請意向	「マイナンバーカードをスムーズに取得できる手法が記載されているQRコード付き交付申請書」が、近日中にあなたのお手元に届いた場合、あなたはその書類を活用してマイナンバーカード取得をしようと思いませんか。
QRコード付き交付申請書に付随させた方が良い情報	近日中にあなたのお手元に「マイナンバーカードをスムーズに取得できる手法が記載されているQRコード付き交付申請書」が届いた時、どのような情報がセットであれば、取得を検討しますか。当てはまるものを全てお教えてください。（いくつでも）

注(1) 第1回アンケート調査では、調査対象者数が他の調査回よりも多かったことから、当該調査回のアンケート調査に係る「調査対象者の属性」と「調査項目」の概要を記載している。

注(2) 「アンケート調査の設問」欄においては、選択肢等の記載は省略している。

別図表1-7 S I I 広報及び総務省第2弾広報における調査業務の概要等

電通は、S I I 広報及び総務省第2弾広報の実施期間を通じ、調査業務として、メディア及びSNS調査を計45回、アンケート調査を8回実施していた。これらの調査によりマイナポイント事業に関する課題等を把握し広報で対応できる事項についての対処方針を検討していた。

< 調査業務の概要 >

調査対象	調査業務の区分	調査実施期間	報告書の作成回数
S I I 広報	メディア及びSNS調査	令和2年5月1日～4年2月16日	28回
総務省第2弾広報	メディア及びSNS調査	4年6月21日～5年3月31日	17回
	アンケート調査	4年6月17日～5年3月6日	8回

< 調査結果 >

課題等	対処方針
メディアにおけるマイナンバーカードに対する理解が不十分	メディアへの正確な認識を促す情報発信
マイナポイントの申請手続の理解が不十分	マイナポイントの申請手続の手順をイラスト化して情報発信
地方公共団体での積極的なマイナンバーカードの活用が増加	国民目線での活用事例及び活用シーンの配信
公金受取口座に係る報道によりマイナンバー制度に対する報道が増加	メディアに対するマイナンバー制度の目的及び理解促進の情報発信
マイナンバーカードの取得に係る手続の煩雑さに対する声の増加	煩雑な手続が必要な理由等の解説を情報発信
マイナンバーカードが国民にもたらすメリットの認識が不十分	メリットを可視化した情報発信
マイナンバーカードの安全性への不安	マイナンバーカードのセキュリティ対策及び仕組みを情報発信
マイナポイントの申請過程でのつまづき	マイナポイントの申請に係るQ & A等のコンテンツの発信
マイナンバーカードの普及率に係る認知度が低調	「2人に1人が持っている」等のメッセージを発信
マイナンバーカード未取得理由のうち「個人情報漏洩が不安」が増加	マイナンバーカードに関する安全性の発信

(注) 調査結果については、S I I 広報の「メディア及びSNS調査」から4回分（令和2年5月から同年7月までの実施分）を、総務省第2弾広報の「アンケート調査」から1回分（4年7月実施分）を抜粋するなどして記載している。

別図表1-8 広報の媒体別投下量（金額ベース）

（単位：千円）

区分	年月	新聞	テレビ	ラジオ	デジタル メディア等	計	
S I I 広 報	令和2年1月	-	-	-	-	-	
	2月	-	-	-	20,955	20,955	
	3月	-	-	-	35,204	35,204	
	4月	-	-	-	115	115	
	5月	-	-	-	-	-	
	6月	-	-	-	7,038	7,038	
	7月	250,191	240,340	-	145,077	635,609	
	8月	22,550	1,082,600	-	353,343	1,458,494	
	9月	118,990	602,841	-	451,804	1,173,635	
	10月	-	54,670	-	274,558	329,228	
	11月	-	42,460	-	117,610	160,070	
	12月	-	9,790	-	30,640	40,430	
	3年1月	-	2,750	-	-	2,750	
	2月	-	-	-	-	-	
	3月	94,632	-	-	-	94,632	
	3年4月から12月までは未実施						
	4年1月	214,904	-	-	88,000	302,904	
	2月	-	-	-	211,200	211,200	
	3月	214,904	544,051	-	218,862	977,819	
	4月	-	197,978	-	158,941	356,919	
	5月	214,904	236,418	-	168,940	620,263	
	計	1,131,077	3,013,900	-	2,282,292	6,427,270	
総 務 省 第 2 弾 広 報	4年6月	181,859	278,627	18,824	15,172	494,483	
	7月	181,859	321,789	18,664	168,823	691,137	
	8月	-	233,410	18,664	376,330	628,405	
	9月	174,096	164,481	11,198	306,115	655,892	
	10月	-	325,891	18,664	124,170	468,727	
	11月	181,859	229,408	11,198	193,463	615,930	
	12月	-	113,375	11,198	187,250	311,824	
	5年1月	-	-	-	401,210	401,210	
	2月	426,434	402,338	40,477	341,971	1,211,222	
	3月	-	-	-	244,106	244,106	
計	1,146,108	2,069,323	148,892	2,358,615	5,722,940		
合計	2,277,186	5,083,223	148,892	4,640,908	12,150,211		

（注） 総務省第2弾広報の媒体調達業務に要した経費には、掲載、放送等に当たって各媒体者との調整に要した経費が含まれており、当該経費を除いた額を記載している。

別図表1-9 媒体別の媒体者数、1者当たりの媒体別投下量（金額ベース）等

媒体区分		S I I 広報			総務省第2弾 広報	計 (注)
		令和元年度	2年度	3年度		
新聞	媒体者数 (a) (者)	-	52	52	74	-
	媒体別投下量 (b) (千円)	-	916,173	214,904	1,146,108	2,277,186
	1者当たりの 媒体別投下量 (b)/(a) (千円)	-	17,618	4,132	15,487	12,413
テレビ	媒体者数 (a) (者)	-	114	114	127	-
	媒体別投下量 (b) (千円)	-	2,579,503	434,396	2,069,323	5,083,223
	1者当たりの 媒体別投下量 (b)/(a) (千円)	-	22,627	3,810	16,293	14,243
ラジオ	媒体者数 (a) (者)	-	-	-	102	-
	媒体別投下量 (b) (千円)	-	-	-	148,892	148,892
	1者当たりの 媒体別投下量 (b)/(a) (千円)	-	-	-	1,459	1,459
デジタルメ ディア	媒体者数 (a) (者)	3	7	4	15	-
	媒体別投下量 (b) (千円)	56,275	1,188,175	202,400	2,358,615	3,805,466
	1者当たりの 媒体別投下量 (b)/(a) (千円)	18,758	169,739	50,600	157,241	99,084

(注) 媒体者数の計欄は、年度間において媒体者が重複する場合がありますが合算することができないため「-」としている。また、1者当たりの媒体別投下量の計欄は、各年度の平均を示している。

別図表2-1 マイナポイントの申込者数の推移

(単位：人)

年月	施策1等の申込者数 (マイナンバーカード取得)		施策2の申込者数 (マイナ保険証)		施策3の申込者数 (公金受取口座)	
	単月	累計	単月	累計	単月	累計
令和2年7月	1,854,762	1,854,762				
8月	2,091,435	3,946,197				
9月	2,681,771	6,627,968				
10月	1,749,794	8,377,762				
11月	1,547,623	9,925,385				
12月	1,201,716	11,127,101				
3年1月	1,236,460	12,363,561				
2月	1,225,418	13,588,979				
3月	2,252,442	15,841,421				
4月	1,535,147	17,376,568				
5月	1,317,261	18,693,829				
6月	1,528,141	20,221,970				
7月	1,240,429	21,462,399				
8月	1,148,845	22,611,244				
9月	871,543	23,482,787				
10月	419,517	23,902,304				
11月	712,833	24,615,137				
12月	724,027	25,339,164				
4年1月	730,142	26,069,306				
2月	561,745	26,631,051				
3月	615,143	27,246,194				
4月	468,755	27,714,949				
5月	446,868	28,161,817				
6月	455,901	28,617,718	931,294	931,294		
7月	2,128,692	30,746,410	8,077,729	9,009,023	7,740,889	7,740,889
8月	2,427,961	33,174,371	5,294,083	14,303,106	4,816,207	12,557,096
9月	3,243,188	36,417,559	5,990,239	20,293,345	5,471,613	18,028,709
10月	3,169,187	39,586,746	4,800,683	25,094,028	4,279,793	22,308,502
11月	3,752,732	43,339,478	4,966,952	30,060,980	4,508,353	26,816,855
12月	4,901,074	48,240,552	6,381,418	36,442,398	5,782,526	32,599,381
5年1月	4,151,092	52,391,644	5,037,488	41,479,886	4,679,003	37,278,384
2月	5,800,648	58,192,292	7,316,125	48,796,011	6,706,191	43,984,575
3月	4,021,396	62,213,688	4,561,554	53,357,565	4,234,391	48,218,966
4月	3,264,140	65,477,828	3,617,349	56,974,914	3,208,301	51,427,267
5月	2,917,964	68,395,792	3,131,190	60,106,104	2,780,797	54,208,064
6月	1,228,405	69,624,197	1,311,913	61,418,017	1,208,369	55,416,433
7月	778,757	70,402,954	823,427	62,241,444	737,807	56,154,240
8月	1,036,904	71,439,858	1,116,383	63,357,827	999,696	57,153,936
9月	4,120,220	75,560,078	4,829,961	68,187,788	4,533,578	61,687,514
10月	754	75,560,832	906	68,188,694	56,740	61,744,254
計	75,560,832		68,188,694		61,744,254	

(単位：人)

区分	目標値 (a)	人口 (b)	申込者数 (c)	目標値に対する申込者数の割合 (c)/(a)	人口に対する申込者数の割合 (c)/(b)
第1弾マイナポイント事業	50,000,000	126,654,244	25,339,164	50.6%	20.0%
第2弾マイナポイント事業	施策1等	125,416,877	75,560,832	79.5%	60.2%
	施策2		68,188,694	71.7%	54.3%
	施策3		61,744,254	64.9%	49.2%

(注) 第1弾マイナポイント事業の「人口」欄には、令和3年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を、第2弾マイナポイント事業の「人口」欄には、5年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-2 効果測定調査の概要

効果測定調査は、インターネットによるアンケート調査として、令和2年7月3日から6年3月18日までの期間に、計7回実施されている。アンケート調査の設問には、各回において継続的に聴取しているもののほか、マイナポイント事業の進捗状況に応じて追加しているものなどがある。

・調査実施期間等

(単位：人)

調査対象	調査回	調査実施期間	有効回収サンプル数
第1弾マイナポイント事業	第1回	令和2年7月3日～7月13日	34,578
	第2回	2年12月11日～12月21日	34,638
	第3回	3年9月17日～9月28日	35,243
第1弾マイナポイント事業及び第2弾マイナポイント事業	第4回	4年2月9日～2月22日	35,354
	第5回	4年6月21日～6月29日	35,546
	第6回	4年11月4日～11月17日	35,350
	第7回	6年3月5日～3月18日	35,640

上記のうち、最新の情報である第7回効果測定調査の概要は以下のとおりである。

< 第7回効果測定調査の概要 >

・調査対象

(単位：人)

居住地域	有効回収サンプル数
政令指定都市及び東京23区	10,771
人口20万人以上都市	8,796
人口10万人以上20万人未満都市	5,843
人口10万人未満都市	7,385
町村部	2,845
計	35,640

(単位：人)

年代	有効回収サンプル数
10代	2,006
20代	4,511
30代	4,979
40代	6,372
50代	6,463
60代	5,409
70代以上	5,900
計	35,640

(注) 有効回収サンプル数は、マイナンバーカードの保有状況、性別、年代及び居住地域が、実態と同じ構成比になるように回収したものであるが、実態と差が生ずる部分については、サンプルに重み付けを行う方法(ウェイトバック集計)により補正を行った上で集計している。そのため、図表2-3及び別図表2-3における調査対象者数と一致しない。

・調査内容

調査項目	アンケート調査の設問
調査対象者の属性	
年齢	あなたの現在の満年齢をお知らせください。
地域	あなたの御住所の郵便番号(7桁)をお知らせください。
マイナンバーカードの取得	
マイナンバーカードの取得状況	あなたは、マイナンバーカードを取得していますか。この中から一つだけお知らせください。(未成年の方等の場合は、保護者等の御家族が代理で取得している可能性がありますので御確認ください。)
マイナンバーカードの取得理由	あなたがマイナンバーカードを取得した(する予定である)きっかけ、あるいは取得理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。
マイナンバーカードの未取得理由	あなたがマイナンバーカードを取得しておらず、今後も取得する予定がない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。
マイナンバーカードのメリットの認知状況	あなたは、下記のマイナンバーカードのメリットを知っていましたか。知っているものを全て選んでお知らせください。
マイナンバーカードの失効及び返納理由	あなたがマイナンバーカードを取得していたにもかかわらず、失効している、又は、返納した理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。

調査項目	アンケート調査の設問
施策1等	
認知の状況	あなたは【マイナポイント事業 -1】（2020年9月～2021年12月実施）を知っていましたか。 あなたは【マイナポイント事業 -2】（2022年1月～2023年2月実施）を知っていましたか。
認知内容	あなたが【マイナポイント事業 -1】（2020年9月～2021年12月実施）、【マイナポイント事業 -2】（2022年1月～2023年2月実施）について知っていることを、次の中から選んでお知らせください。
申込状況	下記の図は【マイナポイント事業 -1】、【マイナポイント事業 -2】におけるマイナポイント獲得までの手順です。あなたが現在、この図のどこに該当しているかをお知らせください。
未申込理由	【マイナポイント事業 -1】及び【マイナポイント事業 -2】の申込みをしなかった理由は何ですか。当てはまるものを全てお知らせください。また、その中で最も当てはまるものをお知らせください。
申込阻害要因	【マイナポイント事業 -1】、又は、【マイナポイント事業 -2】の申込手続で、どこが面倒だと感じましたか。当てはまるものを全てお知らせください。
施策2	
認知の状況	あなたは、【マイナポイント事業 】の内容（マイナンバーカードを健康保険証としての利用の申込みをすることで、7,500円分のポイントがもらえる）を知っていましたか。
認知の契機	あなたは、【マイナポイント事業 】の内容（マイナンバーカードを健康保険証としての利用の申込みをすることで、7,500円分のポイントがもらえる）を、何で知りましたか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。
申込状況	あなたは、【マイナポイント事業 】（マイナンバーカードを健康保険証としての利用の申込みをすることで、7,500円分のポイントがもらえる）に申込みをしましたか。
未申込理由	あなたが、マイナンバーカードを保有しているにもかかわらず、「【マイナポイント事業 】（マイナンバーカードを健康保険証としての利用の申込みをすることで、7,500円分のポイントがもらえる）」に申込みをしていない理由は何ですか。当てはまるものを全てお知らせください。また、その中で最も当てはまるものをお知らせください。
施策2がマイナ保険証の利用申込みに与える影響	あなたは、【マイナポイント事業 】（マイナンバーカードを健康保険証としての利用の申込みをすることで、7,500円分のポイントがもらえる）が実施されなかった場合、マイナンバーカードの健康保険証としての利用の申込みは実施しましたか。
施策3	
認知の状況	あなたは、【マイナポイント事業 】の内容（公金受取口座の登録によって、7,500円分のポイントがもらえる）を知っていましたか。
認知の契機	あなたは、【マイナポイント事業 】の内容（公金受取口座の登録によって、7,500円分のポイントがもらえる）を、何で知りましたか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。
申込状況	あなたは、【マイナポイント事業 】（公金受取口座の登録によって、7,500円分のポイントがもらえる）に申込みをしましたか。
未申込理由	あなたが、マイナンバーカードを保有しているにもかかわらず、「【マイナポイント事業 】（公金受取口座の登録によって、7,500円分のポイントがもらえる）」に申込みをしていない理由は何ですか。当てはまるものを全てお知らせください。また、その中で最も当てはまるものをお知らせください。
施策3が公金受取口座の登録に与える影響	あなたは、【マイナポイント事業 】（公金受取口座の登録によって、7,500円分のポイントがもらえる）が実施されなかった場合、公金受取口座の登録は実施しましたか。

調査項目	アンケート調査の設問
マイナンバーカードの利用	
マイナンバーカードの必要性の認識	あなたは、マイナンバーカードが必要なものだと思いますか。
マイナポータルの利用	あなたがマイナポータルで利用してみたいと思う機能は何ですか。当てはまるものを全てお知らせください。
マイナ保険証の未利用理由	あなたがマイナンバーカードを健康保険証として利用登録済みなのに、実際に医療機関等で利用していない理由は何ですか。当てはまるものを全てお知らせください。また、その中で最も当てはまるものをお知らせください。
マイナポイントの利用	
マイナポイントの使い道	付与されたマイナポイントのうち、最も多い金額を使った使い道をお知らせください。
マイナポイントの使い道の理由	前問で答えたマイナポイントの使い道について、その理由として最も当てはまるものをお知らせください。
現金給付だった場合の使い道	マイナポイント事業では、最大20,000円分のポイントがもらえましたが、もしもあなたがもらったポイントと同じ金額の現金がもらえた場合、使い道はどうなったと思いますか。最も当てはまるものをお知らせください。
マイナンバー制度	
マイナンバーの利用状況	あなたは、マイナンバー（12桁の個人番号）について、以下に挙げた手続きで届出をしたり、記載したりしたことがありますか。当てはまるものを全てお知らせください。
マイナンバー制度全般に対する印象	あなたはマイナンバー制度全般（マイナンバーカード含む）について、どのように思いますか。
マイナンバー制度への期待	あなたが今後「マイナンバー制度全般（マイナンバーカード含む）」に期待することは何ですか。当てはまるものを全て選んでお知らせください。
ポイントを活用した行政施策	
参加状況	行政が実施した以下の施策のうち、あなたがポイントを獲得したものを全てお知らせください。
参加意向	あなたは、今後、マイナポイント事業と同様にポイントの付与が行われる行政主体の施策が行われた場合、ポイントを獲得したいと思いますか。当てはまるものをお知らせください。
参加条件	あなたは、ポイントの付与が行われる行政主体の施策について、どのような条件・行動であれば、ポイントを獲得しようと思いますか。当てはまるものを全てお知らせください。
施策への懸念	あなたは行政主体の施策でポイントの給付が行われることについて、懸念はありますか。当てはまるものを全てお知らせください。

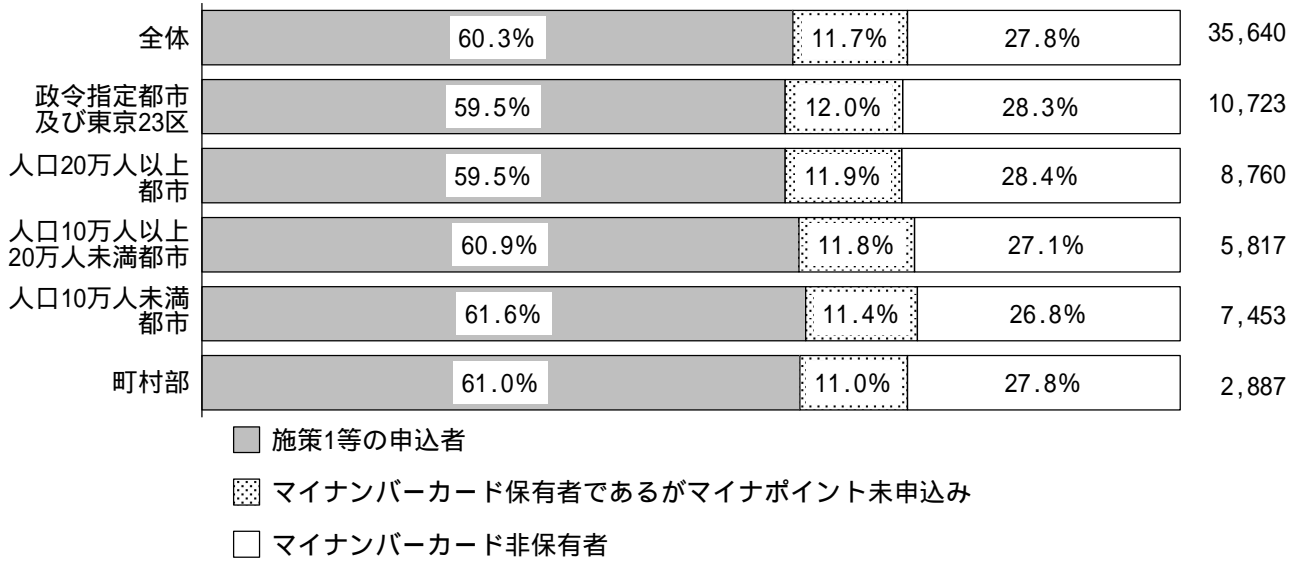
注(1) 「調査項目」欄は、アンケート調査の設問の内容を会計検査院が整理したものである。各調査項目について、アンケート調査の設問を原則一つ抜粋して記載している。

注(2) 「アンケート調査の設問」欄は、第7回効果測定調査におけるアンケート調査の実際の設問文をそのまま掲載している。なお、選択肢等の記載は省略している。

注(3) 第1弾マイナポイント事業は【マイナポイント事業 -1】、第2弾マイナポイント事業の施策1は【マイナポイント事業 -2】、施策2は【マイナポイント事業 】, 施策3は【マイナポイント事業 】と表記されている。

別図表2-3 マイナポイントの地域区分別の申込状況（施策1等）

調査対象者数
（単位：人）



（注）令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

別図表2-4 マイナンバーカードの有効申請件数等の推移

年月	マイナンバーカードの有効申請件数(件)		マイナンバーカードの交付枚数(枚)		マイナンバーカードの保有枚数(枚)		施策1等の申込者数(人)	
	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計
令和2年6月	959,568	25,289,467	880,009	22,209,538				
7月	1,571,602	26,861,069	1,029,503	23,239,041			1,854,762	1,854,762
8月	1,617,389	28,478,458	1,403,289	24,642,330			2,091,435	3,946,197
9月	1,735,785	30,214,243	1,398,425	26,040,755			2,681,771	6,627,968
10月	1,305,511	31,519,754	1,716,340	27,757,095			1,749,794	8,377,762
11月	1,155,553	32,675,307	1,525,806	29,282,901			1,547,623	9,925,385
12月	897,299	33,572,606	1,482,716	30,765,617			1,201,716	11,127,101
3年1月	1,684,041	35,256,647	1,164,424	31,930,041			1,236,460	12,363,561
2月	3,375,025	38,631,672	1,426,742	33,356,783			1,225,418	13,588,979
3月	6,842,717	45,474,389	2,539,369	35,896,152			2,252,442	15,841,421
4月	3,839,978	49,314,367	2,221,271	38,111,423			1,535,147	17,376,568
5月	599,251	49,913,618	2,219,413	40,336,836			1,317,261	18,693,829
6月	447,003	50,360,621	3,001,745	43,338,581			1,528,141	20,221,970
7月	358,987	50,719,608	2,260,390	45,598,971			1,240,429	21,462,399
8月	409,749	51,129,357	1,966,570	47,565,541			1,148,845	22,611,244
9月	524,416	51,653,773	1,075,436	48,640,977			871,543	23,482,787
10月	604,331	52,258,104	879,167	49,520,144			419,517	23,902,304
11月	1,542,185	53,800,289	1,000,005	50,520,149			712,833	24,615,137
12月	857,617	54,657,906	1,351,571	51,871,720			724,027	25,339,164
4年1月	842,605	55,500,511	972,075	52,843,795			730,142	26,069,306
2月	800,792	56,301,303	876,137	53,719,932			561,745	26,631,051
3月	1,150,345	57,451,648	1,111,590	54,831,522			615,143	27,246,194
4月	721,758	58,173,406	927,220	55,758,742			468,755	27,714,949
5月	626,454	58,799,860	809,335	56,568,077			446,868	28,161,817
6月	702,254	59,502,114	743,898	57,311,975			455,901	28,617,718
7月	1,468,545	60,970,659	839,216	58,151,191			54,692,211	2,128,692
8月	3,087,382	64,058,041	1,509,636	59,660,827	1,406,222	56,098,433	2,427,961	33,174,371
9月	5,868,630	69,926,671	1,996,570	61,657,397	1,896,884	57,995,317	3,243,188	36,417,559
10月	2,723,945	72,650,616	2,727,436	64,384,833	2,622,465	60,617,782	3,169,187	39,586,746
11月	3,539,255	76,189,871	3,461,195	67,846,028	3,347,752	63,965,534	3,752,732	43,339,478
12月	6,581,498	82,771,369	4,059,761	71,905,789	3,932,203	67,897,737	4,901,074	48,240,552
5年1月	2,632,891	85,404,260	3,757,540	75,663,329	3,623,769	71,521,506	4,151,092	52,391,644
2月	7,583,875	92,988,135	4,333,161	79,996,490	4,208,823	75,730,329	5,800,648	58,192,292
3月	3,156,671	96,144,806	4,402,535	84,399,025	4,234,736	79,965,065	4,021,396	62,213,688
4月	477,469	96,622,275	3,466,789	87,865,814	3,336,251	83,301,316	3,264,140	65,477,828
5月	424,905	97,047,180	3,329,841	91,195,655	3,162,372	86,463,688	2,917,964	68,395,792
6月	316,239	97,363,419	1,864,778	93,060,433	1,692,285	88,155,973	1,228,405	69,624,197
7月	241,234	97,604,653	1,047,535	94,107,968	883,586	89,039,559	778,757	70,402,954
8月	282,457	97,887,110	1,023,896	95,131,864	847,846	89,887,405	1,036,904	71,439,858
9月	384,859	98,271,969	1,183,721	96,315,585	1,028,121	90,915,526	4,120,220	75,560,078
10月	271,280	98,543,249	398,678	96,714,263	235,642	91,151,168	754	75,560,832
11月	246,448	98,789,697	379,363	97,093,626	213,462	91,364,630		
12月	257,840	99,047,537	357,377	97,451,003	178,323	91,542,953		
6年1月	331,783	99,379,320	335,344	97,786,347	141,414	91,684,367		
2月	372,313	99,751,633	388,542	98,174,889	201,138	91,885,505		
3月	448,596	100,200,229	489,454	98,664,343	270,273	92,155,778		
4月	407,219	100,607,448	442,783	99,107,126	222,256	92,378,034		
5月	428,657	101,036,105	442,873	99,549,999	197,319	92,575,353		
6月	525,500	101,561,605	445,802	99,995,801	209,301	92,784,654		
7月	661,356	102,222,961	574,197	100,569,998	299,337	93,083,991		
8月	810,400	103,033,361	681,882	101,251,880	386,365	93,470,356		
9月	850,748	103,884,109	712,155	101,964,035	410,621	93,880,977		
10月	1,328,956	105,213,065	962,946	102,926,981	617,974	94,498,951		
11月	1,637,041	106,850,106	1,194,680	104,121,661	842,496	95,341,447		
12月	1,280,373	108,130,479	1,441,280	105,562,941	973,002	96,314,449		
7年1月	1,116,188	109,246,667	1,246,465	106,809,406	636,607	96,951,056		
2月	1,153,223	110,399,890	1,162,289	107,971,695	422,909	97,373,965		
3月	1,417,551	111,817,441	1,369,331	109,341,026	348,972	97,722,937		
4月	1,363,834	113,181,275	1,305,738	110,646,764	262,350	97,985,287		
5月	1,258,808	114,440,083	1,323,641	111,970,405	184,414	98,169,701		
6月	1,340,321	115,780,404	1,347,341	113,317,746	166,460	98,336,161		
7月	1,500,636	117,281,040	1,445,434	114,763,180	188,174	98,524,335		
8月	1,643,176	118,924,216	1,518,241	116,281,421	290,225	98,814,560		
9月	1,550,478	120,474,694	1,504,518	117,785,939	265,480	99,080,040		
10月	1,841,823	122,316,517	1,662,679	119,448,618	397,251	99,477,291		
11月	1,980,987	124,297,504	1,641,549	121,090,167	455,097	99,932,388		
12月	1,703,886	126,001,390	1,946,745	123,036,912	714,504	100,646,892		

時点	年初人口(人)	有効申請件数(件)	保有枚数(枚)	人口に対する有効申請件数の割合(b)/(a)	人口に対する保有枚数の割合(c)/(a)
	(a)	(b)	(c)		
令和2年6月末(第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前)	127,138,033	25,289,467		19.8%	
3年4月末(第1弾マイナポイント事業のカード申請期限)	126,654,244	49,314,367		38.9%	
5年2月末(第2弾マイナポイント事業のカード申請期限)	125,416,877	92,988,135		74.1%	
5年9月末(第2弾マイナポイント事業の終了時)	125,416,877		90,915,526		72.4%
7年12月末	124,330,690		100,646,892		80.9%

注(1) 令和6年5月から7年1月までの間に国外利用分として交付された14,600枚については、月ごとに分けることができないため、7年1月分の交付枚数として計上している。
 注(2) 単月のマイナンバーカードの保有枚数は、当月の累計から前月の累計を差し引きすることにより算出したものであり、前月からの増分を表している。
 注(3) 第2弾マイナポイント事業において、最終的なカード申請期限は令和5年2月末に設定されていたが、申請期間間際の混雑を考慮して、3月1日に申請を行うなどした者についてもマイナポイントの付与の対象にすることとされた。これらの申請件数を5年2月末時点の有効申請件数に加えると94,169,998件となる。
 注(4) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-5 マイナンバーカードを取得した理由

理由	割合
本人確認書類として使えるから	48.0%
マイナポイントの獲得に必要なだったから	41.2%
住民票の写しなどがコンビニエンスストアで取得できるから	24.0%
将来利用できる場面が増えると思ったから	15.8%
健康保険証として利用できるから	15.5%
確定申告等の行政手続をインターネットで行えるから	15.3%
家族・知人・友人から勧められたから	7.6%
テレビCM、ラジオ、新聞等で勧めていたから	5.4%
QRコード付きのマイナンバーカードの申請書が自宅に届いたから（2021年春頃送付）	5.0%
市区町村役場から勧められたから	4.5%
職場等で必要になったから	3.8%
2020年に実施された特別定額給付金（国民1人当たり10万円の現金給付）のオンライン申請時に必要だったから	2.9%
役所・行政施設に出向かなくても、役所が臨時で開設している場所（ショッピングセンター、公民館等）でのマイナンバーカードの発行申請と、後日の郵送受取りができるから	2.5%
その他	1.5%
特にない	7.7%
分からない	2.3%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを保有していると回答した28,071人である。

注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表2-6 マイナンバーカードを取得していない理由

理由	割合
個人情報の漏えいが心配だから	50.2%
取得する必要性が感じられないから	44.5%
国に個人情報を把握されるのが怖いから	38.3%
申請手続が面倒だから	29.7%
本人確認書類になるものは他にあるから	26.1%
紛失や盗難が心配だから	24.4%
カードの保有枚数を増やしたくないから	11.9%
自分の周りに持っている人がいないから	5.6%
申請方法が分からないから	4.9%
申請書がどこにあるか分からないから	2.8%
市区町村の窓口などが混雑していて、新型コロナウイルスへの感染が心配だから	2.3%
その他	4.6%
特にない	8.9%
分からない	1.8%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを取得しておらず、今後も取得する予定がないと回答した3,872人である。

注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表2-7 マイナンバーカードの保有者がマイナポイントを申し込んでいない理由

理由	割合
手続きが面倒だったから	28.6%
マイナポイントの申込方法が分からなかったから	13.5%
個人情報の漏えいが心配だったから	13.3%
手続きを忘れていたから	12.1%
マイナンバーカードの取得以外に追加で手続きが必要なことを知らなかったから	11.4%
マイナポイントで申込みができる決済サービスを利用していなかったから	11.0%
多忙で手続きが間に合わなかったから	11.0%
マイナポイントで申込みをしたい決済サービスがなかったから	9.6%
マイナポイントでもらえるポイントの付与額（上限5,000円分）に魅力を感じなかったから	9.4%
マイナンバーカードの申請期限（2023年2月末）までに申請ができなかったから	9.4%
ポイントを貯めたり使ったりすることに興味がないから	7.7%
マイナンバーカードを取得したことで疲れてしまったから	7.5%
買い物履歴などの決済情報が民間企業や国に把握されてしまいそうだったから	6.9%
国に健康情報、病歴等を把握されるのが怖いから	6.7%
メディアの報道を見て、マイナンバーカードに対してネガティブな感情を持ったから	6.5%
メディアの報道を見て、マイナポイントに対してネガティブな感情を持ったから	6.4%
申請期限が再度延長されると思ったから	5.7%
友人、知人、家族等から、マイナンバーカードに対してネガティブな話を聞いたから	5.0%
友人、知人、家族等から、マイナポイントに対してネガティブな話を聞いたから	4.8%
手続きに不備があったから	4.4%
その他	4.8%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを保有しているが、マイナポイント事業の施策1等の申込みを行っていないと回答した4,204人である。

注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表2-8 地方公共団体の種類別のマイナンバーカードの交付状況

地方公共団体の種類	団体数	令和2年6月1日時点			4年1月1日時点			5年9月末時点		
		年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率
政令指定都市	20	2754	489	17.7%	2748	1186	43.1%	2747	2095	76.2%
特別区・市（政令指定都市を除く）	795	8881	1493	16.8%	8789	3608	41.0%	8750	6723	76.8%
町村	926	1078	152	14.1%	1054	392	37.2%	1043	812	77.9%
計	1,741	1億2713	2135	16.7%	1億2592	5187	41.1%	1億2541	9631	76.7%

（注）「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-9 市町村の高齢化率区別のマイナンバーカードの交付状況

高齢化率区分 注(1)	団体数	令和2年6月1日時点			4年1月1日時点			5年9月末時点		
		年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率
20%未満	26	305	67	22.0%	305	145	47.4%	308	238	77.1%
20%以上30%未満	440	7901	1386	17.5%	7882	3336	42.3%	7878	6006	76.2%
30%以上40%未満	798	3948	600	15.2%	3869	1508	38.9%	3830	2973	77.6%
40%以上50%未満	416	529	76	14.4%	508	186	36.7%	498	392	78.8%
50%以上	61	28	4	14.5%	26	9	37.3%	25	20	78.8%
計	1,741	1億2713	2135	16.7%	1億2592	5187	41.1%	1億2541	9631	76.7%

注(1) 令和5年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口に基づき、各市町村の高齢化率（65歳以上の人口の割合）を算出した上で、20%未満から50%以上までの間で10%ごとに区分している。

注(2) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-10 市町村の過疎地域区別のマイナンバーカードの交付状況

過疎地域区分 注(1)	団体数	令和2年6月1日時点			4年1月1日時点			5年9月末時点		
		年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率	年初人口 (万人)	交付枚数 (万枚)	交付率
過疎地域の市町村に該当しない	856	1億0449	1799	17.2%	1億0392	4343	41.8%	1億0372	7926	76.4%
過疎地域の市町村に該当する	885	2264	336	14.8%	2200	843	38.3%	2169	1705	78.6%
計	1,741	1億2713	2135	16.7%	1億2592	5187	41.1%	1億2541	9631	76.7%

注(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域の市町村に該当するか否かにより区分している。

注(2) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-11 マイナ保険証の有効登録件数等の推移

年月	マイナ保険証の有効登録件数 (件)		マイナンバーカードの保有枚数 (枚)		施策2の申込者数 (人)	
	単月	累計	単月	累計	単月	累計
令和4年5月	450,573	8,806,658				
6月	487,207	9,293,865			931,294	931,294
7月	5,762,135	15,056,000		54,692,211	8,077,729	9,009,023
8月	3,787,774	18,843,774	1,406,222	56,098,433	5,294,083	14,303,106
9月	4,681,943	23,525,717	1,896,884	57,995,317	5,990,239	20,293,345
10月	5,040,960	28,566,677	2,622,465	60,617,782	4,800,683	25,094,028
11月	4,173,102	32,739,779	3,347,752	63,965,534	4,966,952	30,060,980
12月	5,503,680	38,243,459	3,932,203	67,897,737	6,381,418	36,442,398
5年1月	5,391,403	43,634,862	3,623,769	71,521,506	5,037,488	41,479,886
2月	6,460,062	50,094,924	4,208,823	75,730,329	7,316,125	48,796,011
3月	5,344,176	55,439,100	4,234,736	79,965,065	4,561,554	53,357,565
4月	3,978,420	59,417,520	3,336,251	83,301,316	3,617,349	56,974,914
5月	3,302,808	62,720,328	3,162,372	86,463,688	3,131,190	60,106,104
6月	1,455,710	64,176,038	1,692,285	88,155,973	1,311,913	61,418,017
7月	895,731	65,071,769	883,586	89,039,559	823,427	62,241,444
8月	1,154,193	66,225,962	847,846	89,887,405	1,116,383	63,357,827
9月	4,284,740	70,510,702	1,028,121	90,915,526	4,829,961	68,187,788
10月	425,270	70,935,972	235,642	91,151,168	906	68,188,694
11月	148,405	71,084,377	213,462	91,364,630		
12月	186,853	71,271,230	178,323	91,542,953		
6年1月	158,745	71,429,975	141,414	91,684,367		
2月	251,695	71,681,670	201,138	91,885,505		
3月	391,489	72,073,159	270,273	92,155,778		
4月	475,008	72,548,167	222,256	92,378,034		
5月	470,686	73,018,853	197,319	92,575,353		
6月	692,352	73,711,205	209,301	92,784,654		
7月	800,222	74,511,427	299,337	93,083,991		
8月	817,746	75,329,173	386,365	93,470,356		
9月	942,892	76,272,065	410,621	93,880,977		
10月	1,199,638	77,471,703	617,974	94,498,951		
11月	1,271,983	78,743,686	842,496	95,341,447		
12月	1,913,342	80,657,028	973,002	96,314,449		
7年1月	873,386	81,530,414	636,607	96,951,056		
2月	717,449	82,247,863	422,909	97,373,965		
3月	763,901	83,011,764	348,972	97,722,937		
4月	904,324	83,916,088	262,350	97,985,287		
5月	478,767	84,394,855	184,414	98,169,701		
6月	441,562	84,836,417	166,460	98,336,161		
7月	503,224	85,339,641	188,174	98,524,335		
8月	631,307	85,970,948	290,225	98,814,560		
9月	576,899	86,547,847	265,480	99,080,040		
10月	751,977	87,299,824	397,251	99,477,291		
11月	1,425,067	88,724,891	455,097	99,932,388		
12月	1,692,471	90,417,362	714,504	100,646,892		

時点	年初人口 (人)	マイナンバー カードの保有 枚数 (枚)	有効登録件数 (件)	人口に対する 有効登録件数 の割合	マイナンバー カードの保有 枚数に対する 有効登録件数 の割合
	(a)	(b)	(c)	(c)/(a)	(c)/(b)
令和4年5月末（第2弾マイナポイント事業の施策2の申込受付開始前）	125,927,902		8,806,658	6.9%	
5年9月末（第2弾マイナポイント事業の終了時）	125,416,877	90,915,526	70,510,702	56.2%	77.5%
7年12月末	124,330,690	100,646,892	90,417,362	72.7%	89.8%

注(1) マイナ保険証の単月の有効登録件数は、当月の累計から前月の累計を差し引きすることにより算出したものであり、前月からの増分を表している。

注(2) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-12 施策2（マイナ保険証）の申込みを行っていない理由

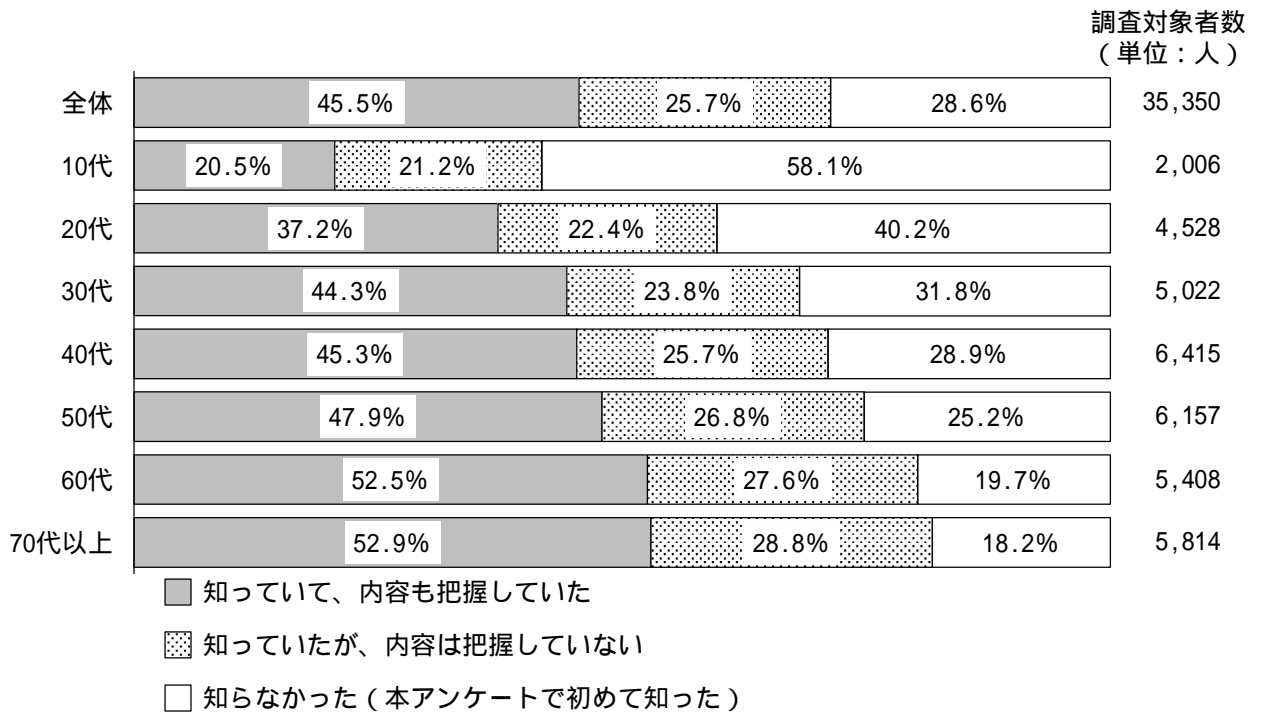
理由	割合
個人情報の漏えいが心配だったから	24.3%
手続を忘れていたから	15.2%
国に健康情報、病歴等を把握されるのが怖いから	14.6%
多忙で手続が間に合わなかったから	11.8%
メディアの報道を見て、マイナンバーカードに対してネガティブな感情を持ったから	10.4%
マイナンバーカードの取得以外に追加で手続が必要なことを知らなかったから	9.3%
買い物履歴等の決済情報が民間企業や国に把握されてしまいそうだったから	8.7%
マイナポイントの申込方法が分からなかったから	8.3%
マイナンバーカードを取得したことで疲れてしまったから	6.9%
メディアの報道を見て、マイナポイントに対してネガティブな感情を持ったから	6.5%
マイナンバーカードの申請期限（2023年2月末）までに申請ができなかったから	6.5%
申請期限が再度延長されると思ったから	6.1%
友人、知人、家族等から、マイナンバーカードに対してネガティブな話を聞いたから	5.6%
マイナポイントでもらえるポイントの付与額（7,500円分）に魅力を感じなかったから	5.0%
マイナポイントで申込みをしたい決済サービスがなかったから	4.7%
友人、知人、家族等から、マイナポイントに対してネガティブな話を聞いたから	4.4%
マイナポイントで申込みができる決済サービスを利用していなかったから	4.4%
手続に不備があったから	3.9%
ポイントを貯めたり使ったりすることに興味がないから	3.8%
その他	8.0%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを保有しているが、施策2（マイナ保険証）の申込みを行っていないと回答した5,414人である。

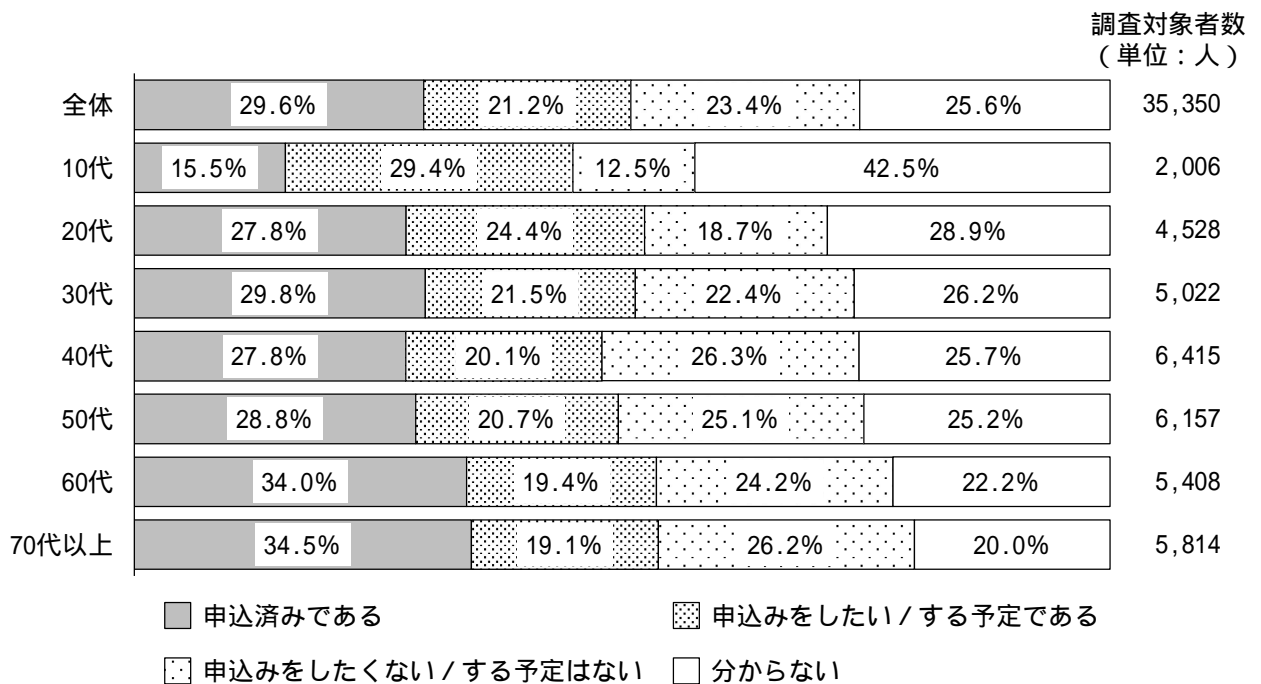
注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表2-13 施策2（マイナ保険証）に係る年代別の認知率の状況



(注) 令和4年11月に実施された第6回効果測定調査の集計結果である。

別図表2-14 施策2（マイナ保険証）に係る年代別の申込意向の状況



(注) 令和4年11月に実施された第6回効果測定調査の集計結果である。

別図表2-15 公金受取口座の登録件数等の推移

年月	公金受取口座の登録件数 (件)		マイナンバーカードの保有枚数 (枚)		施策3の申込者数 (人)	
	単月	累計	単月	累計	単月	累計
令和4年5月	302,830	1,563,871				
6月	879,439	2,443,310				
7月	6,317,964	8,761,274		54,692,211	7,740,889	7,740,889
8月	4,662,745	13,424,019	1,406,222	56,098,433	4,816,207	12,557,096
9月	5,366,738	18,790,757	1,896,884	57,995,317	5,471,613	18,028,709
10月	4,220,796	23,011,553	2,622,465	60,617,782	4,279,793	22,308,502
11月	4,477,334	27,488,887	3,347,752	63,965,534	4,508,353	26,816,855
12月	5,736,237	33,225,124	3,932,203	67,897,737	5,782,526	32,599,381
5年1月	4,672,999	37,898,123	3,623,769	71,521,506	4,679,003	37,278,384
2月	6,857,180	44,755,303	4,208,823	75,730,329	6,706,191	43,984,575
3月	4,563,232	49,318,535	4,234,736	79,965,065	4,234,391	48,218,966
4月	3,228,998	52,547,533	3,336,251	83,301,316	3,208,301	51,427,267
5月	2,646,515	55,194,048	3,162,372	86,463,688	2,780,797	54,208,064
6月	1,202,257	56,396,305	1,692,285	88,155,973	1,208,369	55,416,433
7月	725,883	57,122,188	883,586	89,039,559	737,807	56,154,240
8月	946,070	58,068,258	847,846	89,887,405	999,696	57,153,936
9月	4,469,498	62,537,756	1,028,121	90,915,526	4,533,578	61,687,514
10月	47,427	62,585,183	235,642	91,151,168	56,740	61,744,254
11月	13,280	62,598,463	213,462	91,364,630		
12月	25,720	62,624,183	178,323	91,542,953		
6年1月	49,944	62,674,127	141,414	91,684,367		
2月	129,595	62,803,722	201,138	91,885,505		
3月	329,910	63,133,632	270,273	92,155,778		
4月	22,121	63,155,753	222,256	92,378,034		
5月	24,522	63,180,275	197,319	92,575,353		
6月	31,285	63,211,560	209,301	92,784,654		
7月	65,147	63,276,707	299,337	93,083,991		
8月	74,733	63,351,440	386,365	93,470,356		
9月	74,113	63,425,553	410,621	93,880,977		
10月	99,082	63,524,635	617,974	94,498,951		
11月	29,247	63,553,882	842,496	95,341,447		
12月	-13,528	63,540,354	973,002	96,314,449		
7年1月	-79,167	63,461,187	636,607	96,951,056		
2月	165,354	63,626,541	422,909	97,373,965		
3月	286,490	63,913,031	348,972	97,722,937		
4月	-32,065	63,880,966	262,350	97,985,287		
5月	18,000	63,898,966	184,414	98,169,701		
6月	-162,214	63,736,752	166,460	98,336,161		
7月	-210,379	63,526,373	188,174	98,524,335		
8月	-13,254	63,513,119	290,225	98,814,560		
9月	-40,136	63,472,983	265,480	99,080,040		
10月	-12,729	63,460,254	397,251	99,477,291		
11月	-68,267	63,391,987	455,097	99,932,388		
12月	-19,401	63,372,586	714,504	100,646,892		

時点	年初人口 (人)	マイナンバー カードの保有 枚数 (枚)	登録件数 (件)	人口に対する 登録件数の 割合	マイナンバー カードの保有 枚数に対する 登録件数の 割合
	(a)	(b)	(c)	(c)/(a)	(c)/(b)
令和4年5月末（第2弾マイナポイント事業の施策3の申込受付開始前）	125,927,902		1,563,871	1.2%	
5年9月末（第2弾マイナポイント事業の終了時）	125,416,877	90,915,526	62,537,756	49.8%	68.7%
7年12月末	124,330,690	100,646,892	63,372,586	50.9%	62.9%

- 注(1) 公金受取口座の単月の登録件数は、当月の累計から前月の累計を差し引きすることにより算出したものであり、前月からの増分を表している。そのため、登録抹消により累計の登録件数が前月を下回る場合には、単月の登録件数はマイナスとなる。
- 注(2) 第2弾マイナポイント事業の施策3において、マイナポイントの付与を受けるための公金受取口座の登録期限は令和5年9月末に設定されていたが、登録期限間際の混雑を考慮して、10月1日に登録を行った者についてもマイナポイントの付与の対象にすることとされた。これらの登録件数を5年9月末時点の登録件数に加えると62,551,539件となる。
- 注(3) 施策3に係る令和4年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることができないため、施策3に係る同年7月の申込者数に同年6月の申込者数を含めて表示している。
- 注(4) 公金受取口座の登録が完了してマイナポイントの付与を受けるための要件を満たしたことをもって1人として数える方法により月次で集計できるようになったのは、令和4年8月からであるため、同年6月及び7月の申込者数を月ごとに分けることはできない。そのため、施策3の申込者数の累計は同年7月からの表示となっている。
- 注(5) 「年初人口」欄には、各時点が属する年の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口を記載している。

別図表2-16 施策3（公金受取口座）の申込みを行っていない理由

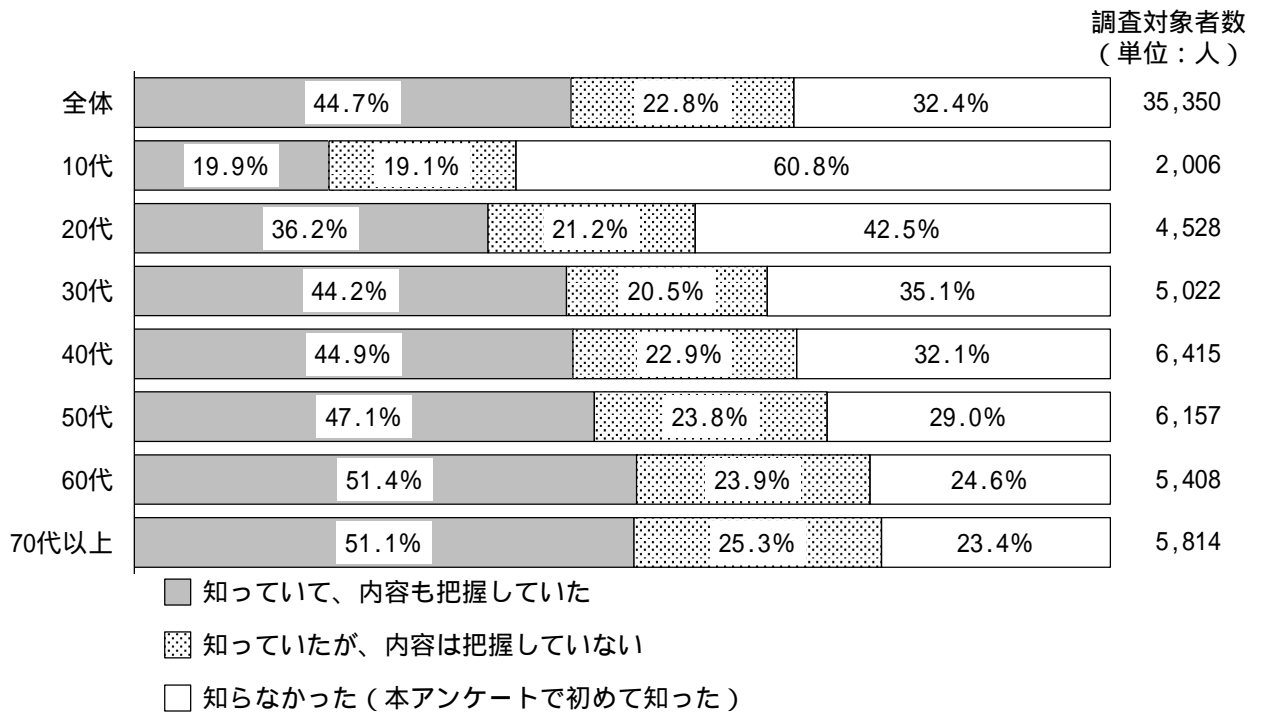
理由	割合
個人情報の漏えいが心配だったから	32.0%
手続を忘れていたから	13.0%
買い物履歴等の決済情報が民間企業や国に把握されてしまいそうだったから	12.1%
国に健康情報、病歴等を把握されるのが怖いから	11.6%
メディアの報道を見て、マイナンバーカードに対してネガティブな感情を持ったから	10.7%
多忙で手続が間に合わなかったから	9.5%
マイナンバーカードの取得以外に追加で手続が必要なことを知らなかったから	8.2%
マイナポイントの申込方法が分からなかったから	7.2%
メディアの報道を見て、マイナポイントに対してネガティブな感情を持ったから	6.1%
マイナンバーカードを取得したことで疲れてしまったから	6.0%
マイナンバーカードの申請期限（2023年2月末）までに申請ができなかったから	5.5%
友人、知人、家族等から、マイナンバーカードに対してネガティブな話を聞いたから	5.1%
申請期限が再度延長されると思ったから	4.9%
マイナポイントでもらえるポイントの付与額（7,500円分）に魅力を感じなかったから	4.8%
友人、知人、家族等から、マイナポイントに対してネガティブな話を聞いたから	3.7%
マイナポイントで申込みができる決済サービスを利用していなかったから	3.6%
マイナポイントで申込みをしたい決済サービスがなかったから	3.5%
手続に不備があったから	3.0%
ポイントを貯めたり使ったりすることに興味がないから	2.6%
その他	7.7%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを保有しているが、施策3（公金受取口座）の申込みを行っていないと回答した3,584人である。

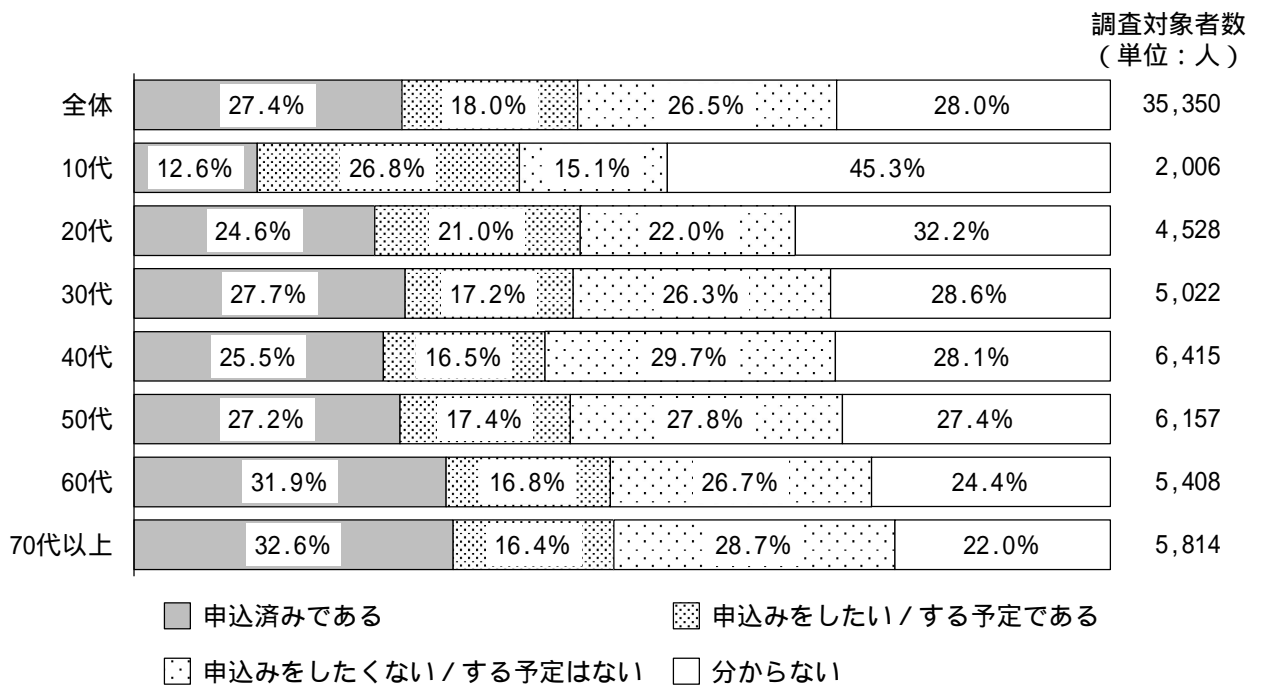
注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表2-17 施策3（公金受取口座）に係る年代別の認知率の状況



(注) 令和4年11月に実施された第6回効果測定調査の集計結果である。

別図表2-18 施策3（公金受取口座）に係る年代別の申込意向の状況



(注) 令和4年11月に実施された第6回効果測定調査の集計結果である。

別図表2-19 デジタル庁が公表するマイナンバーカードの主な用途と利用実績
(令和7年7月末時点)

利用シーン 注(1)	マイナンバーカードの主な用途	
	ホームページに記載されている主な利活用の実績	
くらしの 手続	コンビニエンスストア等での証明書の交付	
	コンビニエンスストア等での住民票の写しの交付割合 注(2) : 全交付数の26.1% 最新月のコンビニエンスストア等での住民票の写しの交付件数 : 166万余件 (昨年同月比116%)	
	出産や子育てに関する手続のマイナポータルからのオンライン申請 注(3)	
	マイナポータルと連携した所得税確定申告手続 注(4)	
	給付金等の受取 注(5)	
	マイナポータルからの年金に関する情報の確認及び年金に関する手続 注(6)	
	マイナポータルからの引っ越しの申請 注(7)	
	マイナポータルでの引っ越し手続数の割合 注(8) : 全手続数の12.5% 最新月のマイナポータルでの引っ越し手続数 : 7万余手続 (昨年同月比134%)	
	マイナポータルからのパスポート申請・更新	
	マイナ免許証 (マイナンバーカードの運転免許証利用)	
健康・ 医療	マイナ保険証	
	マイナポータルでの診療・薬剤・医療費・健診情報の確認	
非常時	医療	緊急搬送時における救急隊による受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報の把握
	災害対応	復旧・復興時におけるマイナポータルからの罹災証明書の申請等

注(1) 図表中の利用シーンのほか、「その他利用の広がり」として、地方公共団体及び民間事業者におけるマイナンバーカードの活用事例並びに「スマートフォンのマイナンバーカード」(マイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できるサービス)についても公表されている。

注(2) 年間の住民票の写しの交付件数に占める年間のコンビニエンスストア等での交付件数の割合を指す。

注(3) 妊娠の届出、児童手当の手続等の子育てに関する手続について、マイナポータルからオンライン申請することができる。なお、地方公共団体により申請可能な手続が異なっている。

注(4) 契約している保険会社等がマイナポータル連携に対応している場合、e-Taxを利用した確定申告において、控除証明書等の必要書類をオンラインで一括取得し、自動入力することができる。

注(5) 預貯金口座の情報を事前に国(デジタル庁)に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載、通帳の写しなどの添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になる。また、登録した口座(公金受取口座)の情報は、マイナポータルから変更、削除等を行うことができる。

注(6) マイナポータルとねんきんネットを連携することにより年金記録及び将来の年金見込額を確認することができる。また、国民年金の保険料の免除・猶予、国民年金への切替えなどの手続ができる。

注(7) 転出届の提出と、転入届(転居届)の提出のための来庁予約の申請ができる。

注(8) 年間の引っ越し手続数に占める年間のマイナポータルでの引っ越し手続数の割合を指す。

別図表2-20 マイナンバーカードの返納理由

理由	割合
マイナンバーカードのセキュリティに不信感があるから	33.1%
政府に対して不信感があるから	29.4%
マイナンバー制度に不信感があるから	28.3%
マイナンバーカードの必要性が感じられなかったから	25.9%
周囲の人が更新していなかった／返納していたから	7.1%
その他	3.4%
特になし	19.4%
分からない	18.0%

注(1) 令和6年3月に実施された第7回効果測定調査の集計結果である。

注(2) 調査対象者数は、マイナンバーカードを返納したと回答した85人である。

注(3) 複数回答が可能な設問であるため、割合を合計しても100%にならない。

別図表3 46登録サービスに係る有効期限の設定状況別のマイナポイント利用額等の状況

有効期限の設定状況	登録サービス数 (件)	左の登録サービスに係る マイナポイント付与額の 合計 (a)		左の登録サービスに係る マイナポイント利用額の 合計 (b)		左の登録サービスに係る マイナポイント利用率 (b)/(a)
		(千円)	割合	(千円)	割合	
有効期限の設定あり	34	493,087,955	39.9%	459,166,339	39.5%	93.1%
1年未満	3	1,453,193	0.1%	1,441,506	0.1%	99.1%
1年以上2年未満	4	15,548,312	1.2%	15,002,898	1.2%	96.4%
2年以上3年未満	2 注(2)	4,683,656	0.3%	3,217,472	0.2%	68.6%
3年以上4年未満	-	-	-	-	-	-
4年以上	4	106,055,960	8.5%	94,683,783	8.1%	89.2%
利用等に伴い有効期限が 延長されるもの	17	219,228,374	17.7%	205,140,716	17.6%	93.5%
その他 注(1)	4	146,118,458	11.8%	139,679,961	12.0%	95.5%
有効期限の設定なし	12	740,727,565	60.0%	703,208,641	60.4%	94.9%
計	46	1,233,815,520	100.0%	1,162,374,980	100.0%	94.2%

注(1) 「その他」は、指定日を有効期限としている登録サービスが該当する。

注(2) この2件は、マイナポイント利用率が70%未満であった3件のうちの2件であり(第2の3(2)イ(ア)参照)、他の登録サービスと比較してマイナポイント利用率が低くなっている要因について決済事業者を確認したところ、いずれも有効期限の設定に係る要因は挙げられなかった。